

ガス工作物使用前自主検査要領

平成29年4月

商務流通保安グループ

目 次

1. はじめに	1
2. 使用前自主検査の位置付け	1
3. 使用前自主検査の対象となるガス工作物の種類とその範囲	1
3.1 使用前自主検査の対象となるガス工作物の種類	1
3.2 使用前自主検査における設備の区分及び検査範囲	3
4. 使用前自主検査の基本的考え方	4
4.1 使用前自主検査事項	4
4.2 使用前自主検査の実施方法に関する基本的考え方	5
4.3 使用前自主検査の方法	5
4.4 使用前検査の準備	5
4.5 使用前自主検査等の記録の保存	5
5. 使用前検査の手順	6

<検査要領>

第一編 製造設備使用前自主検査要領

1. 構成	8
2. 設備別検査要領について	8
3. 共通事項検査要領について	9
4. 使用前自主検査の方法	9
5. 使用前自主検査の対象	9
6. 設備区分	10
7. 使用前自主検査対象項目	10

別表第1 設備別検査要領

1. オープンラック式ガス発生設備	12
2. シェルアンドチューブ式ガス発生設備	14
3. サブマージド式ガス発生設備	16
4. エアフィン式ガス発生設備	18
5. バス式ガス発生設備	20
6. プレートフィン式ガス発生設備	22
7. 多段熱板式ガス発生設備	24
8. ベンチュリー式ガス発生設備	26
9. 空気吸入式ガス発生設備	28
10. 外熱式ガス発生設備	30
11. 自熱式ガス発生設備	32

12. ガスホルダー	34
13. 地下式貯槽（液化石油ガス（低温）用地下式貯槽を含む）	36
14. 地上式貯槽	40
15. 真空断熱式貯槽	42
16. 常圧断熱式貯槽	44
17. 液化石油ガス用貯槽（低温貯槽を除く。）	46
18. シェルアンドチューブ式熱交換器	48
19. エアフィン式熱交換器	49
20. バス式熱交換器	50
21. 冷凍設備（小型、ユニット型又は冷媒ガスが不活性の冷凍設備を除く）	51
22. 容器	53

別表第2 共通事項検査要領

1. 材料	54
2. 構造（基礎を除く）	55
3. 構造（基礎）	57
4. 溶接部分	58
5. 構造等（耐圧試験）	61
6. 構造等（気密試験）	62
7. 安全弁	64
8. 立ち入りの防止等	65
9. 保安通信設備	65
10. 離隔距離	66
11. 保安区画	67
12. 防消火設備	67
13. ガスの滞留防止	67
14. 電気設備の防爆構造	68
15. 火気設備との距離	68
16. 静電気除去	68
17. ガスの置換等	69
18. 遮断装置	69
19. 液化ガス用貯槽の遮断装置	69
20. 計測装置等	70
21. 警報装置	70
22. 誤操作防止	71
23. インターロック	71
24. 保安電力等	72
25. 計器室	72

26. 緊急停止装置	73
27. ガスの逆流防止	73
28. 気化装置の構造	74
29. 保冷措置	74
30. 耐熱措置	74
31. 表示	75
32. 負圧防止	75
33. 防液堤	76
34. 防液堤内外の設備の制限	76
35. 運転性能	77
36. 運転制御	77

第二編 移動式ガス発生設備使用前自主検査要領

1. 構成	80
2. 設備別検査要領について	80
3. 共通事項検査要領について	80
4. 使用前自主検査の方法	81
5. 使用前自主検査の対象	81
6. 設備区分	81
7. 使用前自主検査対象項目	82

別表第1 設備別検査要領

1. 空気吸入式移動式ガス発生設備	84
2. 圧縮ガス式移動式ガス発生設備	86
3. 液化ガス式移動式ガス発生設備	88

別表第2 共通事項検査要領

1. 材料	90
2. 構造（基礎を除く）	91
3. 溶接部分	93
4. 構造等（耐圧試験）	95
5. 構造等（気密試験）	96
6. 安全弁	97
7. 立ち入りの防止等	97
8. 離隔距離	98
9. 防消火設備	98
10. 電気設備の防爆構造	98
11. 火気設備との距離	99

12. 静電気除去	99
13. ガスの置換等	99
14. 遮断装置	99
15. 計測装置等	100
16. 誤操作防止	100
17. 緊急停止装置	101
18. 移動式ガス発生設備の設置等	101
19. 気化装置の構造	101
20. 運転性能	102

第三編 供給設備使用前自主検査要領

別表

①供給所使用前自主検査要領

1. 供給所	103
--------	-----

②導管使用前自主検査要領

1. 設置状況	106
2. 材料	106
3. 構造	107
4. 接合	108
5. 導管の防食	111
6. 共同溝内の施設	111
7. 耐圧試験	112
8. 気密試験	113

③整圧器使用前自主検査要領

1. 設置状況	115
2. 構造	116
3. 気密試験	116
4. 出口の圧力が調整可能範囲を超えた場合の保護装置	117
5. 整圧器性能検査	117

1. はじめに

平成 11 年のガス事業法（以下「法」という。）改正に伴い、これまでの国による使用前検査が廃止され、ガス事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第 43 条、第 101 条（施行規則第 131 条第 1 項において準用する場合を含む。）及び第 157 条で定められたガス工作物について事業者による使用前自主検査が実施され、その検査結果の検査を登録ガス工作物検査機関が行うこととなった。

本要領は、施行規則第 44 条第 1 項、第 102 条第 1 項（施行規則第 131 条第 1 項において準用する場合を含む。）及び第 158 条第 1 項に規定する使用前自主検査の十分な方法について、その解釈を具体的に示したものである。

なお、同項に規定する使用前自主検査の方法は、この解釈に限定されるものでなく、同項に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、同項に適合するものと判断することとする。

2. 使用前自主検査の位置付け

ガス工作物（施行規則別表第 1 に規定されているもの）についてはガス工作物の工事、維持及び運用を規制することによって、公共の安全を確保することを目的として、ガス事業者が、当該ガス事業の用に供するガス工作物を経済産業省令で定める技術上の基準（本章において、以下「技術基準」という。）に適合するように維持することが義務づけられている。（法第 21 条、第 61 条（法第 84 条第 1 項において準用する場合を含む。）及び第 96 条）

ガス事業者は、法第 32 条、第 68 条（法第 84 条第 1 項において準用する場合を含む。）及び第 101 条で定めるところにより、ガス工作物の設置又は変更の工事であって施行規則第 39 条、第 97 条（施行規則第 131 条第 1 項において準用する場合を含む。）及び第 153 条で規定する工事をしようとするときは、その工事の計画を届け出るとともに、法第 33 条、第 69 条（法第 84 条第 1 項において準用する場合を含む。）及び第 102 条で定めるところにより、その工事が施行規則第 43 条、第 101 条（施行規則第 131 条第 1 項において準用する場合を含む。）及び第 157 条で規定するものについては、当該ガス工作物を使用する前に使用前自主検査を行い、その結果について登録ガス工作物検査機関の行う検査を受け、①その工事が法第 32 条第 1 項又は第 2 項、第 68 条第 1 項又は第 2 項（法第 84 条第 1 項において準用する場合を含む。）及び第 101 条第 1 項又は第 2 項の規定による届出をした工事の計画（同項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしたものを含む。）に従って行われたものであること、②技術基準に適合するものであることを確認する必要がある。

3. 使用前自主検査の対象となるガス工作物の種類とその範囲

3.1 使用前自主検査の対象となるガス工作物の種類

使用前自主検査の対象となるガス工作物の種類は、法第 33 条第 1 項、第 69 条第 1 項（法第 84 条第 1 項において準用する場合を含む。）及び第 102 条第 1 項に規定されている。

工事としては、施行規則第 43 条、第 101 条（施行規則第 131 条第 1 項において準用する場合を含む。）及び第 157 条で定めるところにより、施行規則別表第 1 の上欄に掲げる工事の種類に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げるものが対象となる。具体的には、次表に掲げるガス工作物が使用前自主検査を要することになる。

なお、特定ガス工作物に関する使用前自主検査は、「特定ガス工作物使用前自主検査要領」に従うこと。

<表>

使用前自主検査対象ガス工作物（製造設備（移動式ガス発生設備を除く。以下同じ。））

	ガス工作物の種類		最高使用圧力	
			高圧 (1 MPa 以上)	中低圧 (1 MPa 未満)
製造所	①ガス発生設備	ガス発生器		設置工事のみ
		増熱器		設置工事のみ
	②ガス精製設備			
	③ガスホルダー			
	④ 附帯設備	液化ガス用貯槽 (不活性の液化ガス用のものを除く。)		
		熱交換器 (不活性ガス（空気を含む。以下同じ。）若しくは不活性の液化ガスのみを通ずるもの又は冷凍設備に係るものを除く。)		液化ガス用のみ
		冷凍設備 (小型、ユニット型又は冷媒ガスが不活性の冷凍設備を除く。)		
		容器* ¹		液化ガス用のみ

■ 使用前自主検査対象設備（対象となる変更工事の詳細については施行規則別表第1を参照）

- * 1. 不活性ガス若しくは不活性の液化ガスのみを通ずるもの又は冷凍設備に係るもの以外であって、最高使用圧力が高圧のガス（容積が0.04m³以上又は内径が200mm以上で、長さが1000mm以上のものに限る。）又は液化ガスを通ずるもの（最高使用圧力をメガパスカルで表した数値と内容積をm³で表した数値との積が0.004以下のものを除く。）。

使用前自主検査対象ガス工作物（移動式ガス発生設備*²*³）

ガス工作物の種類	最高使用圧力	
	高圧 (1 MPa 以上)	中低圧 (1 MPa 未満)
容器* ⁴		
集合装置* ⁵		
ガス発生器		
調整装置		
増熱器		設置のみ

■ 使用前自主検査対象設備（対象となる変更工事の詳細については施行規則別表第1を参照）

- * 2. 当該移動式ガス発生設備と一体となってガスの製造の用に供される調整装置を含み、貯蔵能力が、貯蔵するガスが液化ガスの場合は 1000kg 未満、貯蔵するガスが圧縮ガスの場合は 300m³ 未満であるものを除く。
- * 3. 工事計画届出及び使用前検査の対象となる移動式ガス発生設備の設置の工事とは、移動式ガス発生設備を使用する箇所に据え付ける工事をいう。
- * 4. 改造の場合における使用前自主検査対象の容器は、①最高使用圧力の変更を伴うもの（変更後の最高使用圧力が高压若しくは中圧となるもの又は液化ガス用容器に係るものに限る。）、②耐圧部分及び液化ガスを貯蔵する部分の強度に影響を及ぼすもの、③最高使用圧力が高压若しくは中圧の容器又は液化ガス用容器の安全弁に係るもの。
- * 5. 集合装置とは、複数の容器がある場合に各容器からのガス又は液化ガスを集合するための装置であって、容器の出口から調整装置又は気化装置の入口までをいう。

使用前自主検査対象ガス工作物（供給設備）

	ガス工作物の種類	最高使用圧力	
		高压 (1 MPa 以上)	中低圧 (1 MPa 未満)
供給所	①ガスホルダー		
	②整圧器		
導管		500m 未満の取替設置を除く	
整圧器			

■ 使用前自主検査対象設備（対象となる変更工事の詳細については施行規則別表第 1 を参照）

3.2 使用前自主検査における設備の区分及び検査範囲

使用前自主検査における設備の区分及びその検査範囲については、製造設備、移動式ガス発生設備及び供給設備に大別してそれぞれ次のように区分する。

(1) 製造設備

a. 設備の区分

製造設備の構成要素は、施行規則別表第 1 においてガス発生設備、ガス精製設備、ガスホルダー、附帯設備に区分されているが、使用前自主検査を行う場合の設備の区分は、本要領第一編 製造設備使用前自主検査要領の「6. 設備区分」に従うものとする。

b. 検査の範囲

各設備の検査範囲については、本要領第一編別表第 1 設備別検査要領の「図 1. 設備の概念図」により例示する。

なお、使用前自主検査の実施上、例えば遮断装置等は、当該設備の一部として扱う必要があるため、各設備の範囲は、本体のみには留まらないので注意すること。

(2) 移動式ガス発生設備

a. 設備の区分

移動式ガス発生設備の構成要素は、施行規則別表第 1 において容器、集合装置、ガス発生器、調整装置及び増熱器に区分されているが、使用前自主検査を行う場合の設備の区分は、本要領第二編 移動式ガス発生設備使用前自主検査要領の「6. 設備区分」に従うものとする。

b. 検査の範囲

各設備の検査範囲については、本要領第二編別表第 1 設備別検査要領の「図 1. 設備の概念図」により例示する。

(3) 供給設備

a. 設備の区分

供給設備の設備区分は、施行規則別表第 1 において供給所、導管、整圧器に区分される。このうち供給所内の設備については、ガスホルダーと整圧器に区分される。

なお、ガスホルダーについては、製造設備に示す設備区分に準ずる。

b. 検査の範囲

導管の検査範囲は、最高使用圧力が高圧のものとする。整圧器の検査範囲は、最高使用圧力が高圧の整圧器本体とするが、検査項目としては不純物除去装置、ガス遮断装置等も含むものとする。

なお、ガスホルダーについては、製造設備に示す検査範囲に準ずる。

4. 使用前自主検査の基本的考え方

4.1 使用前自主検査事項

検査対象となるガス工作物については、法第 33 条第 1 項、第 69 条第 1 項（法第 84 条第 1 項において準用する場合を含む。）及び第 102 条第 1 項において、ガス事業者が自主検査を行った後、その結果について登録ガス工作物検査機関による検査を受けることと規定されている。

検査方法は施行規則第 44 条第 1 項、第 102 条第 1 項（施行規則第 131 条第 1 項において準用する場合を含む。）及び第 158 条第 1 項で規定されており、その内容は以下のとおりである。

- ・ガス工作物の各部の損傷、変形等の状況並びに機能及び作動の状況について、法第 33 条第 2 項各号、第 69 条第 2 項各号（法第 84 条第 1 項において準用する場合を含む。）及び第 102 条第 2 項各号のいずれにも適合していることを確認するために十分な方法で行うものとする。

合格基準は法第 33 条第 2 項第 1 号及び第 2 号、第 69 条第 2 項第 1 号及び第 2 号（法第 84 条第 1 項において準用する場合を含む。）並びに第 102 条第 2 項第 1 号及び第 2 号で規定されており、その内容は以下のとおりである。

- ① その工事が法第 32 条第 1 項又は第 2 項、第 68 条第 1 項又は第 2 項（法第 84 条第 1 項において準用する場合を含む。）及び第 101 条第 1 項又は第 2 項の届出をした工事の計画（同項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしたものを含む。）に従って行われたものであること。
- ② 法第 21 条第 1 項、第 61 条第 1 項（法第 84 条第 1 項において準用する場合を含む。）及び第 96 条第 1 項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

4.2 使用前自主検査の実施方法に関する基本的考え方

- (1) 個々の検査事項についてガス事業者が使用前自主検査を行う。
- (2) その使用前自主検査の結果について登録ガス工作物検査機関の検査を受ける。

4.3 使用前自主検査の方法

本検査要領は、次の3編から構成されており、各ガス工作物の検査の方法は対応する編の要領による。

第一編 製造設備使用前自主検査要領

第二編 移動式ガス発生設備使用前自主検査要領

第三編 供給設備使用前自主検査要領

4.4 使用前検査の準備

ガス事業者は、工事計画届出書の写し（変更を行った場合はその訂正版）、工事計画変更届出書の写し、工事計画軽微変更届出書の写し、本要領で定めている使用前自主検査記録（施行規則第46条第1項第1号～第7号、第104条第1項第1号～第7号（施行規則第131条第1項において準用する場合を含む。）及び第160条第1項第1号～第7号に規定の内容を記載したもの）等を準備する。

＜施行規則第46条第1項第1号～第7号、第104条第1項第1号～第7号（施行規則第131条第1項において準用する場合を含む。）及び第160条第1項第1号～第7号の内容＞

- 一 自主検査年月日
- 二 自主検査の対象
- 三 自主検査の方法
- 四 自主検査の結果
- 五 自主検査を実施した者の氏名（自主検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の名称及び検査を実施した者の氏名）
- 六 自主検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
- 七 登録ガス工作物検査機関が行う検査の結果（*1）

（*1）検査の結果は、登録ガス工作物検査機関の検査の結果を記載するものであるため、使用前自主検査の段階では、その準備を要しない。

4.5 使用前自主検査等の記録の保存

- (1) 記録の保存は施行規則第46条第2項、第104条第2項（施行規則第131条第1項において準用する場合を含む。）及び第160条第2項で規定されており、その内容は以下のとおりである。

・使用前自主検査等の記録は、その記録を行つた日から5年間（登録ガス工作物検査機関が行う検査に合格した場合にあつては、当該合格した日から5年間）保存するものとする。

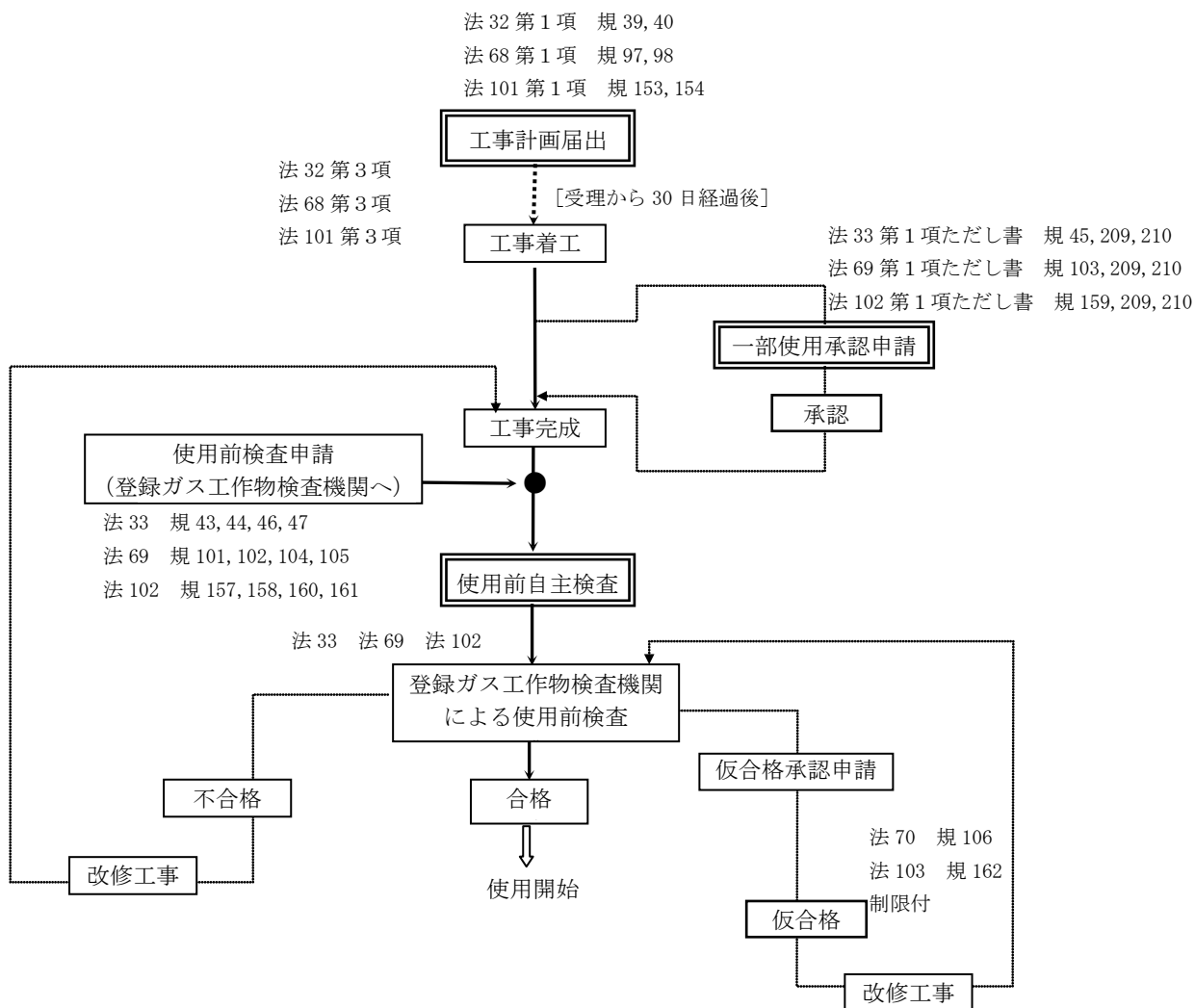
- (2) また、記録の保存は施行規則第47条、第105条（施行規則第131条第1項において準用する場合を含む。）及び第161条で規定しているとおり、電磁的方法によることも可能である。施行規則第47条、第105条（施行規則第131条第1項において準用する場合を含む。）

及び第 161 条の内容は以下のとおりである。

- ① 法第 33 条第 3 項、第 69 条第 3 項（法第 84 条第 1 項において準用する場合を含む。）
及び第 102 条第 3 項に規定する自主検査の結果の記録は、電磁的方法により作成し、
保存することができる。
- ② 前項の規定による保存をする場合には、同項の記録が必要に応じ電子計算機その他
の機器を用いて直ちに表示されることができるようにしておかなければならない。
- ③ 第 1 項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよ
う努めなければならない。

5. 使用前検査の手順

使用前検査はガス事業者からの使用前検査申請書に基づいて行う。以下に検査の手順の標準例を示す。



備考 法：ガス事業法

規：ガス事業法施行規則

：事業者の手続き

第一編

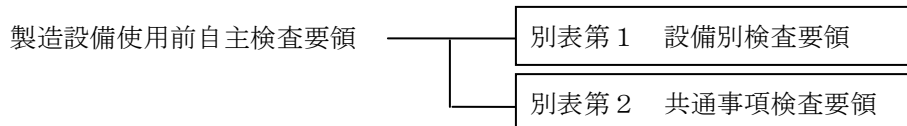
製造設備使用前自主検査要領

第一編 製造設備使用前自主検査要領

1. 構成

本編は、6. 設備区分に示す代表的なガス工作物ごとの検査方法等をまとめた「設備別検査要領」と「共通事項検査要領」とから構成されている。

第一編 製造設備使用前自主検査要領（特定ガス工作物を除く。）



2. 設備別検査要領について

代表的なガス工作物について使用前自主検査においてガス工作物ごとに行うべき必要な検査項目と各ガス工作物に特有の検査項目に係るその具体的検査方法を「設備別検査要領」としてまとめた。

表1に各設備の「材料・構造等検査」の項目を、表2、3に各設備全体としての「安全性検査」、「性能検査」の項目を、表4に「特記事項検査項目」を、図1に設備の概念図をそれぞれ示した。なお、表1、図1における機器名称は、その設備の一例を掲げたものである。

表1中の項目に記載の「容器」は、一般的にいわれている圧力容器すべてを指していないため、技術基準（省令^{*}、告示^{**}、解釈例^{***}）における「容器」とは異なる。

^{*}ガス工作物の技術上の基準を定める省令（以下「省令」という。）

^{**}ガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示（以下「告示」という。）

^{***}ガス工作物技術基準の解釈例（以下「解釈例」という。）

表1、表2及び表3における記号は、検査項目の適用の有無等を示す。その凡例は以下のとおり。

凡 例

- | | |
|------|---|
| ○ | : 「共通事項検査要領」の検査項目による。 |
| △ | : 「共通事項検査要領」の検査項目によるが、検査対象が限られるもの等であるので、その旨注書きしている。 |
| 特(*) | : 各設備区分の特記事項検査項目（“*”は特記番号）による。 |
| — | : 検査対象外 |

（備考）特記事項検査項目には、次のものを含んでいる。

- (1) 「共通事項検査要領」で一般的な記述となっているものをその設備について具体的に記述しているもの。この場合、「共通事項検査要領」の内容によらない。
- (2) 当該設備に対して、「共通事項検査要領」に追加して行うもの。
- (3) 「共通事項検査要領」に記載のないものについて、具体的に記述しているもの。

3. 共通事項検査要領について

検査の内容はガス工作物毎に異なるが、その中で複数の種類のガス工作物に共通した事項（材料・構造等）について、検査項目毎にその具体的な検査方法、準備書類及び判断基準を「共通事項検査要領」としてまとめた。

4. 使用前自主検査の方法

- (1) 各ガス工作物に対応する「設備別検査要領」で行うべき検査項目を調べ、対応する「設備別検査要領」と「共通事項検査要領」に従って使用前自主検査を行う。
- (2) ガス工作物の技術上の基準を定める省令第2条第3項及び第4項に該当するガス工作物および解釈例で同等とみなされる高圧ガス特定設備検査合格品、労働安全衛生法第1種压力容器溶接検査合格品等にあつては、当該適用となる技術基準に係る検査事項は、各項に示す他法規の技術基準に適合することを証する書類により確認する。
- (3) 本要領における使用前自主検査の注意事項を以下に示す。

- ① 本要領に掲げる検査項目のうち運転性能の欄に掲げる検査事項は一例として掲げたもので、設備の状況により置き換えてもよい。

また、ガス発生設備の運転性能検査は、環境面を考慮し、ガスの大気放散や燃焼を行うことは極力避けるべきである。したがって、製造所の設置の工事等で、ガスの需要が無い場合でやむを得ず、ガスの大気放散や燃焼を行う場合は、運転の負荷はなるべく小さくし、能力の確認は、その結果から推定するものとする。

なお、ガス工作物を試験のために使用する場合にあっては、ガスの熱量等を測定し正常であることを確認できれば当該ガスを供給することができる。（施行規則第45条第1号、第103条第1号（施行規則第131条第1項において準用する場合を含む。）及び第159条第1号）

- ② 技術基準に定められたもの及び工事計画書添付書類「制御方式に関する説明書」に記載のもの以外については、必ずしも常設の計器で測定しなくてもよい。
- ③ ガス工作物の種類、型式のように施行規則別表第2の記載事項となっているものであつて、本要領において当該種類、型式等の検査方法についての定めのないものにあつては、当該ガス工作物の検査成績書等により当該事項を確認する。

5. 使用前自主検査の対象

(1) 使用前自主検査対象

設備別検査要領における材料・構造等検査項目、安全性検査項目、性能検査項目を設備別に一覧表にまとめたものを「7. 使用前自主検査対象項目」に示す。

なお、製造所（製造設備を含む。）の設置の自主検査においては、単独で設置した場合に、使用前自主検査の対象となる設備に加え、次の事項のうち、該当するものについても検査を行うこと。

- ① 熱量調整装置の機能について、これらの機能が正常であること。
- ② 供給ガスが省令第22条、解釈例第77条に適合する付臭が可能となる付臭設備が設置されていること。
- ③ ベントスタックについては、省令第13条、解釈例第10条の内容に適合していること。
- ④ フレアスタックについては、省令第13条、解釈例第11条の内容に適合していること。

(2) 設備の範囲内の配管の扱い

「設備別使用前検査要領」における設備の概念図には、設備の一部として、配管が記載されているが、使用前自主検査の対象外である。

6. 設備区分

設備別検査要領における設備区分の一覧を以下に示す。

(設備区分一覧)

設備区分		No.	設備名称	頁
ガス発生設備	(1) ガス発生器 (2) 増熱器	1	オープンラック式ガス発生設備	1 2
		2	シェルアンドチューブ式ガス発生設備	1 4
		3	サブマージド式ガス発生設備	1 6
		4	エアフィン式ガス発生設備	1 8
		5	バス式ガス発生設備	2 0
		6	プレートフィン式ガス発生設備	2 2
		7	多段熱板式ガス発生設備	2 4
		8	ベンチュリー式ガス発生設備	2 6
		9	空気吸入式ガス発生設備	2 8
		10	外熱式ガス発生設備 ¹⁾	3 0
		11	自熱式ガス発生設備 ¹⁾	3 2
ガスホルダー		12	ガスホルダー	3 4
附帯設備	(1) 液化ガス用貯槽	13	地下式貯槽 ²⁾	3 6
		14	地上式貯槽	4 0
		15	真空断熱式貯槽	4 2
		16	常圧断熱式貯槽	4 4
		17	液化石油ガス用貯槽（低温貯槽を除く）	4 6
	(2) 熱交換器	18	シェルアンドチューブ式熱交換器	4 8
		19	エアフィン式熱交換器	4 9
		20	バス式熱交換器	5 0
	(3) 冷凍設備 ³⁾	21	冷凍設備	5 1
	(4) 容器	22	容器	5 3

1) ガス精製設備を含む

2) 液化石油ガス（低温）用地下式貯槽を含む

3) 小型、ユニット型又は冷媒ガスが不活性の冷凍設備を除く

7. 使用前自主検査対象項目

設備別検査要領における使用前自主検査対象項目の一覧を以下に示す。

(使用前自主検査対象項目一覧(製造設備))

使用前自主検査対象項目一覧(製造設備)

設備区分					ガス発生設備												ガスホルダー	附帯設備									
					ガス発生器・増熱器 (中低圧は設置工事のみ)													液化ガス用貯槽				熱交換器 (高圧又は液化ガス用)			冷凍設備 (高圧又は液化ガス)	容器 (高圧又は液化ガス用)	
No.	検査項目	省令	解釈例 【解釈例別添】	オープンラック式	シエルアンドチューブ式	サブマージド式	エアフィン式	バス式	プレートフィン式	多段熱板式	ベンチュリー式	空気吸入式	外熱式	自熱式	(液化石油ガス(低温貯槽を含む)地下式)	地上式		真空断熱式	常圧断熱式	液化石油ガス用 (低温貯槽を除く)	シエルアンドチューブ式	エアフィン式	バス式				
材料・構造等検査項目	1	材料	14条	12,13条【2～4条】	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	特(1)	特(1)	○	○	○	○	○	○	○	○		
	2	構造(基礎を除く)	15条1項	18～40条【5～24条】	○	○	○	○	○	特(1)	○	○	○	△1	△1	○	特(2)	特(2)	○	○	○	○	○	○	○		
	3	構造(基礎)	15条1項	37条【22条】	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
			38条【23条】	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	特(3)	○	○	○	○	—	—	—	—		
			39条【24条】	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—		
	4	溶接部分	16条	52～71条【27～48条】	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	特(4)	特(3)	○	○	○	○	○	○	○		
	5	構造等(耐圧試験)	15条2項	50条【25条】	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△3	特(5)	特(4)	特(1)	特(1)	○	○	○	○	○		
	6	構造等(気密試験)	15条3項	51条【26条】	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	特(6)	○	特(2)	特(2)	○	○	○	○	○		
	7	安全弁	17条	72条1項	△4	△4	△4	△4	△4	△4	△4	△4	△4	△4	△4	—	—	—	—	—	—	△4	△4	△4	△4	△4	
			72条2項	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	特(3) △5	—	—	—	—	—	—	—	—		
35条1項			72条1項	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△4	△4	△4	△4	△4	—	—	—	—		
特記	冷凍設備の圧力上昇防止装置	29条	83条	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	特(1)	—				
特記	ガスホルダーの構造	32条1項	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	特(4)	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
安全性検査項目	8	立ち入りの防止等	4条	1条	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	9	保安通信設備	5条	2条	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	10	離隔距離	6条	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
			告示2～5条	3条	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	—	—	—	—		
	11	保安区画	7条	4条	△6	△6	△6	△6	△6	△6	△6	△6	△7	△7	△7	△6	△6	△6	△6	△6	△6	△6	△6	△6	△6		
	12	消防火設備	8条	5条	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	13	ガスの滞留防止	9条	6条	△8	△8	△8	△8	△8	△8	△8	△8	△8	△8	△8	△8	△8	△8	△8	特(3) △8	△8	△8	△8	△8	△8		
	14	電気設備の防爆構造	10条	7条	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	15	火気設備との距離	11条	8条	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	16	静電気除去	12条	9条	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	○	○	○	○	○	△10	△10	△10	△10		
	17	ガスの置換等	13条1項	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
			13条4項	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	特(2)	—			
	18	遮断装置	26条	80条	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	△11	—		
	特記	ガスホルダーの遮断装置	33条	90条	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	特(5)	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	19	液化ガス用貯槽の遮断装置	36条	93条	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	—	—	—	—		
	20	計測装置等	18条1項	73条	特(1)	特(1)	特(1)	特(1)	特(1)	特(2)	特(1)	特(1)	特(1)	特(1)	特(1)	特(6)	特(7)	特(5)	特(3)	特(3)	特(4)	—	—	—	特(3)	—	
	21	警報装置	19条	74条	特(2)	特(2)	特(2)	特(2)	特(2)	特(3)	特(2)	特(2)	特(2)	特(2)	特(2)	特(7) △12	特(8)	特(6)	特(4)	特(4)	—	—	—	—	—	—	
	22	誤操作防止	20条1項	75条	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	23	インターロック	20条2項	—	△13	△13	△13	△13	△13	△13	△13	△13	△13	△13	△13	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	24	保安電力等	21条	76条	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	25	計器室	23条	78条	△6	△6	△6	△6	△6	△6	△6	△6	△6	△6	△6	△6	△6	△6	△6	△6	△6	△6	△6	△6	△6	△6	
	26	緊急停止装置	27条1項	81条	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	△14	△14	△14	—	—	
	27	ガスの逆流防止	30条	84条	—	△15	—	—	—	—	—	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	28	気化装置の構造	31条	85, 86, 87条	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	△16	△16	△16	—	—	
	29	保冷措置	15条	38条	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	特(7)	—	—	—	—	—	—	—	—	
			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	特(5)	○	—	—	—	—	—		
	30	耐熱措置	37条	94条	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△17	○	○	○	○	○	—	—	—	—		
	31	表示	34条	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—		
	32	負圧防止	35条2項	92条	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	—	—	—	—		
	33	防液堤	38条1項	95条	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	—	—	—	—		
	34	防液堤内外の設備の制限	38条2項	96条	△18	△18	△18	△18	△18	△18	△18	△18	△18	△18	△18	△18	△18	△18	△18	△18	△18	△18	△18	△18	△18	△18	
	特記	貯槽の防食措置	39条	97条	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	特(5)	—	—	—	—	—	
性能	35	運転性能	—	—	特(3)	特(3)	特(3)	特(3)	特(3)	特(4)	特(3)	特(3)	特(3)	特(3)	特(3)	—	—	—	—	—	—	—	—	特(4)	—		
	36	運転制御	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		

〔凡例〕

○ : 共通事項検査要領によるもの
△ : 共通事項検査要領によるが、検査対象が限られるため注書きがあるもの
特(*) : 各設備区分の特記事項検査項目("*"は特記番号)によるもの
— : 検査対象外

(注書き)
△1 : 圧力が0.2MPa以上の圧力を受けるものに限る
△2 : 高圧のガスを通ずるものに限る
△3 : 高圧又は中圧のものに限る
△4 : 過圧が生ずるおそれのあるものに限る
△5 : 最高使用圧力が高圧又は中圧のガスを通ずるものであって、過圧の生じるおそれのあるものに限る
△6 : 特定事業所に設置する場合に限る。
△7 : 特定事業所に設置し、高圧のガスを通ずるものに限る
△8 : ガス工作物を室に設置する場合、又はガスの滞留のおそれのある場合に限る
△9 : 欠番
△10 : 液化ガス(静電気によりガスに引火するおそれがないものを除く。)を通ずるものに限る
△11 : 熱量調整のための容器に限る
△12 : 低圧のホルダーで圧送機によりガスを送り出すものに限る
△13 : 特定事業所に設置する高圧のガス又は液化ガスを通ずるものに限る
△14 : ガス(不活性のものを除く)を発生させるものに限る
△15 : ガスの通ずる部分に直接液体を送入するものに限る
△16 : 液化ガス(不活性のものを除く)を気化するものに限る
△17 : 高圧のガスホルダーに限る
△18 : 防液堤(省令第38条第1項に定めるものに限る)を有する事業所に限る

〔凡例〕

○ : 共通事項検査要領によるもの
△ : 共通事項検査要領によるが、検査対象が限られるため注書きがあるもの
特(*) : 各設備区分の特記事項検査項目("※"は特記番号)によるもの
— : 検査対象外

(注書き)
△1 : 圧力が0.2MPa以上の圧力を受けるものに限る
△2 : 高圧のガスを通ずるものに限る
△3 : 高圧又は中圧のものに限る
△4 : 過圧が生ずるおそれのあるものに限る
△5 : 最高使用圧力が高圧又は中圧のガスを通ずるものであって、過圧の生じるおそれのあるものに限る
△6 : 特定事業所に設置する場合に限る。
△7 : 特定事業所に設置し、高圧のガスを通ずるものに限る
△8 : ガス工作物を室に設置する場合、又はガスの滞留のおそれのある場合に限る
△9 : 欠番
△10 : 液化ガス(静電気によりガスに引火するおそれがないものを除く。)を通ずるものに限る
△11 : 熱量調整のための容器に限る
△12 : 低圧のホルダーで圧送機によりガスを送り出すものに限る
△13 : 特定事業所に設置する高圧のガス又は液化ガスを通ずるものに限る
△14 : ガス(不活性のものを除く)を発生させるものに限る
△15 : ガスの通ずる部分に直接液体を送入するものに限る
△16 : 液化ガス(不活性のものを除く)を気化するものに限る
△17 : 高圧のガスホルダーに限る
△18 : 防液堤(省令第38条第1項に定めるものに限る)を有する事業所に限る

別表第 1 設備別検査要領

設備区分 ガス発生設備 設備名称 1. オープンラック式ガス発生設備

表 1. 材料・構造等検査項目

項目	省令	解釈例 【解釈例別添】	検査対象
			ガス発生器
			気化器本体
1. 材料	14 条	12、13 条 【2～4 条】	○
2. 構造 (基礎を除く)	15 条 1 項	18～36、40 条 【5～21、24 条】	○
3. 構造(基礎)	15 条 4 項	—	○
4. 溶接部分	16 条	52～60、62～71 条 【27～35、37～48 条】	○
5. 構造等 (耐圧試験)	15 条 2 項	50 条 【25 条】	○
6. 構造等 (気密試験)	15 条 3 項	51 条 【26 条】	○
7. 安全弁	17 条	72 条 1 項	△(注 4)

(注 4) 過圧が生じるおそれのあるものに限る。

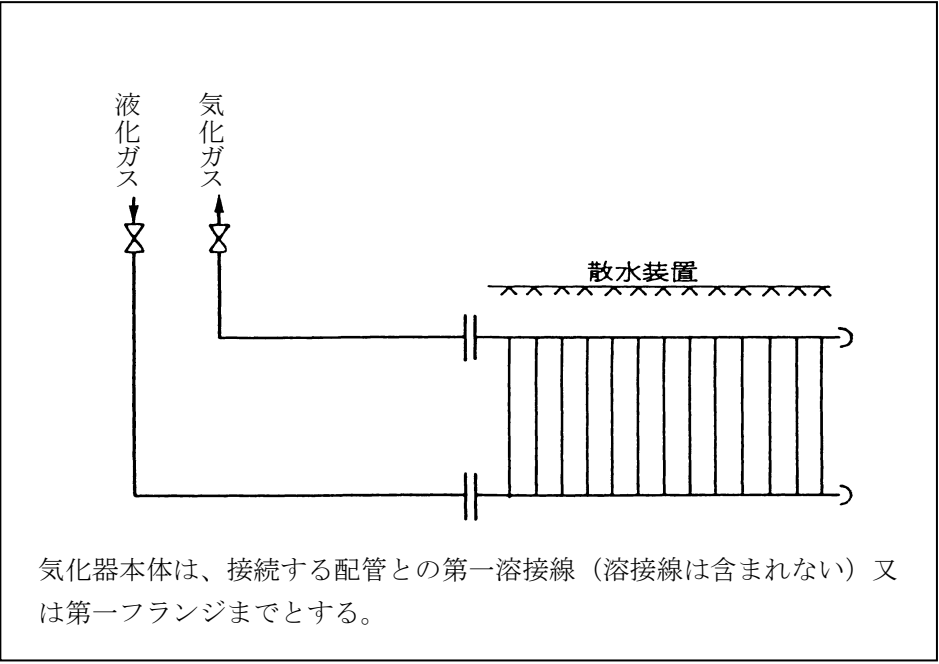


図 1. 設備の概念図

表 2. 安全性検査項目

項目	省令	解釈例	検査対象
			ガス発生器
8. 立ち入りの防止等	4 条	1 条	○
9. 保安通信設備	5 条	2 条	○
10. 離隔距離	6 条 告示 2～5 条	—	○
11. 保安区画	7 条	4 条	△(注 6)
12. 防消火設備	8 条	5 条	○
13. ガスの滞留防止	9 条	6 条	△(注 8)
14. 電気設備の防爆構造	10 条	7 条	○
15. 火気設備との距離	11 条	8 条	○
16. 静電気除去	12 条	9 条	○
17. ガスの置換等	13 条 1 項	—	○
18. 遮断装置	26 条	80 条	○
20. 計測装置等	18 条 1 項	73 条	特(1)
21. 警報装置	19 条	74 条	特(2)
22. 誤操作防止	20 条 1 項	75 条	○
23. インターロック	20 条 2 項	—	△(注 13)
24. 保安電力等	21 条	76 条	○
25. 計器室	23 条	78 条	△(注 6)
26. 緊急停止装置	27 条 1 項	81 条	○
28. 気化装置の構造	31 条	85、86、87 条	○
34. 防液堤内外の設備の制限	38 条 2 項	96 条	△(注 18)

(注 6) 特定事業所に設置する場合に限る。

(注 8) ガス工作物を室に設置する場合、又はガスの滞留のおそれのある場合に限る。

(注 13) 特定事業所に設置する高圧のガス又は液化ガスを通ずるものに限る。

(注 18) 防液堤（省令第 38 条第 1 項に定めるものに限る。）を有する事業所に限る。

表 3. 性能検査項目

項目	省令	解釈例	検査対象
35. 運転性能	—	—	特(3)
36. 運転制御	—	—	○

表 4. 特記事項検査項目（オープンラック式ガス発生設備）

機器名称	特記 番号	検査項目	検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
					項目	内容	
設備全般 （安全性）	1	計測装置等		「共通 20. 計測装置等」の項に従い、次に掲げる事項が測定できることを確認する。 （1）気化装置の気相の圧力 （2）気化装置の加熱媒体の温度	「共通 20. 計測装置等」の項による。		「共通 20. 計測装置等」の項による。
	2	警報装置		「共通 21. 警報装置」の項に従い、次に掲げる場合にその旨を警報することを確認する。 ・気化装置の出口のガスの温度が異常に低下した場合	「共通 21. 警報装置」の項による。		「共通 21. 警報装置」の項による。
設備全般 （性能）	3	運転性能		1. 「共通 35. 運転性能」の項による。 2. 「共通 35. 運転性能」1. に示す運転試験の確認項目の一例を以下に示す。 （1）液化ガス又は気化ガスの流量 （2）気化ガスの圧力、温度 （3）海水の流量、入口圧力、入口温度 （4）気化ガスの組成、比重、発熱量(いずれか一つの負荷時の値を代表してもよい。また、液化ガスの組成が明らかである場合には、計算により求めてもよい。) ＜液化ガスの増熱機能を有するガス発生設備の追加例＞ 1. 増熱用液化ガスの流量 2. 増熱用液化ガス混合後の液化ガス温度 3. 気化ガスの熱量	「共通 35. 運転性能」の項による。		「共通 35. 運転性能」の項による。

表 1. 材料・構造等検査項目

項目	省令	解釈例 【解釈例別添】	検査対象	
			ガス発生器	増熱器
			気化器本体	増熱器本体
1. 材料	14 条	12,13 条 【2～4 条】	○	○
2. 構造 (基礎を除く)	15 条 1 項	18～36、40 条 【5～21、24 条】	○	○
3. 構造(基礎)	15 条 4 項	—	○	○
4. 溶接部分	16 条	52～60、62～ 71 条 【27～35、 37～48 条】	○	○
5. 構造等 (耐圧試験)	15 条 2 項	50 条 【25 条】	○	○
6. 構造等 (気密試験)	15 条 3 項	51 条 【26 条】	○	○
7. 安全弁	17 条	72 条 1 項	△(注 4)	

(注 4) 過圧が生じるおそれのあるものに限る。

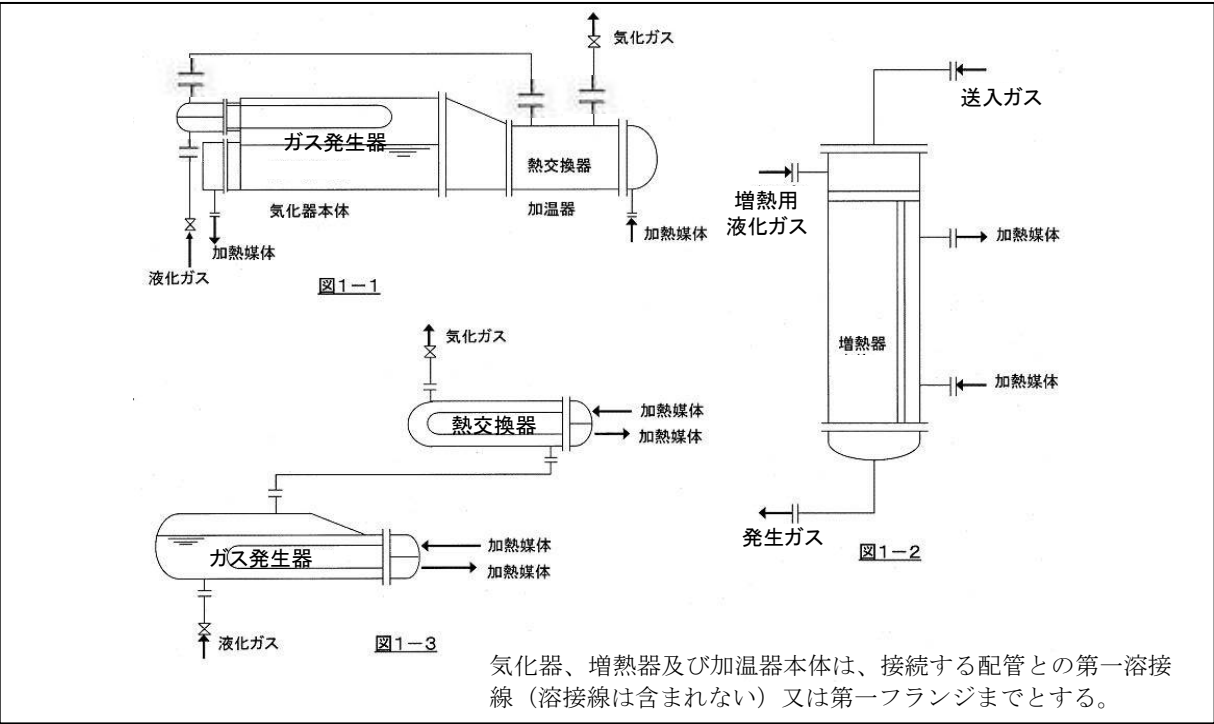


図 1. 設備の概念図

表 2. 安全性検査項目

項目	省令	解釈例	検査対象	
			ガス発生器	増熱器
8. 立ち入りの防止等	4 条	1 条	○	○
9. 保安通信設備	5 条	2 条	○	○
10. 離隔距離	6 条 告示 2～5 条	—	○	○
11. 保安区画	7 条	4 条	△(注 6)	△(注 6)
12. 防火火設備	8 条	5 条	○	○
13. ガスの滞留防止	9 条	6 条	△(注 8)	△(注 8)
14. 電気設備の防爆構造	10 条	7 条	○	○
15. 火気設備との距離	11 条	8 条	○	○
16. 静電気除去	12 条	9 条	○	○
17. ガスの置換等	13 条 1 項	—	○	○
18. 遮断装置	26 条	80 条	○	○
20. 計測装置等	18 条 1 項	73 条	特(1)	特(1)
21. 警報装置	19 条	74 条	特(2)	特(2)
22. 誤操作防止	20 条 1 項	75 条	○	○
23. インターロック	20 条 2 項	—	△(注 13)	△(注 13)
24. 保安電力等	21 条	76 条	○	○
25. 計器室	23 条	78 条	△(注 6)	△(注 6)
26. 緊急停止装置	27 条 1 項	81 条	○	○
27. ガスの逆流防止	30 条	84 条	—	△(注 15)
28. 気化装置の構造	31 条	85, 86, 87 条	○	○
34. 防液堤内外の設備の制限	38 条 2 項	96 条	△(注 18)	△(注 18)

(注 6) 特定事業所に設置する場合に限る。

(注 8) ガス工作物を室に設置する場合、又はガスの滞留のおそれのある場合に限る。

(注 13) 特定事業所に設置する高圧のガス又は液化ガスを通ずるものに限る。

(注 15) ガスの通ずる部分に直接液体を送入するものに限る。

(注 18) 防液堤（省令第 38 条第 1 項に定めるものに限る。）を有する事業所に限る。

表 3. 性能検査項目

項目	省令	解釈例	検査対象
35. 運転性能	—	—	特(3)
36. 運転制御	—	—	○

表 4. 特記事項検査項目（シェルアンドチューブ式ガス発生設備）

機器名称	特記 番号	検査項目	検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
					項目	内容	
設備全般 （安全性）	1	計測装置等		「共通 20. 計測装置等」の項に従い、次に掲げる事項が測定できることを確認する。 （1）気化装置の気相の圧力 （2）気化装置の加熱媒体の温度 （3）加熱のために温水ポンプを有するものにあつては、そのポンプの出口圧力 （4）加熱のために蒸気を用いるものにあつては、その蒸気の圧力	「共通 20. 計測装置等」の項による。		「共通 20. 計測装置等」の項による。
	2	警報装置		「共通 21. 警報装置」の項に従い、次に掲げる場合にその旨を警報することを確認する。 （1）液化石油ガス用ガス発生設備にあつては、気化装置の液化石油ガスの液面が異常に上昇した場合 （2）液化天然ガス用ガス発生設備にあつては、気化装置の出口のガスの温度が異常に低下した場合	「共通 21. 警報装置」の項による。		「共通 21. 警報装置」の項による。
設備全般 （性能）	3	運転性能		1. 「共通 35. 運転性能」の項による。 2. 「共通 35. 運転性能」1. に示す運転試験の確認項目の一例を以下に示す。 （1）液化ガス又は気化ガス若しくは発生ガスの流量 （2）気化ガスの圧力、温度 （3）加熱媒体の流量、入口圧力、入口温度 （4）中間熱媒体の圧力、液面（図 1-1） （5）気化ガスの組成、比重、発熱量（いずれか一つの負荷時の値を代表してもよい。また、液化ガスの組成が明らかである場合には、計算により求めてもよい。） 〈液化ガスの増熱機能を有するガス発生設備の追加例〉 （1）増熱用液化ガスの流量 （2）増熱用液化ガス混合後の液化ガス温度 （3）発生ガスの熱量	「共通 35. 運転性能」の項による。		「共通 35. 運転性能」の項による。

設備名称 3. サブマージド式ガス発生設備

表 1. 材料・構造等検査項目

項目	省令	解釈例 【解釈例別添】	検査対象
			ガス発生器
			気化器本体
1. 材料	14 条	12, 13 条 【2～4 条】	○
2. 構造 (基礎を除く)	15 条 1 項	18～36、40 条 【5～21、24 条】	○
3. 構造(基礎)	15 条 4 項	—	○
4. 溶接部分	16 条	52～60、62～71 条 【27～35、37～48 条】	○
5. 構造等 (耐圧試験)	15 条 2 項	50 条 【25 条】	○
6. 構造等 (気密試験)	15 条 3 項	51 条 【26 条】	○
7. 安全弁	17 条	72 条 1 項	△(注 4)

(注4) 過圧が生じるおそれのあるものに限る。

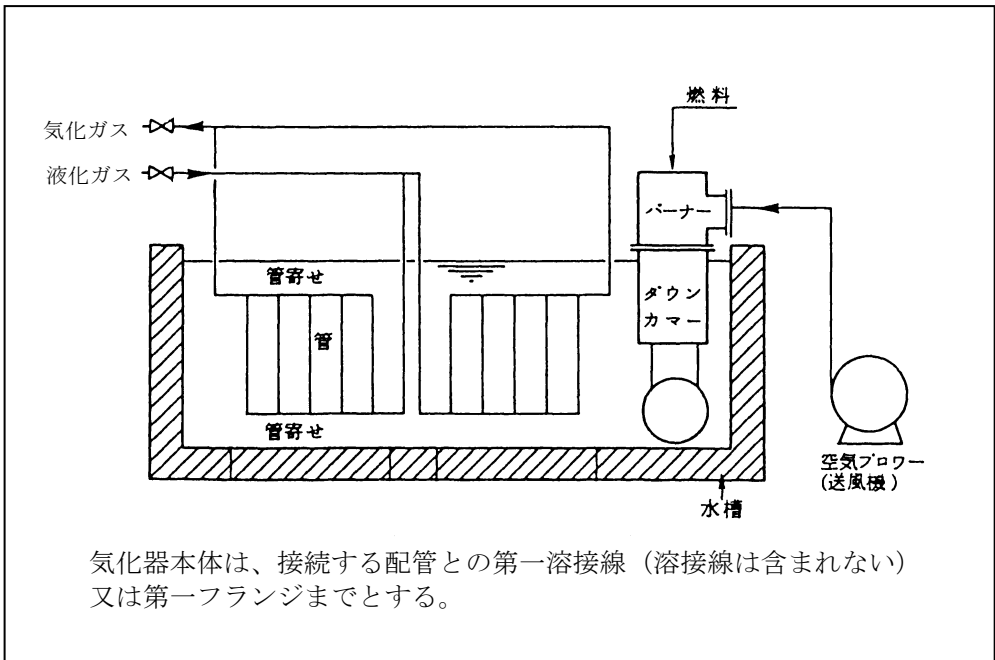


図 1. 設備の概念図

表 2. 安全性檢查項目

項目	省令	解釈例	検査対象
			ガス発生器
8. 立ち入りの防止等	4 条	1 条	○
9. 保安通信設備	5 条	2 条	○
10. 離隔距離	6 条 告示 2～5 条	—	○
11. 保安区画	7 条	4 条	△(注 6)
12. 防消火設備	8 条	5 条	○
13. ガスの滞留防止	9 条	6 条	△(注 8)
14. 電気設備の防爆構造	10 条	7 条	○
15. 火気設備との距離	11 条	8 条	○
16. 静電気除去	12 条	9 条	○
17. ガスの置換等	13 条 1 項	—	○
18. 遮断装置	26 条	80 条	○
20. 計測装置等	18 条 1 項	73 条	特(1)
21. 警報装置	19 条	74 条	特(2)
22. 誤操作防止	20 条 1 項	75 条	○
23. インターロック	20 条 2 項	—	△(注 13)
24. 保安電力等	21 条	76 条	○
25. 計器室	23 条	78 条	△(注 6)
26. 緊急停止装置	27 条 1 項	81 条	○
28. 気化装置の構造	31 条	85、86、87 条	○
34. 防液堤内外の設備の制限	38 条 2 項	96 条	△(注 18)

(注 6) 特定事業所に設置する場合に限る。

(注 8) ガス工作物を室に設置する場合、又はガスの滞留のおそれのある場合に限る。

(注 13) 特定事業所に設置する高圧のガス又は液化ガスを通ずるものに限る。

(注 18) 防液堤（省令第 38 条第 1 項に定めるものに限る。）を有する事業所に限る。

表 3. 性能檢查項目

項目	省令	解釈例	検査対象
35. 運転性能	—	—	特(3)
36. 運転制御	—	—	○

表 4. 特記事項検査項目（サブマージド式ガス発生設備）

機器名称	特記 番号	検査項目	検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
					項目	内容	
設備全般 （安全性）	1	計測装置等		「共通 20. 計測装置等」の項に従い、次に掲げる事項が測定できることを確認する。 （1）気化装置の気相の圧力 （2）気化装置の加熱媒体の温度 （3）加熱のために温水槽を用いるものにあつては、その液面	「共通 20. 計測装置等」の項による。		「共通 20. 計測装置等」の項による。
	2	警報装置		「共通 21. 警報装置」の項に従い、次に掲げる場合にその旨を警報することを確認する。 ・気化装置の出口のガスの温度が異常に低下した場合	「共通 21. 警報装置」の項による。		「共通 21. 警報装置」の項による。
設備全般 （性能）	3	運転性能		1. 「共通 35. 運転性能」の項による。 2. 「共通 35. 運転性能」1. に示す運転試験の確認項目の一例を以下に示す。 （1）液化ガス又は気化ガスの流量 （2）気化ガスの圧力、温度 （3）温水槽内水温、液面 （4）気化ガスの組成、比重、発熱量（いずれか一つの負荷時の値で代表してもよい。また、液化ガスの組成が明らかである場合には、計算により求めてもよい。） 〈液化ガスの増熱機能を有するガス発生設備の追加例〉 （1）増熱用液化ガスの流量 （2）増熱用液化ガス混合後の液化ガス温度 （3）気化ガスの熱量	「共通 35. 運転性能」の項による。		「共通 35. 運転性能」の項による。

表 1. 材料・構造等検査項目

項目	省令	解釈例 【解釈例別添】	検査対象
			ガス発生器
			気化器本体
1. 材料	14 条	12, 13 条 【2～4 条】	○
2. 構造 (基礎を除く)	15 条 1 項	18～36, 40 条 【5～21, 24 条】	○
3. 構造(基礎)	15 条 4 項	—	○
4. 溶接部分	16 条	52～60, 62～71 条 【27～35, 37～48 条】	○
5. 構造等 (耐圧試験)	15 条 2 項	50 条 【25 条】	○
6. 構造等 (気密試験)	15 条 3 項	51 条 【26 条】	○
7. 安全弁	17 条	72 条 1 項	△(注 4)

(注 4) 過圧が生じるおそれのあるものに限る。

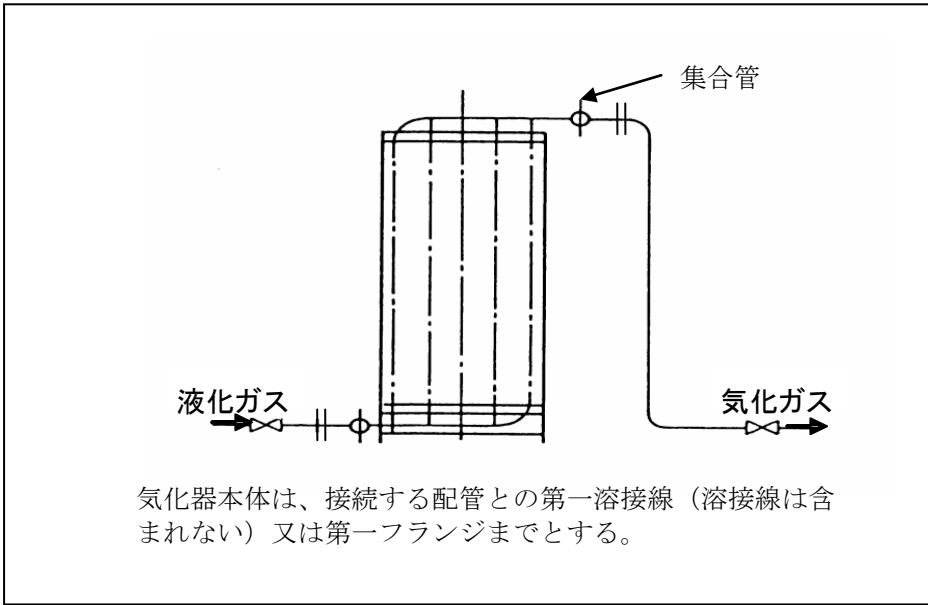


図 1. 設備の概念図

表 2. 安全性検査項目

項目	省令	解釈例	検査対象
			ガス発生器
8. 立ち入りの防止等	4 条	1 条	○
9. 保安通信設備	5 条	2 条	○
10. 離隔距離	6 条 告示 2～5 条	—	○
11. 保安区画	7 条	4 条	△(注 6)
12. 防消火設備	8 条	5 条	○
13. ガスの滞留防止	9 条	6 条	△(注 8)
14. 電気設備の防爆構造	10 条	7 条	○
15. 火気設備との距離	11 条	8 条	○
16. 静電気除去	12 条	9 条	○
17. ガスの置換等	13 条 1 項	—	○
18. 遮断装置	26 条	80 条	○
20. 計測装置等	18 条 1 項	73 条	特(1)
21. 警報装置	19 条	74 条	特(2)
22. 誤操作防止	20 条 1 項	75 条	○
23. インターロック	20 条 2 項	—	△(注 13)
24. 保安電力等	21 条	76 条	○
25. 計器室	23 条	78 条	△(注 6)
26. 緊急停止装置	27 条 1 項	81 条	○
28. 気化装置の構造	31 条	85、86、87 条	○
34. 防液堤内外の設備の制限	38 条 2 項	96 条	△(注 18)

(注 6) 特定事業所に設置する場合に限る。

(注 8) ガス工作物を室に設置する場合、又はガスの滞留のおそれのある場合に限る。

(注 13) 特定事業所に設置する高圧のガス又は液化ガスを通ずるものに限る。

(注 18) 防液堤（省令第 38 条第 1 項に定めるものに限る。）を有する事業所に限る。

表 3. 性能検査項目

項目	省令	解釈例	検査対象
35. 運転性能	—	—	特(3)
36. 運転制御	—	—	○

表 4. 特記事項検査項目（エアフィン式ガス発生設備）

機器名称	特記 番号	検査項目	検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
					項目	内容	
設備全般 （安全性）	1	計測装置等		「共通 20. 計測装置等」の項に従い、次に掲げる事項が測定できることを確認する。 ・気化装置の気相の圧力	「共通 20. 計測装置等」の項による。		「共通 20. 計測装置等」の項による。
	2	警報装置		「共通 21. 警報装置」の項に従い、次に掲げる場合にその旨を警報することを確認する。 ・気化装置の出口のガスの温度が異常に低下した場合	「共通 21. 警報装置」の項による。		「共通 21. 警報装置」の項による。
設備全般 （性能）	3	運転性能		1. 「共通 35. 運転性能」の項による。 2. 「共通 35. 運転性能」1. に示す運転試験の確認項目の一例を以下に示す。 (1) 液化ガス又は発生ガスの流量 (2) 気化ガスの圧力、温度 (3) 大気温 (4) 気化ガスの組成、比重、発熱量(いずれか一つの負荷時の値を代表してもよい。また、液化ガスの組成が明らかである場合には、計算により求めてもよい。)	「共通 35. 運転性能」の項による。		「共通 35. 運転性能」の項による。

表 1. 材料・構造等検査項目

項目	省令	解釈例 【解釈例別添】	検査対象
			ガス発生器
			気化器本体
1. 材料	14 条	12、13 条 【2～4 条】	○
2. 構造 (基礎を除く)	15 条 1 項	18～36、40 条 【5～21、24 条】	○
3. 構造(基礎)	15 条 4 項	－	○
4. 溶接部分	16 条	52～60、62～71 条 【27～35、37～48 条】	○
5. 構造等 (耐圧試験)	15 条 2 項	50 条 【25 条】	○
6. 構造等 (気密試験)	15 条 3 項	51 条 【26 条】	○
7. 安全弁	17 条	72 条 1 項	△(注 4)

(注 4) 過圧が生じるおそれのあるものに限る。

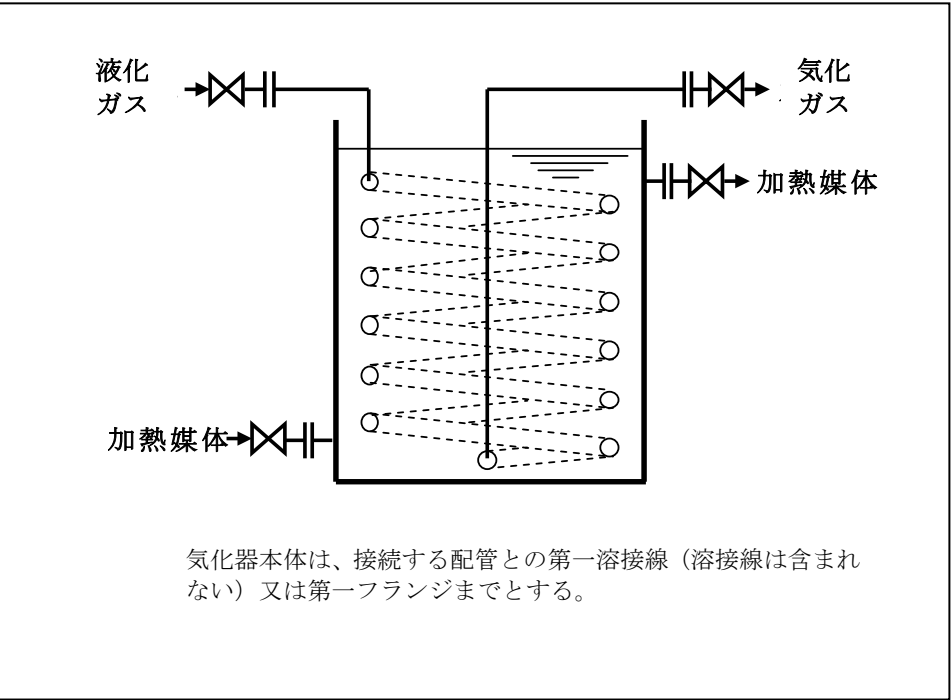


図 1. 設備の概念図

表 2. 安全性検査項目

項目	省令	解釈例	検査対象
			ガス発生器
8. 立ち入りの防止等	4 条	1 条	○
9. 保安通信設備	5 条	2 条	○
10. 離隔距離	6 条 告示 2～5 条	－	○
11. 保安区画	7 条	4 条	△(注 6)
12. 防消火設備	8 条	5 条	○
13. ガスの滞留防止	9 条	6 条	△(注 8)
14. 電気設備の防爆構造	10 条	7 条	○
15. 火気設備との距離	11 条	8 条	○
16. 静電気除去	12 条	9 条	○
17. ガスの置換等	13 条 1 項	－	○
18. 遮断装置	26 条	80 条	○
20. 計測装置等	18 条 1 項	73 条	特(1)
21. 警報装置	19 条	74 条	特(2)
22. 誤操作防止	20 条 1 項	75 条	○
23. インターロック	20 条 2 項	－	△(注 13)
24. 保安電力等	21 条	76 条	○
25. 計器室	23 条	78 条	△(注 6)
26. 緊急停止装置	27 条 1 項	81 条	○
28. 気化装置の構造	31 条	85、86、87 条	○
34. 防液堤内外の設備の制限	38 条 2 項	96 条	△(注 18)

(注 6) 特定事業所に設置する場合に限る。

(注 8) ガス工作物を室に設置する場合、又はガスの滞留のおそれのある場合に限る。

(注 13) 特定事業所に設置する高圧のガス又は液化ガスを通ずるものに限る。

(注 18) 防液堤（省令第 38 条第 1 項に定めるものに限る。）を有する事業所に限る。

表 3. 性能検査項目

項目	省令	解釈例	検査対象
35. 運転性能	－	－	特(3)
36. 運転制御	－	－	○

表 4. 特記事項検査項目（バス式ガス発生設備）

機器名称	特記 番号	検査項目	検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
					項目	内容	
設備全般 （安全性）	1	計測装置等		「共通 20. 計測装置等」の項に従い、次に掲げる事項が測定できることを確認する。 （1）気化装置の気相の圧力 （2）気化装置の加熱媒体の温度 （3）加熱のために温水ポンプを有するものにあつては、そのポンプの出口圧力 （4）加熱のために蒸気を用いるものにあつては、その蒸気の圧力 （5）加熱のためにバス槽を用いるものにあつては、その液面	「共通 20. 計測装置等」の項による。		「共通 20. 計測装置等」の項による。
	2	警報装置		「共通 21. 警報装置」の項に従い、次に掲げる場合にその旨を警報することを確認する。 ・気化装置の出口のガスの温度が異常に低下した場合	「共通 21. 警報装置」の項による。		「共通 21. 警報装置」の項による。
設備全般 （性能）	3	運転性能		1. 「共通 35. 運転性能」の項による。 2. 「共通 35. 運転性能」1. に示す運転試験の確認項目の一例を以下に示す。 （1）液化ガス又は気化ガスの流量 （2）気化ガスの圧力、温度 （3）加熱媒体の入口圧力、温度 （4）バス内水温、液面 （5）気化ガスの組成、比重、発熱量（いずれか一つの負荷時の値を代表してもよい。また、液化ガスの組成が明らかな場合には、計算により求めてもよい。）	「共通 35. 運転性能」の項による。		「共通 35. 運転性能」の項による。

表 1. 材料・構造等検査項目

項目	省令	解釈例	検査対象	
			ガス発生器	熱交換器
			気化器本体	加温器本体
1. 材料	14 条	12、13 条	○	○
2. 構造 (基礎を除く)	15 条 1 項	18～36、40 条 (準用)	特 (1)	○
3. 構造 (基礎)	15 条 4 項	—	○	○
4. 溶接部分	16 条	52～60、62～71 条	○	○
5. 構造等 (耐圧試験)	15 条 2 項	50 条	○	○
6. 構造等 (気密試験)	15 条 3 項	51 条	○	○
7. 安全弁	17 条	72 条 1 項	△ (注 4)	△ (注 4)

(注 4) 過圧が生じるおそれのあるものに限る

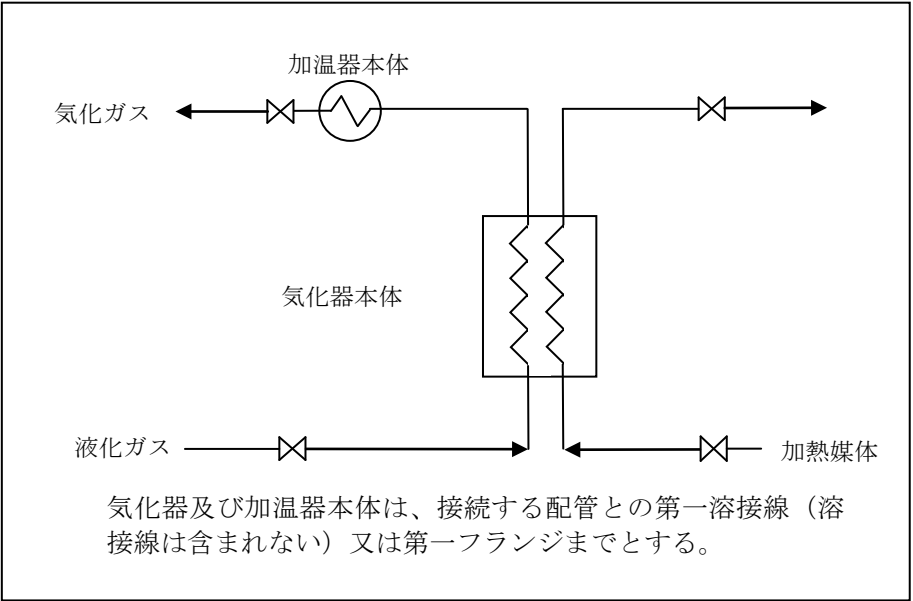


図 1. 設備の概念図

表 2. 安全性検査項目

項目	省令	解釈例	検査対象	
			ガス発生器	熱交換器
8. 立ち入りの防止等	4 条	1 条	○	○
9. 保安通信設備	5 条	2 条	○	○
10. 離隔距離	6 条 告示 2～5 条	—	○	○
11. 保安区画	7 条	4 条	△ (注 6)	△ (注 6)
12. 防消火設備	8 条	5 条	○	○
13. ガスの滞留防止	9 条	6 条	△ (注 8)	△ (注 8)
14. 電気設備の防爆構造	10 条	7 条	○	○
15. 火気設備との距離	11 条	8 条	○	○
16. 静電気除去	12 条	9 条	○	△ (注 10)
17. ガスの置換等	13 条 1 項	—	○	○
18. 遮断装置	26 条	80 条	○	—
20. 計測装置等	18 条 1 項	73 条	特 (2)	—
21. 警報装置	19 条	74 条	特 (3)	—
22. 誤操作防止	20 条 1 項	75 条	○	○
23. インターロック	20 条 2 項	—	△ (注 13)	—
24. 保安電力等	21 条	76 条	○	○
25. 計器室	23 条	78 条	△ (注 6)	△ (注 6)
26. 緊急停止装置	27 条 1 項	81 条	○	△ (注 14)
28. 気化装置の構造	31 条	85、86、87 条	○	△ (注 16)
34. 防液堤内外の設備の制限	38 条 2 項	96 条	△ (注 18)	△ (注 18)

(注 6) 特定事業所に設置する場合に限る。

(注 8) ガス工作物を室に設置する場合、又はガスの滞留のおそれのある場合に限る。

(注 10) 液化ガスを通ずるものに限る。

(注 13) 特定事業所で高圧のガス又は液化ガスを通ずるものに限る。

(注 14) ガス（不活性ガスを除く。）発生させるものに限る。

(注 16) 液化ガス（不活性のものを除く。）を気化させるものに限る。

(注 18) 防液堤（省令第 38 条第 1 項に定めるものに限る。）を有する事業所に限る。

表 3. 性能検査項目

項目	省令	解釈例	検査対象
35. 運転性能	—	—	特 (4)
36. 運転制御	—	—	○

表 4. 特記事項検査項目（プレートフィン式ガス発生設備）

機器名称	特記 番号	検査項目	検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
					項目	内容	
気化器本体	1	構造 （基礎を除く）	ガス発生器	「特定設備検査規則の機能性基準の運用について」（平成28年10月3日付け20160920商局第4号）の別添4「特定設備の部品等の技術基準の解釈」の第3条（5）に規定する肉厚確認試験を行う	材料確認 1. 使用材料一覧表 2. 材料照合図 3. ミルシート（原本又はその写し）	「共通 1. 材料」による	「特定設備検査規則の機能性基準の運用について」の別添4第3条（5）に適合していること。
					寸法確認 1. 寸法検査記録	寸法測定値	
					4倍耐圧確認試験 1. 4倍耐圧試験記録 2. 圧力計に関する記録	「共通 5. 構造（耐圧試験）」の「1. 耐圧試験記録」及び「3. 圧力計に関する記録」による	
設備全般 （安全性）	2	計測装置等		「共通 20. 計測装置等」の項に従い、次に掲げる事項が測定できることを確認する。 （1）気化装置の気相の圧力 （2）気化装置の加熱媒体の温度 （3）加熱のために温水ポンプを有するものにあつては、そのポンプの出口圧力 （4）加熱のために蒸気を用いるものにあつては、その蒸気の圧力	「共通 20. 計測装置等」の項による。		「共通 20. 計測装置等」の項による。
	3	警報装置		「共通 21. 警報装置」の項に従い、次に掲げる場合にその旨を警報することを確認する。 ・ 気化装置の出口のガス温度が異常に低下した場合	「共通 21. 警報装置」の項による。		「共通 21. 警報装置」の項による。
設備全般 （性能）	4	運転性能		1. 「共通 35. 運転性能」の項による。 2. 「共通 35. 運転性能」1. に示す運転試験の確認項目の一例を以下に示す。 （1）液化ガス又は気化ガスの流量 （2）気化ガスの圧力、温度 （3）加熱媒体の温度、圧力 （4）液化ガス送入圧力 （5）気化ガスの組成、比重、熱量（いずれか一つの負荷時の値を代表してもよい。また、液化ガスの組成が明らかである場合には、計算により求めてもよい。）	「共通 35. 運転性能」の項による。		「共通 35. 運転性能」の項による。

表 1. 材料・構造等検査項目

項目	省令	解釈例 【解釈例別添】	検査対象
			ガス発生器
			気化器本体
1. 材料	14 条	12,13 条 【2～4 条】	○
2. 構造 (基礎を除く)	15 条 1 項	18～36、40 条 【5～21、24 条】	○
3. 構造(基礎)	15 条 4 項	—	○
4. 溶接部分	16 条	52～60、62～71 条 【27～35、37～48 条】	○
5. 構造等 (耐圧試験)	15 条 2 項	50 条 【25 条】	○
6. 構造等 (気密試験)	15 条 3 項	51 条 【26 条】	○
7. 安全弁	17 条	72 条 1 項	△(注 4)

(注 4) 過圧が生じるおそれのあるものに限る

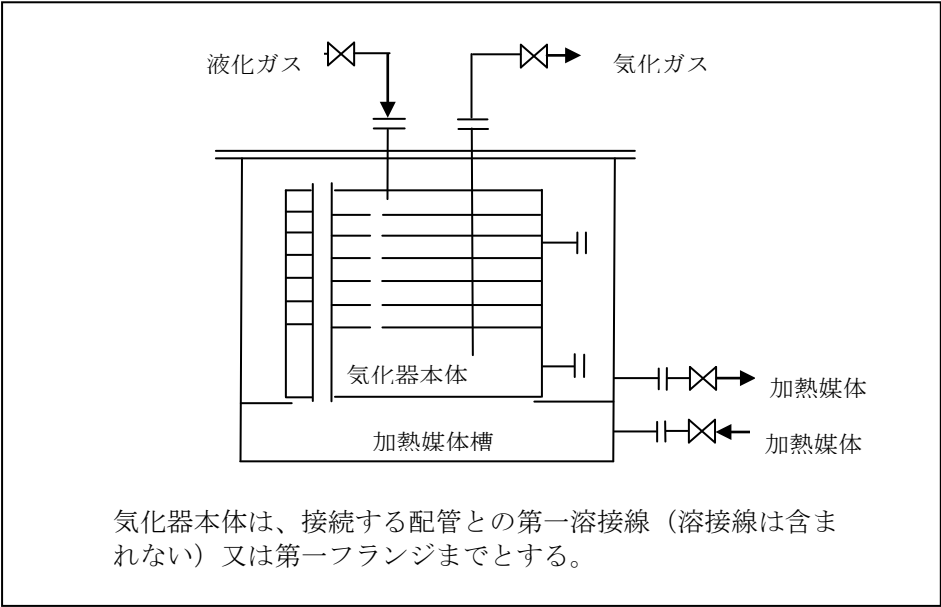


図 1. 設備の概念図

表 2. 安全性検査項目

項目	省令	解釈例	検査対象
			ガス発生器
8. 立ち入りの防止等	4 条	1 条	○
9. 保安通信設備	5 条	2 条	○
10. 離隔距離	6 条 告示 2～5 条	—	○
11. 保安区画	7 条	4 条	△（注 6）
12. 防消火設備	8 条	5 条	○
13. ガスの滞留防止	9 条	6 条	△（注 8）
14. 電気設備の防爆構造	10 条	7 条	○
15. 火気設備との距離	11 条	8 条	○
16. 静電気除去	12 条	9 条	○
17. ガスの置換等	13 条 1 項	—	○
18. 遮断装置	26 条	80 条	○
20. 計測装置等	18 条 1 項	73 条	特（1）
21. 警報装置	19 条	74 条	特（2）
22. 誤操作防止	20 条 1 項	75 条	○
23. インターロック	20 条 2 項	—	△（注 13）
24. 保安電力等	21 条	76 条	○
25. 計器室	23 条	78 条	△（注 6）
26. 緊急停止装置	27 条 1 項	81 条	○
28. 気化装置の構造	31 条	85, 86, 87 条	○
34. 防液堤内外の設備の制限	38 条 2 項	96 条	△（注 18）

(注 6) 特定事業所に設置する場合に限る。

(注 8) ガス工作物を室に設置する場合、又はガスの滞留のおそれのある場合に限る。

(注 13) 特定事業所で高圧のガス又は液化ガスを通ずるものに限る。

(注 18) 防液堤（省令第 38 条第 1 項に定めるものに限る。）を有する事業所に限る。

表 3. 性能検査項目

項目	省令	解釈例	検査対象
35. 運転性能	—	—	特(3)
36. 運転制御	—	—	○

表 4. 特記事項検査項目（多段熱板式ガス発生設備）

機器名称	特記 番号	検査項目	検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
					項目	内容	
設備全般 （安全性）	1	計測装置等		「共通 20. 計測装置等」の項に従い、次に掲げる事項が測定できることを確認する。 （1）気化装置の気相の圧力 （2）気化装置の加熱媒体の温度 （3）加熱のための温水ポンプの出口の圧力	「共通 20. 計測装置等」の項による。		「共通 20. 計測装置等」の項による。
	2	警報装置		「共通 21. 警報装置」の項に従い、次に掲げる場合にその旨を警報することを確認する。 ・気化装置の出口の温度が異常に低下した場合	「共通 21. 警報装置」の項による。		「共通 21. 警報装置」の項による。
設備全般 （性能）	3	運転性能		1. 「共通 35. 運転性能」の項による。 2. 「共通 35. 運転性能」1. に示す運転試験の確認項目の一例を以下に示す。 （1）液化ガス又は気化ガスの流量 （2）気化ガスの圧力、温度 （3）加熱媒体の入口圧力、温度 （4）気化ガスの組成、比重、発熱量(いずれか一つの負荷時の値を代表してもよい。また、液化ガスの組成が明らかである場合には計算により求めてもよい。)	「共通 35. 運転性能」の項による。		「共通 35. 運転性能」の項による。

表 1. 材料・構造等検査項目

項目	省令	解釈例 【解釈例別添】	検査対象
			増熱器
			増熱器(気化器)本体
1. 材料	14 条	12、13 条 【2～4 条】	○
2. 構造 (基礎を除く)	15 条 1 項	18～36、40 条 【5～21、24 条】	○
3. 構造(基礎)	15 条 4 項	—	○
4. 溶接部分	16 条	52～60、62～71 条 【27～35、37～48 条】	○
5. 構造等 (耐圧試験)	15 条 2 項	50 条 【25 条】	○
6. 構造等 (気密試験)	15 条 3 項	51 条 【26 条】	○
7. 安全弁	17 条	72 条 1 項	△(注 4)

(注 4) 過圧が生じるおそれのあるものに限る

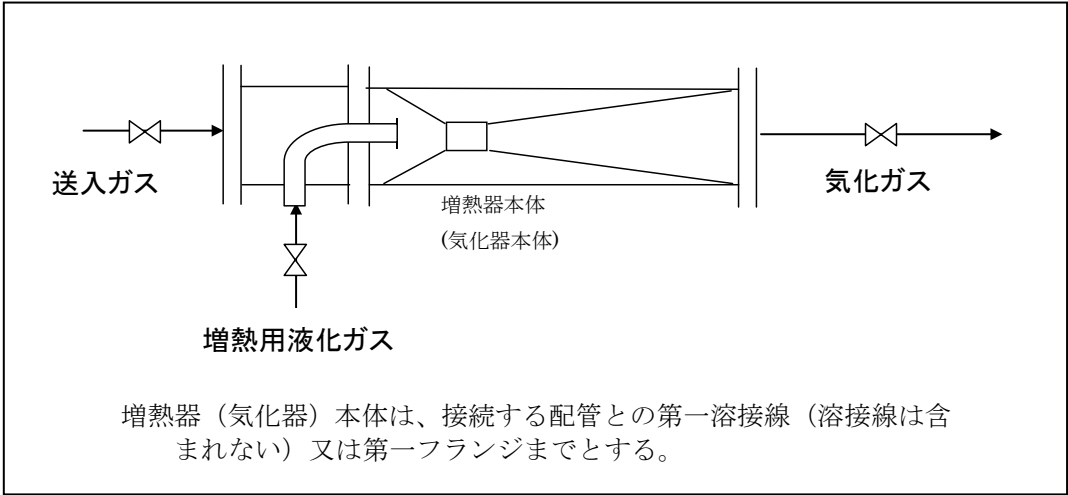


図 1. 設備の概念図

表 2. 安全性検査項目

項目	省令	解釈例	検査対象
			増熱器
8. 立ち入りの防止等	4 条	1 条	○
9. 保安通信設備	5 条	2 条	○
10. 離隔距離	6 条 告示 2～5 条	—	○
11. 保安区画	7 条	4 条	△（注 6）
12. 防消火設備	8 条	5 条	○
13. ガスの滞留防止	9 条	6 条	△（注 8）
14. 電気設備の防爆構造	10 条	7 条	○
15. 火気設備との距離	11 条	8 条	○
16. 静電気除去	12 条	9 条	○
17. ガスの置換等	13 条 1 項	—	○
18. 遮断装置	26 条	80 条	○
20. 計測装置等	18 条 1 項	73 条	特（1）
21. 警報装置	19 条	74 条	特（2）
22. 誤操作防止	20 条 1 項	75 条	○
23. インターロック	20 条 2 項	—	△（注 13）
24. 保安電力等	21 条	76 条	○
25. 計器室	23 条	78 条	△（注 6）
26. 緊急停止装置	27 条 1 項	81 条	○
27. ガスの逆流防止	30 条	84 条	○
28. 気化装置の構造	31 条	85、86、87 条	○
34. 防液堤内外の設備の制限	38 条 2 項	96 条	△（注 18）

(注 6) 特定事業所に設置する場合に限る。

(注 8) ガス工作物を室に設置する場合、又はガスの滞留のおそれのある場合に限る。

(注 13) 特定事業所で高圧のガス又は液化ガスを通ずるものに限る。

(注 18) 防液堤（省令第 38 条第 1 項に定めるものに限る。）を有する事業所に限る。

表 3. 性能検査項目

項目	省令	解釈例	検査対象
35. 運転性能	—	—	特(3)
36. 運転制御	—	—	○

表 4. 特記事項検査項目（ベンチュリー式ガス発生設備）

機器名称	特記 番号	検査項目	検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
					項目	内容	
設備全般 （安全性）	1	計測装置等		「共通 20. 計測装置等」の項に従い、次に掲げる事項が測定できることを確認する。 ・気化装置の気相の圧力	「共通 20. 計測装置等」の項による。		「共通 20. 計測装置等」の項による。
	2	警報装置		「共通 21. 警報装置」の項に従い、次に掲げる場合にその旨を警報することを確認する。 ・気化装置の出口の温度が異常に低下した場合	「共通 21. 警報装置」の項による。		「共通 21. 警報装置」の項による。
設備全般 （性能）	3	運転性能		1. 「共通 35. 運転性能」の項による。 2. 「共通 35. 運転性能」1. に示す運転試験の確認項目の一例を以下に示す。 (1) 送入ガスの温度、圧力 (2) 気化ガスの流量、圧力、温度 (3) 増熱用液化ガスの流量 (4) 気化ガスの組成、比重、発熱量（いずれか一つの負荷時の値を代表してもよい。また、送入ガス、液化ガスの組成が明らかな場合には、計算により求めてもよい。）	「共通 35. 運転性能」の項による。		「共通 35. 運転性能」の項による。

表 1. 材料・構造等検査項目

項目	省令	解釈例 【解釈例別添】	検査対象
			ガス発生器
			気化器本体
1. 材料	14 条	12、13 条 【2～4 条】	○
2. 構造 (基礎を除く)	15 条 1 項	18～36、40 条 【5～21、24 条】	○
3. 構造(基礎)	15 条 4 項	—	○
4. 溶接部分	16 条	52～60、62～71 条 【27～35、37～48 条】	○
5. 構造等 (耐圧試験)	15 条 2 項	50 条 【25 条】	○
6. 構造等 (気密試験)	15 条 3 項	51 条 【26 条】	○
7. 安全弁	17 条	72 条 1 項	△(注 4)

(注 4) 過圧が生じるおそれのあるものに限る。

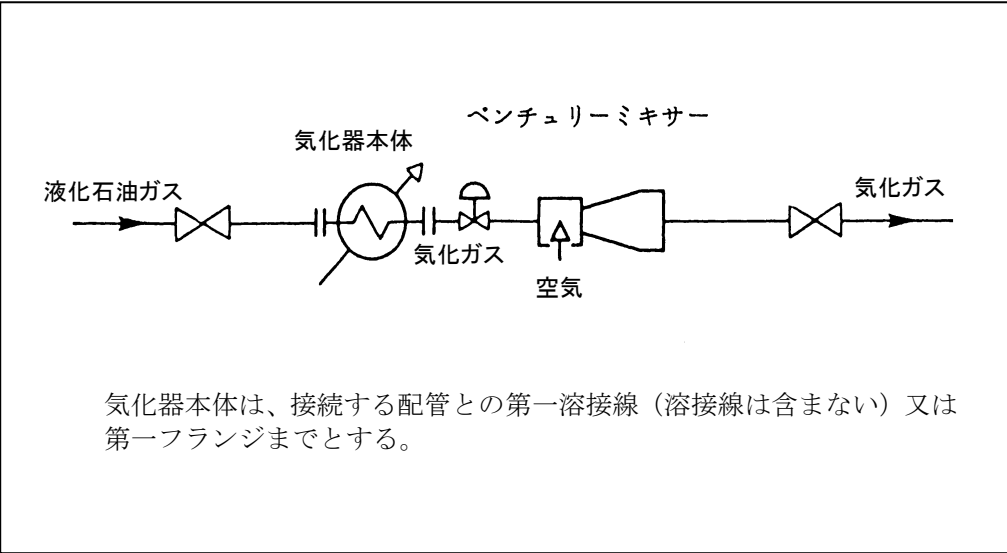


図 1. 設備の概念図

表 2. 安全性検査項目

項目	省令	解釈例	検査対象
			ガス発生器
8. 立ち入りの防止等	4 条	1 条	○
9. 保安通信設備	5 条	2 条	○
10. 離隔距離	6 条 告示 2～5 条	—	○
11. 保安区画	7 条	4 条	△(注 6)
12. 防消火設備	8 条	5 条	○
13. ガスの滞留防止	9 条	6 条	△(注 8)
14. 電気設備の防爆構造	10 条	7 条	○
15. 火気設備との距離	11 条	8 条	○
16. 静電気除去	12 条	9 条	○
17. ガスの置換等	13 条 1 項	—	○
18. 遮断装置	26 条	80 条	○
20. 計測装置等	18 条 1 項	73 条	特(1)
21. 警報装置	19 条	74 条	特(2)
22. 誤操作防止	20 条 1 項	75 条	○
23. インターロック	20 条 2 項	—	△(注 13)
24. 保安電力等	21 条	76 条	○
25. 計器室	23 条	78 条	△(注 6)
26. 緊急停止装置	27 条 1 項	81 条	○
27. ガスの逆流防止	30 条	84 条	○
28. 気化装置の構造	31 条	85、86、87 条	○
34. 防液堤内外の設備の制限	38 条 2 項	96 条	△(注 18)

(注 6) 特定事業所に設置する場合に限る。

(注 8) ガス工作物を室に設置する場合、又はガスの滞留のおそれのある場合に限る。

(注 13) 特定事業所に設置する高圧のガス又は液化ガスを通ずるものに限る。

(注 18) 防液堤（省令第 38 条第 1 項に定めるものに限る。）を有する事業所に限る。

表 3. 性能検査項目

項目	省令	解釈例	検査対象
35. 運転性能	—	—	特(3)
36. 運転制御	—	—	○

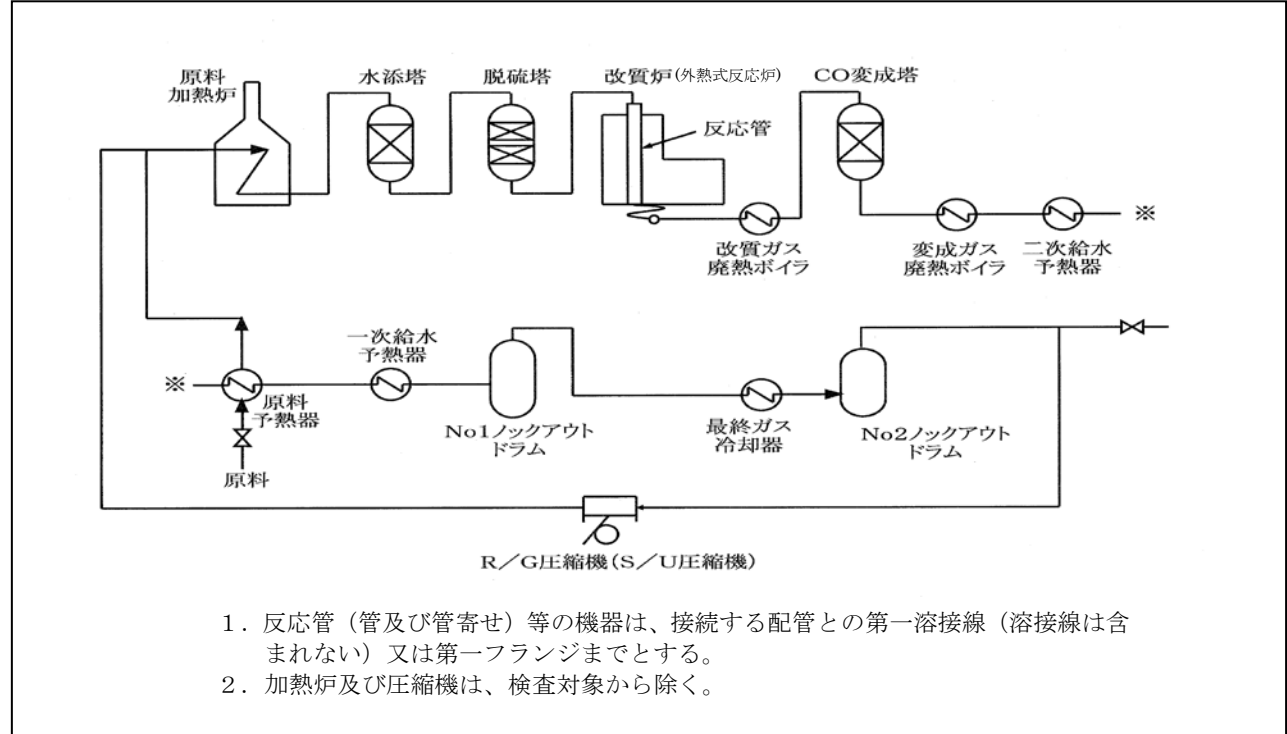
表 4. 特記事項検査項目（空気吸入式ガス発生設備）

機器名称	特記 番号	検査項目	検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
					項目	内容	
設備全般 （安全性）	1	計測装置等		「共通 20. 計測装置等」の項に従い、次に掲げる事項が測定できることを確認する。 （1）気化装置の気相の圧力 （2）気化装置の加熱媒体の温度 （3）ガスを噴出することによって空気を吸入するものにあっては、エジェクターノズルの背圧	「共通 20. 計測装置等」の項による。		「共通 20. 計測装置等」の項による。
	2	警報装置		「共通 21. 警報装置」の項に従い、次に掲げる場合にその旨を警報することを確認する。 （1）気化装置の液化石油ガスの液面が異常に上昇した場合 （2）ガス又は空気の送入が停止した場合	「共通 21. 警報装置」の項による。		「共通 21. 警報装置」の項による。
設備全般 （性能）	3	運転性能		1. 「共通 35. 運転性能」の項による。 2. 「共通 35. 運転性能」1. に示す運転試験の確認項目の一例を以下に示す。 （1）気化ガスの圧力 （2）加熱媒体の温度、圧力 （3）エジェクターノズル(ベンチュリー)の背圧 （4）液化ガス圧力 （5）気化ガスの流量(設備の状況により、液化ガスの流量から換算しても良い。) （6）気化ガスの組成、比重、発熱量(いずれか一つの負荷時の値を代表としてもよい。また、液化ガスの組成及び空気混入量が明らかな場合には計算により求めてもよい。) ＊(1), (2), (4)は使用する気化器の種類による。	「共通 35. 運転性能」の項による。		「共通 35. 運転性能」の項による。

表 1． 材料・構造等検査項目

項目	省令	解釈例 【解釈例別添】	検査対象			
			ガス発生器	ガス 精製設備 (高圧)	熱交換器 (高圧又は液 化ガス)	容器 (高圧又は液 化ガス)
			反応管 (管及び管寄せ)	CO 変成塔	廃熱ボイラ 原料予熱器 給水予熱器 最終ガス冷却器 ダンプ コンデンス	ノックアウトドラム ダンプドラム 水添塔 脱硫塔 圧縮機インタークーラー 圧縮機アフタークーラー
1. 材料	14 条	12、13 条 【2～4 条】	○	○	○	○
2. 構造 (基礎を除く)	15 条 1 項	18～36、40 条 【5～21、24 条】	△(注 1)	○	○	○
3. 構造 (基礎)	15 条 4 項	—	△(注 2)	○	○	○
4. 溶接部分	16 条	52～60 条 【27～35 条】 62～71 条 【37～48 条】	○	○	○	○
5. 構造等 (耐圧試験)	15 条 2 項	50 条 【25 条】	○	○	○	○
6. 構造等 (気密試験)	15 条 3 項	51 条 【26 条】	○	○	○	○
7. 安全弁	17 条	72 条 1 項	△(注 4)			

(注 1) 圧力が 0. 2Mpa 以上の圧力を受けるものに限る。
(注 2) 高圧のガスを通ずるものに限る。
(注 4) 過圧が生じるおそれのあるものに限る。



1. 反応管（管及び管寄せ）等の機器は、接続する配管との第一溶接線（溶接線は含まれない）又は第一フランジまでとする。
2. 加熱炉及び圧縮機は、検査対象から除く。

図 1. 設備の概念図

表 2． 安全性検査項目

項目	省令	解釈例	検査対象			
			ガス発生器	ガス 精製設備 (高圧)	熱交換器 (高圧又は 液化ガス)	容器 (高圧又は 液化ガス)
8. 立ち入りの防止等	4 条	1 条	○	○	○	○
9. 保安通信設備	5 条	2 条	○	○	○	○
10. 離隔距離	6 条 告示 2～5 条	—	○	○	○	○
11. 保安区画	7 条	4 条	△(注 7)	△(注 7)	△(注 6)	△(注 6)
12. 防消火設備	8 条	5 条	○	○	○	○
13. ガスの滞留防止	9 条	6 条	△(注 8)	△(注 8)	△(注 8)	△(注 8)
14. 電気設備の防爆 構造	10 条	7 条	○	○	○	○
15. 火気設備との距離	11 条	8 条	○	○	○	○
16. 静電気除去	12 条	9 条	—	—	△(注 10)	—
17. ガスの置換等	13 条 1 項	—	○	○	○	○
18. 遮断装置	26 条	80 条	○	○	—	△(注 11)
20. 計測装置等	18 条 1 項	73 条	特(1)	特(1)	—	—
21. 警報装置	19 条	74 条	特(2)	特(2)	—	—
22. 誤操作防止	20 条 1 項	75 条	○	○	○	○
23. インターロック	20 条 2 項	—	△(注 13)	△(注 13)	—	—
24. 保安電力等	21 条	76 条	○	○	○	○
25. 計器室	23 条	78 条	△(注 6)	△(注 6)	△(注 6)	△(注 6)
26. 緊急停止装置	27 条 1 項	81 条	○	—	△(注 14)	—
27. ガスの逆流防止	30 条	84 条	—	○	—	—
28. 気化装置の構造	31 条	85、86、87 条	—	—	△(注 16)	—
34. 防液堤内外の設備 の制限	38 条 2 項	96 条	△(注 18)	△(注 18)	△(注 18)	△(注 18)

(注 6) 特定事業所に設置する場合に限る。
(注 7) 特定事業所に設置し、高圧のガスを通ずるものに限る。
(注 8) ガス工作物を室に設置する場合、又はガスの滞留のおそれのある場合に限る。
(注 10) 液化ガス（静電気によりガスに引火するおそれがないものを除く。）を通ずるものに限る。
(注 11) 熱量調整のための容器に限る。
(注 13) 特定事業所に設置する高圧のガス又は液化ガスを通ずるものに限る。
(注 14) ガス（不活性ガスを除く。）を発生させるものに限る。
(注 16) 液化ガス（不活性のものを除く。）を気化させるものに限る。
(注 18) 防液堤（省令第 38 条第 1 項に定めるものに限る。）を有する事業所に限る。

表 3． 性能検査項目

項目	省令	解釈例	検査対象
35. 運転性能	—	—	特(3)
36. 運転制御	—	—	○

表 4. 特記事項検査項目（外熱式ガス発生設備）

機器名称	特記 番号	検査項目	検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
					項目	内容	
設備全般 (安全性)	1	計測装置等		「共通 20. 計測装置等」の項に従い、次に掲げる事項が測定できることを確認する。 (1) 石油、液化石油ガス又は天然ガスを原料とするものにあつては、その流量及び圧力 (2) ガスを発生させるために蒸気を用いるものにあつては、その流量及び圧力 (3) 反応器の入口及び出口の温度及び入口又は出口の圧力 (4) 外熱式反応炉にあつては、その燃料の流量および圧力 (5) 手動で放水する構造の凝縮水分離器を有するものにあつては、その液面 (6) 自動操縦装置を操作するために流体を用いるものにあつては、その圧力 (7) 洗浄塔及び吸収塔にあつては、洗浄液及び吸収液の液面（いつ水型のものを除く。）並びにガスの圧力 (8) 一酸化炭素変成装置（内設のものを除く。）にあつては、その装置の入口及び出口の温度並びに蒸気の流量及び圧力	「共通 20. 計測装置等」の項による。		「共通 20. 計測装置等」の項による。
	2	警報装置		「共通 21. 警報装置」の項に従い、次に掲げる場合にその旨を警報することを確認する。 (1) 自動操縦装置を操作するために流体を用いるものにあつては、その操作流体の圧力が異常に低下した場合 (2) 反応管に蒸気を送入するものにあつては、その圧力が異常低下した場合 (3) 送入する燃料の圧力が異常に低下した場合 (4) ガスを通ずる部分の圧力が異常に上昇した場合 (5) ガス精製設備にあつては、ガスの圧力が異常に上昇した場合	「共通 21. 警報装置」の項による。		「共通 21. 警報装置」の項による。
設備全般 (性能)	3	運転性能		1. 「共通 35. 運転性能」の項による。 2. 「共通 35. 運転性能」1. に示す運転試験の確認項目の一例を以下に示す。 (1) 原料 流量、圧力 (2) R/G 流量 (3) 原料加熱炉 燃料流量、出口温度 (4) 水添塔 入口圧力、下部温度 (5) 改質炉入 原料流量、蒸気流量、蒸気圧力 (6) 蒸気過熱器出過熱蒸気 圧力、温度 (7) 改質炉 入口温度 (8) 改質炉 出口圧力、温度 (9) 改質炉燃料 流量、圧力 (10) 一酸化炭素変成器 入口ガス温度 出口ガス温度 蒸気流量、圧力 入口ガス組成 出口ガス組成 触媒層温度 (11) 計装空気圧力 (12) 発生ガス 流量、圧力、温度、組成、計算比重、発熱量	「共通 35. 運転性能」の項による。		「共通 35. 運転性能」の項による。

表 1. 材料・構造等検査項目

項目	省令	解釈例 【解釈例別添】	検査対象			
			ガス発生器	ガス 精製設備 (高圧)	熱交換器 (高圧又は 液化ガス)	容器 (高圧又は 液化ガス)
			反応器	吸収塔	原料予熱器 給水予熱器 ガス冷却器 廃熱ボイラ CO2 リボイラ	ノックアウトドラム 水添脱硫塔 脱硫塔 圧縮機インタークーラー 圧縮機アフタークーラー
1. 材料	14 条	12、13 条 【2～4 条】	○	○	○	○
2. 構造 (基礎を除く)	15 条 1 項	18～36、40 条 【5～21、24 条】	△(注 1)	○	○	○
3. 構造(基礎)	15 条 4 項	－	△(注 2)	○	○	○
4. 溶接部分	16 条	52～60、62～71 条 【27～35、37～48 条】	○	○	○	○
5. 構造等 (耐圧試験)	15 条 2 項	50 条 【25 条】	○	○	○	○
6. 構造等 (気密試験)	15 条 3 項	51 条 【26 条】	○	○	○	○
7. 安全弁	17 条	72 条 1 項	△(注 4)			

(注 1) 圧力が 0.2MPa 以上の圧力を受けるものに限る。
(注 2) 高圧のガスを通ずるものに限る。
(注 4) 過圧が生じるおそれのあるものに限る。

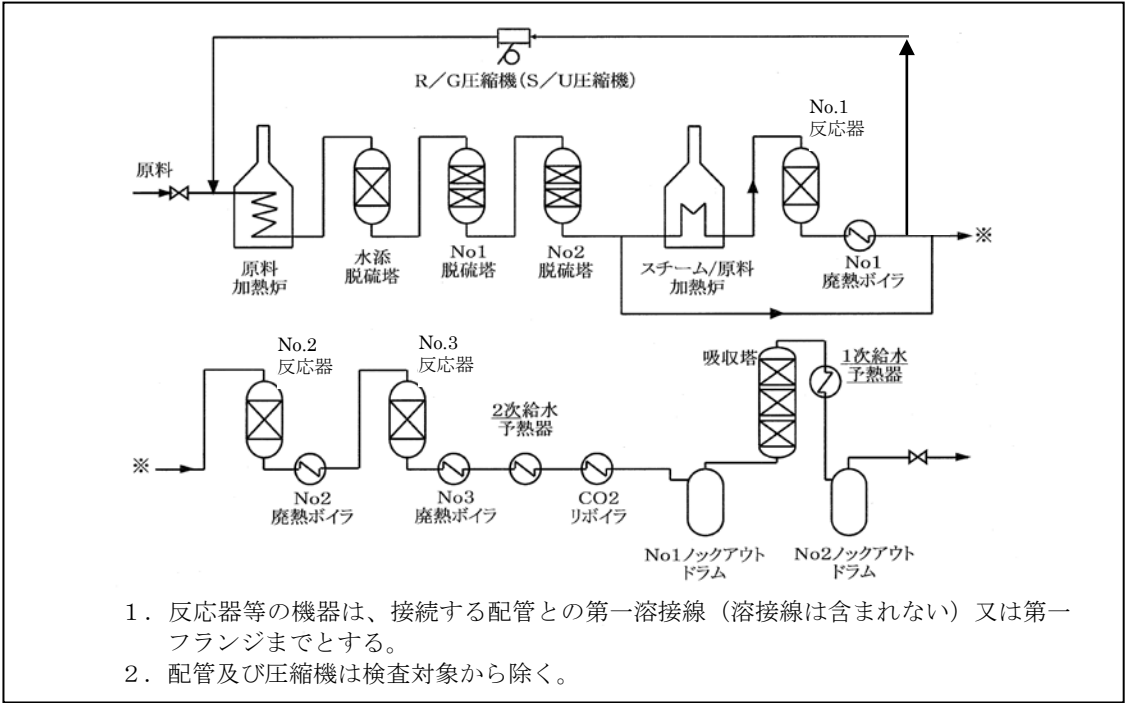


図 1. 設備の概念図

表 2. 安全性検査項目

項目	省令	解釈例	検査対象			
			ガス発生器	ガス 精製設備 (高圧)	熱交換器 (高圧又は 液化ガス)	容器 (高圧又は 液化ガス)
8. 立ち入りの防止等	4 条	1 条	○	○	○	○
9. 保安通信設備	5 条	2 条	○	○	○	○
10. 離隔距離	6 条 告示 2～5 条	－	○	○	○	○
11. 保安区画	7 条	4 条	△(注 7)	△(注 7)	△(注 6)	△(注 6)
12. 防消火設備	8 条	5 条	○	○	○	○
13. ガスの滞留防止	9 条	6 条	△(注 8)	△(注 8)	△(注 8)	△(注 8)
14. 電気設備の防爆構造	10 条	7 条	○	○	○	○
15. 火気設備との距離	11 条	8 条	○	○	○	○
16. 静電気除去	12 条	9 条	－	－	△(注 10)	－
17. ガスの置換等	13 条 1 項	－	○	○	○	○
18. 遮断装置	26 条	80 条	○	○	－	△(注 11)
20. 計測装置等	18 条 1 項	73 条	特(1)	特(1)	－	－
21. 警報装置	19 条	74 条	特(2)	特(2)	－	－
22. 誤操作防止	20 条 1 項	75 条	○	○	○	○
23. インターロック	20 条 2 項	－	△(注 13)	△(注 13)	－	－
24. 保安電力等	21 条	76 条	○	○	○	○
25. 計器室	23 条	78 条	△(注 6)	△(注 6)	△(注 6)	△(注 6)
26. 緊急停止装置	27 条 1 項	81 条	○	－	△(注 14)	－
27. ガスの逆流防止	30 条	84 条	－	○	－	－
28. 気化装置の構造	31 条	85、86、87 条	－	－	△(注 16)	－
34. 防液堤内外の設備の制限	38 条 2 項	96 条	△(注 18)	△(注 18)	△(注 18)	△(注 18)

(注 6) 特定事業所に設置する場合に限る。
(注 7) 特定事業所に設置し、高圧のガスを通ずるものに限る。
(注 8) ガス工作物を室に設置する場合、又はガスの滞留のおそれのある場合に限る。
(注 10) 液化ガス（静電気によりガスに引火するおそれがないものを除く。）を通ずるものに限る。
(注 11) 熱量調整のための容器に限る。
(注 13) 特定事業所に設置する高圧のガス又は液化ガスを通ずるものに限る。
(注 14) ガス（不活性ガスを除く。）を発生させるものに限る。
(注 16) 液化ガス（不活性のものを除く。）を気化させるものに限る。
(注 18) 防液堤（省令第 38 条第 1 項に定めるものに限る。）を有する事業所に限る。

表 3. 性能検査項目

項目	省令	解釈例	検査対象
35. 運転性能	－	－	特(3)
36. 運転制御	－	－	○

表 4. 特記事項検査項目（自熱式ガス発生設備）

機器名称	特記 番号	検査項目	検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
					項目	内容	
設備全般 （安全性）	1	計測装置等		「共通 20. 計測装置等」の項に従い、次に掲げる事項が測定できることを確認する。 (1) 石油、液化石油ガス又は天然ガスを原料とするものにあつては、その流量及び圧力 (2) ガスを発生させるために蒸気を用いるものにあつては、その流量及び圧力 (3) 反応器の入口及び出口の温度及び入口又は出口の圧力 (4) 手動で放水する構造の凝縮水分離器を有するものにあつては、その液面 (5) 自動操縦装置を操作するために流体を用いるものにあつては、その圧力 (6) 洗浄塔及び吸収塔にあつては、洗浄液及び吸収液の液面（いつ水型のものを除く。）並び にガスの圧力 (7) 一酸化炭素変成装置（内設のものを除く。）にあつては、その装置の入口及び出口の温度 並びに蒸気の流量及び圧力	「共通 20. 計測装置等」の項による。		「共通 20. 計測装置等」の項による。
	2	警報装置		「共通 21. 警報装置」の項に従い、次に掲げる場合にその旨を警報することを確認する。 (1) 自動操縦装置を操作するために流体を用いるものにあつては、その操作流体の圧力が異常 に低下した場合。 (2) 反応管に蒸気を送入するものにあつては、その圧力が異常低下した場合 (3) ガスを通ずる部分の圧力が異常に上昇した場合 (4) ガス精製設備にあつては、ガスの圧力が異常に上昇した場合	「共通 21. 警報装置」の項による。		「共通 21. 警報装置」の項による。
設備全般 （性能）	3	運転性能		1. 「共通 35. 運転性能」の項による。 2. 「共通 35. 運転性能」 1. に示す運転試験の確認項目の一例を以下に示す。 (1) 原料 流量、圧力 (2) R/G 流量 (3) プロセス蒸気 圧力、流量 (4) 反応器入口 温度、圧力 (5) 反応器出口 温度、圧力(入口圧力を計測しない場合) (6) 吸収塔 出口圧力、液面、溶液循環量 (7) 計装空気圧力 (8) 発生ガス 流量、圧力、温度、組成、計算比重、発熱量	「共通 35. 運転性能」の項による。		「共通 35. 運転性能」の項による。

表 1. 材料・構造等検査項目

項目	省令	解釈例 【解釈例別添】	検査対象	
			ガスホルダー	
			本体耐圧部	球形ガスホルダー の支持構造部 (上部支柱 下部支柱 ブレース ベースプレート シアプレート 及び伸縮吸収装置)
1. 材料	14 条	12、13 条 【2～4 条】	○	－
	－	－	－	特(1)
2. 構造 (基礎を除く)	15 条 1 項	18、19、21、22、30～34、37 条 【5～9、11、12、17～20、22 条】	○	特(2)
3. 構造(基礎)	15 条 1 項	37 条 【22 条】	○	
	15 条 4 項	－	△ (注 2)	
4. 溶接部分	16 条	52～60、62～71 条 【27～35、37～48 条】	○	－
5. 構造等 (耐圧試験)	15 条 2 項	50 条 【25 条】	△ (注 3)	－
6. 構造等 (気密試験)	15 条 3 項	51 条 【26 条】	○	－
7. 安全弁	17 条	72 条 2 項	特(3) △ (注 5)	－
特記. ガスホルダーの構造	32 条 1 項	－	特(4)	

(注 2) 高圧のガスを通ずるものに限る。
(注 3) 高圧又は中圧のものに限る。
(注 5) 最高使用圧力が高圧又は中圧のガスを通ずるものであって、過圧が生じるものに限る。

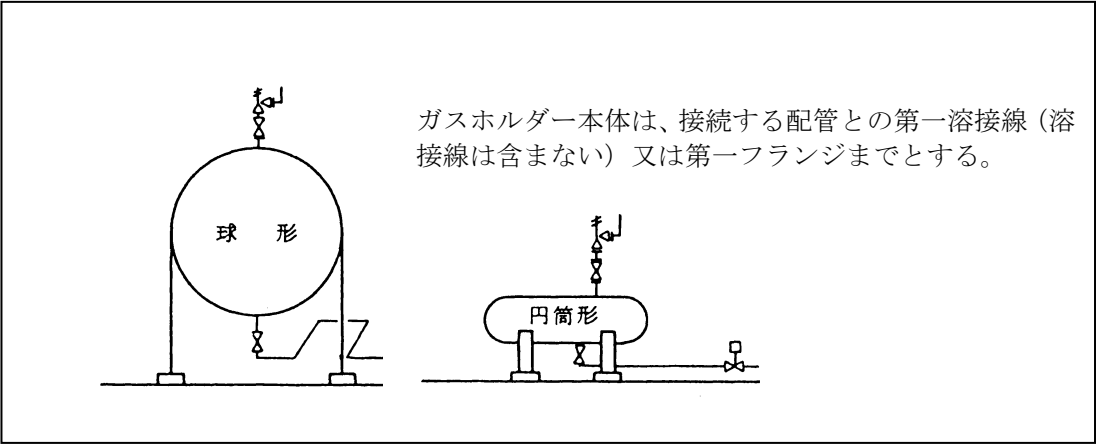


図 1. 設備の概念図

表 2. 安全性検査項目

項目	省令	解釈例	検査対象
			ガスホルダー
8. 立ち入りの防止等	4 条	1 条	○
9. 保安通信設備	5 条	2 条	○
10. 離隔距離	6 条 告示 2～5 条	3 条	○
11. 保安区画	7 条	4 条	△ (注 7)
12. 防消火設備	8 条	5 条	○
13. ガスの滞留防止	9 条	6 条	△ (注 8)
14. 電気設備の防爆構造	10 条	7 条	○
15. 火気設備との距離	11 条	8 条	○
17. ガスの置換等	13 条 1 項	－	○
特記. ガスホルダーの遮断装置	33 条	90 条	特(5)
20. 計測装置等	18 条 1 項	73 条	特(6)
21. 警報装置	19 条	74 条	特(7) △ (注 12)
22. 誤操作防止	20 条 1 項	75 条	○
24. 保安電力等	21 条	76 条	○
25. 計器室	23 条	78 条	△ (注 6)
30. 耐熱措置	37 条	94 条	△ (注 17)
31. 表示	34 条	－	○
34. 防液堤内外の設備の制限	38 条 2 項	96 条	△ (注 18)

(注 6) 特定事業所に設置する場合に限る
(注 7) 特定事業所に設置し、高圧のガスを通ずるものに限る。
(注 8) ガス工作物を室に設置する場合、又はガスの滞留のおそれのある場合に限る。
(注 12) 低圧のホルダーで、圧送機によりガスを送り出すものに限る。
(注 17) 高圧のガスホルダーに限る。
(注 18) 防液堤（省令第 38 条第 1 項に定めるものに限る。）を有する事業所に限る。

表 4. 特記事項検査項目（ガスホルダー）

機器名称	特記 番号	検査項目	検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
					項目	内容	
球形ガスホルダーの支持構造部及び伸縮吸収装置	1	材 料	上部支柱 下部支柱	1. ミルシートにより確認する。	工事計画届出書記載の材料であることを確認する。		工事計画届出書記載の材料であること。
	2	構 造	上部支柱 下部支柱	1. 支柱の数を現場で確認する。 2. 直径及び厚さをミルシート又は寸法検査により確認する。 3. その他は、「共通 2. 構造（基礎を除く）」の項による。	「共通 2. 構造（基礎を除く）」の項による。		「共通 2. 構造（基礎を除く）」の項による。
			ブレース ベースプレート シアプレート 伸縮吸収装置	1. ブレースの直径及び厚さ又は断面積をミルシート又は寸法検査により確認する。 2. ベースプレートの外径及び厚さを寸法検査(厚さにあってはミルシートでもよい。)により確認する。 3. シアプレートの高さ、長さ及び厚さを寸法検査(厚さにあってはミルシートでもよい。)により確認する。 4. 伸縮吸収装置の寸法を寸法検査により確認する。 5. その他は、「共通 2. 構造（基礎を除く）」の項による。	「共通 2. 構造（基礎を除く）」の項による。		「共通 2. 構造（基礎を除く）」の項による。
本体耐圧部	3	安全弁に係るガスの流入停止装置	流入停止装置	安全弁の吹き出し圧力を最高使用圧力の 1.07 倍以下にする場合、最高使用圧力以下の圧力で自動的にガスの流入を停止する装置の作動について、作動試験により確認する。	作動試験記録	流入停止装置の作動試験記録	解釈例第 72 条第 2 項に適合していること。
	4	ガスホルダーの構造	凝縮液を抜く装置	凝縮液を抜く装置が設置されていることを確認する。	付属設備配置図等	装置の位置がわかるもの	省令第 32 条第 1 項に適合していること。
設備全般（安全性）	5	ガスホルダーの遮断装置	遮断装置	1. 省令第 33 条に規定する遮断装置が設置されていることを確認する。 2. 遮断装置の作動について確認する。	遮断装置設置状況図 作動試験記録	遮断装置の位置及び操作位置がわかるもの 遮断装置の作動試験の記録	1. 省令第 33 条、解釈例第 90 条に適合していること。 2. 工事計画書どおりの種類であること。 3. 遮断装置は円滑に作動するものであること。
	6	計測装置等		「共通 20. 計測装置等」の項に従い、次に掲げる事項が測定できることを確認する。 ・貯蔵するガスの圧力	「共通 20. 計測装置等」の項による。		「共通 20. 計測装置等」の項による。
	7	警報装置		「共通 21. 警報装置」の項に従い、次に掲げる場合にその旨を警報することを確認する。 ・貯蔵するガスの量が異常に減少した場合	「共通 21. 警報装置」の項による。		「共通 21. 警報装置」の項による。

設備名称 13. 地下式貯槽

(液化石油ガス（低温）用地下式貯槽を含む。)

表 1. 材料・構造等検査項目

項目	省令	解釈例 【解釈例別添】	検査対象
			液化ガス用 貯 槽
			地下式貯槽本体 (球殻板、胴板、メンブレン、ナックルリング又はリングプレート)
1. 材料	14 条(*)	12、13 条(*) 【2～4 条】	特(1)
2. 構造 (基礎を除く)	15 条 1 項	18、19、21～27、30～35、38 条 【5～9、11～15、17～20、23 条】	特(2)
3. 構造(基礎)	15 条 1 項	38 条 【23 条】	特(3)
	15 条 4 項	—	○
4. 溶接部分	16 条(*)	52～57、61～71 条(*) 【27～31、36～48 条】	特(4)
5. 構造等 (耐圧試験)	15 条 2 項	50 条 【25 条】	特(5)
6. 構造等 (気密試験)	15 条 3 項	51 条 【26 条】	特(6)
7. 安全弁	35 条 1 項	72 条 1 項	△ (注 4)

(*) メンブレン及び非耐圧型ガスシールプレートは、省令 15 条、解釈例 38 条【解釈例別添 23 条】による。

(注4) 過圧が生ずるおそれのあるものに限る。

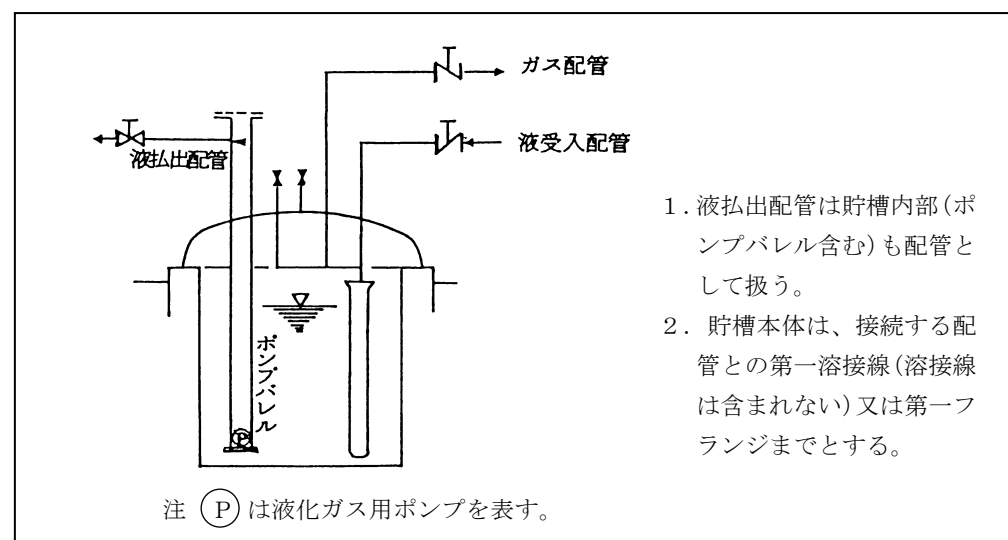


図 1. 設備の概念図

表 2. 安全性検査項目

項目	省令	解釈例	検査対象
			液化ガス用貯槽
8. 立ち入りの防止等	4 条	1 条	○
9. 保安通信設備	5 条	2 条	○
10. 離隔距離	6 条 告示 2～5 条	3 条	○
11. 保安区画	7 条	4 条	△（注 6）
12. 防消火設備	8 条	5 条	○
13. ガスの滞留防止	9 条	6 条	△（注 8）
14. 電気設備の防爆構造	10 条	7 条	○
15. 火気設備との距離	11 条	8 条	○
16. 静電気除去	12 条	9 条	○
17. ガスの置換等	13 条 1 項	—	○
19. 液化ガス用貯槽の遮断装置	36 条	93 条	○
20. 計測装置等	18 条 1 項	73 条	特(7)
21. 警報装置	19 条	74 条	特(8)
22. 誤操作防止	20 条 1 項	75 条	○
24. 保安電力等	21 条	76 条	○
25. 計器室	23 条	78 条	△（注 6）
29. 保冷措置	15 条	38 条	○
30. 耐熱措置	37 条	94 条	○
31. 表示	34 条	—	○
32. 負圧防止	35 条 2 項	92 条	○
34. 防液堤内外の設備の制限	38 条 2 項	96 条	△（注 18）

(注6) 特定事業所に設置する場合に限る。

(注 8) ガス工作物を室に設置する場合、又はガスの滞留のおそれのある場合に限る。

(注18) 防液堤（省令第38条第1項に定めるものに限る。）を有する事業所に限る。

表 4. 特記事項検査項目（地下式貯槽（液化石油ガス（低温）用地下式貯槽を含む。））

機器名称	特記 番号	検査項目	検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
					項目	内容	
地下式貯槽	1	材 料	球殻板 球殻骨 胴 板 コンプレッション リング、ナックルリ ング又はリングプ レート メムブレ ン ガスシールプレー ト 管台、マンホール （スリーブを含む） 強め材	「共通 1. 材料」の項による。	「共通 1. 材料」の項による。		1. メムブレ ン及び非耐圧ガスシールプレートにつ いては、省令第 15 条、解釈例第 38 条【解釈例別 添 23 条】に適合する材料であること。 2. その他については、「共通 1. 材料」の項による。
			躯体用鉄筋コンク リート	1. 鉄筋については、ミルシートにより確認を行う。 2. コンクリートについてはスランプ、空気量及び圧縮強 度（原則として 150m³ について 1 回。ただし、1 回の打 設量が 3000m³ を超える場合は試験回数を 20 回として よい。）について検査する。	コンクリート検査記録	スランプ、空気量、圧縮 強度を記載した記録	
			支圧部保冷材	「共通 29. 保冷措置」の項に加えて、以下のことを確認 する。 1. 外観及び寸法を確認する。 2. 圧縮強さを確認する。	保冷材料検査記録 寸法検査記録	材料、厚さ、圧縮強さ、 熱伝導率を記載した記 録	解釈例第 13 条第 1 項第 8 号の内容に適合している こと。

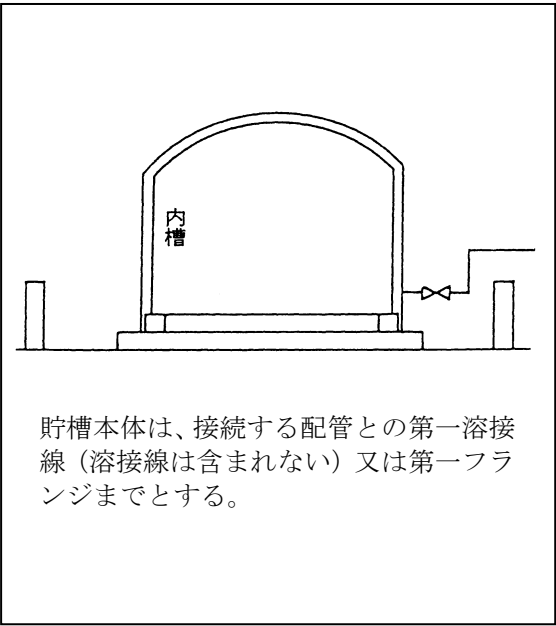
	2	構造（本体）	検査対象は材料の項に同じ	1. 工事計画書に記載のある主要寸法について「共通 2. 構造（基礎を除く）」の項により確認する。 メンブレン板厚については、ミルシートにより確認する。 2. 工事計画書添付書類の強度計算書に用いられている寸法のうち下に掲げるものについて、「共通 2. 構造（基礎を除く）」表 1 中の容器に準じ確認する。 (1) フランジ：フランジ厚さ (2) 管：管の外径及び厚さ (3) 管台：管台の外径及び厚さ (4) 強め材：強め材の外径及び厚さ 3. 躯体、屋根及びメンブレンの組立寸法については、下に掲げる事項についても寸法を確認する。 (1) 躯体 (a) 側壁の真円度、鉛直度 (b) 底部のレベル (2) 屋根 (a) 胴板又はナックルリング胴部の垂直度 (b) 胴板頂部の水平度 (c) 球殻骨の直径（地上組立の状態で、ほぼ対称な 4 箇所以上で最外周リングの直径を測定） (3) メンブレン (a) コルゲーションピッチ 4. 躯体の配筋については、その状況を確認する。 5. その他は、「共通 2. 構造（基礎を除く）」の項による。	配筋施工記録	配筋状況のわかる工事写真等	1. 3. に掲げる組立寸法については、支障のないものであること。 2. 躯体の配筋については工事計画添付書類の構造図とおりであること。 3. その他については、「共通 2. 構造（基礎を除く）」の項による。
	3	構造（基礎）	砂利層のあるものは砂利又は碎石の転圧	「共通 3. 構造（基礎）」の項に加え、平板載荷試験等を実施する。	転圧記録	転圧の状況がわかるもの。	1. 満液時の荷重に対し、十分な支圧強度を有するよう転圧されていること。 2. その他については、「共通 3. 構造（基礎）」の項による。
	4	溶 接	球殻板 胴板 コンプレッションリング、ナックルリング又はリングプレート 耐圧型ガスシールプレート、管台、マンホール（スリーブを含む） 強め材	「共通 4. 溶接部分」の項による。	「共通 4. 溶接部分」の項によるほか、球殻板のすみ肉溶接の溶接検査記録	「共通 4. 溶接部分」の項によるほか、球殻板のすみ肉溶接部の施工状況がわかるもの。	「共通 4. 溶接部分」の項による。
	メンブレン 非耐圧型ガスシールプレート		メンブレン及び非耐圧型ガスシールプレートの溶接部については溶接検査を実施する。	溶接検査記録	メンブレン及び非耐圧型ガスシールプレートの溶接施工状況がわかるもの	1. メンブレン及び非耐圧型ガスシールプレートについては、省令 15 条、解釈例 38 条【解釈例別添 23 条】にしたがって溶接されたものであること。	

	5	耐圧試験	球殻板 胴板 コンプレッション リング、ナックル リング又はリング プレート 管台、マンホール 耐圧型ガスシール プレート 強め材	「共通 5. 構造等（耐圧試験）」の項による。	「共通 5. 構造等（耐圧試験）」の項による。	「共通 5. 構造等（耐圧試験）」の項による。
	6	気密試験	球殻板 胴板 コンプレッション リング、ナックル リング又はリング プレート メンブレン 管台、マンホール 耐圧型ガスシール プレート 強め材	「共通 6. 構造等（気密試験）」の項による。	「共通 6. 構造等（気密試験）」の項による。	「共通 6. 構造等（気密試験）」の項による。
	7	計測装置等		「共通 20. 計測装置等」の項に従い、次に掲げる事項が測定できることを確認する。 (1) 気相部の圧力 (2) 液化ガスの液面	「共通 20. 計測装置等」の項による。	「共通 20. 計測装置等」の項による。
	8	警報装置		「共通 21. 警報装置」の項に従い、次に掲げる場合にその旨を警報することを確認する。 (1) 貯蔵能力が 100 t 以上の低温貯槽にあっては、気相部の圧力が異常に上昇した場合 (2) 低温貯槽（解釈例第 92 条第 2 項各号に掲げるものを除く。）にあっては、気相部の圧力が異常に低下した場合	「共通 21. 警報装置」の項による。	「共通 21. 警報装置」の項による。
設備全般 (安全性)						

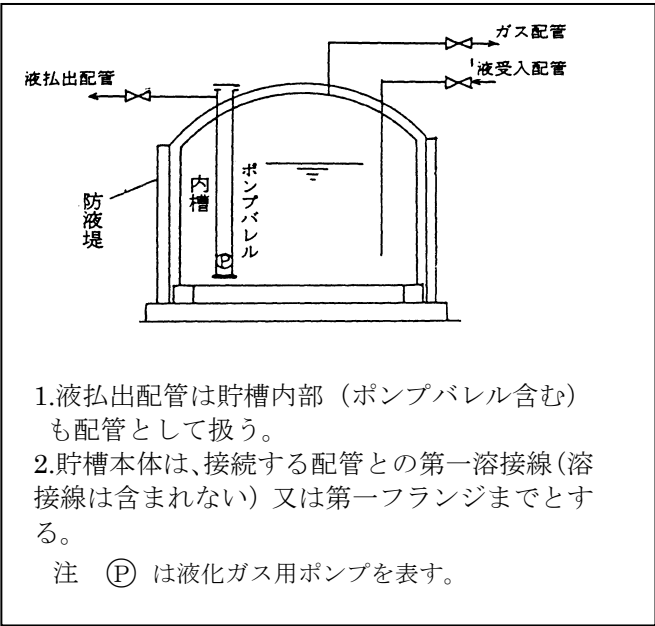
表 1. 材料・構造等検査項目

項目	省令	解釈例 【解釈例別添】	検査対象
			液化ガス用貯槽
			内 槽 (側板、底板、屋根板、屋根骨、 管台、マンホール、ふた板)
1. 材料	14 条	12、13 条 【2～4 条】	特 (1)
2. 構造 (基礎を除く)	15 条 1 項	18、19、21～27、30～35、38 条 【5～9、11～15、17～20、23 条】	特 (2)
3. 構造 (基礎)	15 条 1 項	38 条 【23 条】	○
	15 条 4 項	—	○
4. 溶接部分	16 条	52～57、61～71 条 【27～31、36～48 条】	特 (3)
5. 構造等 (耐圧試験)	15 条 2 項	50 条 【25 条】	特 (4)
6. 構造等 (気密試験)	15 条 3 項	51 条 【26 条】	○
7. 安全弁	35 条 1 項	72 条 1 項	△ (注 4)

(注 4) 過圧が生ずるおそれのあるものに限る。



貯槽本体は、接続する配管との第一溶接線（溶接線は含まれない）又は第一フランジまでとする。



- 1.液払出配管は貯槽内部（ポンプバレル含む）も配管として扱う。
- 2.貯槽本体は、接続する配管との第一溶接線（溶接線は含まれない）又は第一フランジまでとする。

注 ① は液化ガス用ポンプを表す。

表 2. 安全性検査項目

項目	省令	解釈例	検査対象
			液化ガス用貯槽
8. 立ち入りの防止等	4 条	1 条	○
9. 保安通信設備	5 条	2 条	○
10. 離隔距離	6 条 告示 2～5 条	3 条	○
11. 保安区画	7 条	4 条	△ (注 6)
12. 防消火設備	8 条	5 条	○
13. ガスの滞留防止	9 条	6 条	△ (注 8)
14. 電気設備の防爆構造	10 条	7 条	○
15. 火気設備との距離	11 条	8 条	○
16. 静電気除去	12 条	9 条	○
17. ガスの置換等	13 条 1 項	—	○
19. 液化ガス用貯槽の遮断装置	36 条	93 条	○
20. 計測装置等	18 条 1 項	73 条	特 (5)
21. 警報装置	19 条	74 条	特 (6)
22. 誤操作防止	20 条 1 項	75 条	○
24. 保安電力等	21 条	76 条	○
25. 計器室	23 条	78 条	△ (注 6)
29. 保冷措置	15 条	38 条	特 (7)
30. 耐熱措置	37 条	94 条	○
31. 表示	34 条	—	○
32. 負圧防止	35 条 2 項	92 条	○
33. 防液堤	38 条 1 項	95 条	○
34. 防液堤内外の設備の制限	38 条 2 項	96 条	△ (注 18)

(注 6) 特定事業所に設置する場合に限る。

(注 8) ガス工作物を室に設置する場合、又はガスの滞留のおそれのある場合に限る。

(注 18) 防液堤（省令第 38 条第 1 項に定めるものに限る。）を有する事業所に限る。

図 1-(1) 設備の概念図（金属二重殻式）

図 2-(2) 設備の概念図（P C 式）

表 4. 特記事項検査項目（地上式貯槽）

機器名称	特記 番号	検査項目	検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
					項 目	内 容	
貯 槽 (内槽)	1	材 料	屋根板, ナックルプレート, 側板, アニュラープレート, 底板, 屋根骨, 管台, マンホール, ふた板, アンカーストラップ	「共通 1. 材料」の項による。	「共通 1. 材料」の項による。		「共通 1. 材料」の項による。
			底部保冷材	「共通 29. 保冷措置」の項に加え、以下のことを確認する。 1. 外観及び寸法を確認する。 2. 圧縮強さを確認する。	材料検査記録 寸法検査記録	材料、厚さ、圧縮強さを記載した記録	解釈例第 13 条第 1 項九号【解釈例別添第 2 条】の内容に適合していること。
	2	構 造	材料の項に同じ	1. 工事計画書に記載のある主要寸法については、「共通 2. 構造（基礎を除く）」の項により確認する。 2. 工事計画書添付書類の強度計算書に用いられている寸法のうち下に掲げるものについて、「共通 2. 構造（基礎を除く）」の表 1 中の容器に準じ確認する。 (1) ナックルプレート：板厚 (2) アンカーストラップ：断面積 (3) 管：管の外径及び厚さ (4) 管台：管台の外径及び厚さ (5) フランジ：フランジ厚さ (6) 強め材：強め材の外径及び厚さ 3. その他は、「共通 2. 構造（基礎を除く）」の項による。	「共通 2. 構造（基礎を除く）」の項による。		「共通 2. 構造（基礎を除く）」の項による。
	3	溶 接	材料の項に同じ	「共通 4. 溶接部分」の項に加え「LNG 地上式貯槽指針 5. 2. 4 溶接」に従った溶接であることを確認する。 非破壊検査については、「LNG 地上式貯槽指針 6. 2. 4 溶接検査」に定める検査を実施のこと	「共通 4. 溶接部分」の項による。		1. 解釈例第 57 条第 4 項【解釈例別添第 30 条】及び第 61 条【解釈例別添第 36 条】の内容に適合していること。 2. その他は、「共通 4. 溶接部分」の項による。
	4	耐圧試験	内槽及び基礎	「LNG 地上式貯槽指針 6. 2. 6 耐圧試験」に従い、試験を実施すること。	「共通 5. 構造等(耐圧試験)」の項による。		「共通 5. 構造等(耐圧試験)」の項による。
設備全般 (安全性)	5	計 測 装 置 等		「共通 20. 計測装置等」の項に従い、次に掲げる事項が測定できることを確認する。 (1) 気相部の圧力 (2) 液化ガスの液面	「共通 20. 計測装置等」の項による。		「共通 20. 計測装置等」の項による。
	6	警報装置		「共通 21. 警報装置」の項に従い、次に掲げる場合にその旨を警報することを確認する。 (1) 貯蔵能力が 100 t 以上の低温貯槽にあっては、気相部の圧力が異常に上昇した場合 (2) 低温貯槽（解釈例第 92 条第 2 項各号に掲げるものを除く。）にあっては、気相部の圧力が異常に低下した場合	「共通 21. 警報装置」の項による。		「共通 21. 警報装置」の項による。
	7	保冷措置		「共通 29. 保冷措置」の項に加え、下記の試験を行い、外槽、外槽底板に漏えいのないことを確認する。 1. 発泡漏れ試験 内外槽間に最高使用圧力以上の圧力を加え、漏れ検査を実施する。 2. 真空漏えい試験 金属二重殻 LNG 貯槽の外槽底板及び PC LNG 貯槽の外槽ライナについて真空漏えい試験を実施する。	発泡漏れ試験 記録 真空漏えい試験 記録	試験状況がわかる 記録（写真等）	1. 外槽、外槽底板に漏えいのないことを確認する。 2. その他は、「共通 29. 保冷措置」の項による。

表 1. 材料・構造等検査項目

項目	省令	解釈例 【解釈例別添】	検査対象	
			液化ガス用 貯槽	熱交換器 〔 高圧又は 液化ガス 〕
			内 槽	加圧蒸発器
1. 材料	14 条	12、13 条 【2～4 条】	○	○
2. 構造 (基礎を除く)	15 条 1 項	18、19、21～27、30～35、38 条 【5～9、11～15、17～20、23 条】	○	－
		18、19、21～36、40 条 【5～9、11～21、24 条】	－	○
3. 構造(基礎)	15 条 1 項	38 条 【23 条】	○	－
	15 条 4 項	－	○	○
4. 溶接部分	16 条	52～60、62～71 条 【27～35、37～48 条】	○	○
5. 構造等 (耐圧試験)	15 条 2 項	50 条 【25 条】	特(1)	○
6. 構造等 (気密試験)	15 条 3 項	51 条 【26 条】	特(2)	○
7. 安全弁	17 条	72 条 1 項	－	△ (注 4)
	35 条 1 項		△ (注 4)	－

(注 4) 過圧が生ずるおそれのあるものに限る。

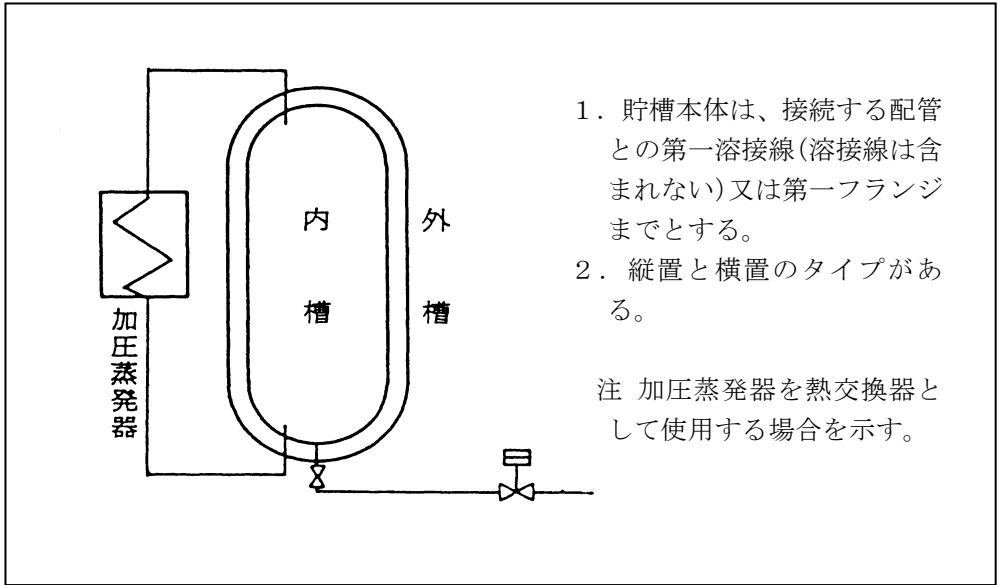


図 1. 設備の概念図

表 2. 安全性検査項目

項目	省令	解釈例	検査対象	
			液化ガス用 貯槽	熱交換器
8. 立ち入りの防止等	4 条	1 条	○	○
9. 保安通信設備	5 条	2 条	○	○
10. 離隔距離	6 条	3 条	○	－
	告示 2～5 条	－		○
11. 保安区画	7 条	4 条	△ (注 6)	△ (注 6)
12. 防消火設備	8 条	5 条	○	○
13. ガスの滞留防止	9 条	6 条	△ (注 8)	△ (注 8)
14. 電気設備の防爆構造	10 条	7 条	○	○
15. 火気設備との距離	11 条	8 条	○	○
16. 静電気除去	12 条	9 条	○	○
17. ガスの置換等	13 条 1 項	－	○	○
19. 液化ガス用貯槽の遮断装置	36 条	93 条	○	－
20. 計測装置等	18 条 1 項	73 条	特(3)	－
21. 警報装置	19 条	74 条	特(4)	－
22. 誤操作防止	20 条 1 項	75 条	○	○
24. 保安電力等	21 条	76 条	○	○
25. 計器室	23 条	78 条	△ (注 6)	△ (注 6)
26. 緊急停止装置	27 条 1 項	81 条	－	△(注 14)
28. 気化装置の構造	31 条	86、87 条	－	△(注 16)
29. 保冷措置	－	－	特(5)	－
30. 耐熱措置	37 条	94 条	○	－
31. 表示	34 条	－	○	－
32. 負圧防止	35 条 2 項	92 条	○	－
33. 防液堤	38 条 1 項	95 条	○	－
34. 防液堤内外の設備の制限	38 条 2 項	96 条	△ (注 18)	△(注 18)

(注 6) 特定事業所に設置する場合に限る。

(注 8) ガス工作物を室に設置する場合、又はガスの滞留のおそれのある場合に限る。

(注 14) ガス（不活性のものを除く。）を発生させるものに限る。

(注 16) 液化ガス（不活性のものを除く。）を気化させるものに限る。

(注 18) 防液堤（省令第 38 条第 1 項に定めるものに限る。）を有する事業所に限る。

表 4. 特記事項検査項目（真空断熱式貯槽）

機器名称	特記 番号	検査項目	検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
					項目	内容	
貯槽 (内槽)	1	耐圧試験	内槽	安全係数 4.0 基準において、「共通 5. 構造等(耐圧試験)」の項に加え、内槽単体の耐圧試験を大気圧下で行う場合には、試験圧力を(最高使用圧力+ 0.1013MPa)の 1.5 倍以上の圧力に液ヘッド相当の圧力を加えたものとする。ただし、気圧による耐圧試験の場合は、試験圧力を(最高使用圧力+0.1013MPa)の 1.25 倍以上の圧力に液ヘッド相当の圧力を加えたものとし、内槽に異常のないことを確認する。	「共通 5. 構造等(耐圧試験)」の項による。		「共通 5. 構造等(耐圧試験)」の項による。
			移設された貯槽 (内槽)	安全係数 4.0 基準において、「共通 5. 構造等(耐圧試験)」の項に加え、最高使用圧力の 1.25 倍以上の圧力（特定設備検査を受けているものにあつては、最高使用圧力から 0.1013MPa を差し引いた圧力の 1.25 倍以上の圧力）を内槽に加え 20 分以上保持した状態において、真空計により断熱層の真空度の変化を確認し、内槽に異常のないことを確認する。	「共通 5. 構造等(耐圧試験)」の項による。		1. 断熱層の真空度が 27Pa 以下で、かつ、真空度の低下が 1.3 Pa 以下であること。
	2	気密試験	内槽	「共通 6. 構造等(気密試験)」の項に加え、内槽単体の気密試験を大気圧下で行う場合には、試験圧力を(最高使用圧力+ 0.1013MPa)の 1.0 倍以上の圧力に液ヘッド相当の圧力を加えた圧力として気密試験を実施する。	「共通 6. 構造等(気密試験)」の項による。		「共通 6. 構造等(気密試験)」の項による。
			移設された貯槽 (内槽)	「共通 6. 構造等(気密試験)」の項に加え、最高使用圧力（特定設備検査を受けているものにあつては、最高使用圧力から 0.1013MPa を差し引いた圧力）を内槽に加え安定後 1 時間以上保持した状態において、真空計により断熱層の真空度の変化を確認し、内槽に異常のないことを確認する。	「共通 6. 構造等(気密試験)」の項による。		1. 断熱層の真空度が 27Pa 以下で、かつ、真空度の低下が 1.3 Pa 以下であること。
設備全般 (安全性)	3	計測装置等		「共通 20. 計測装置等」の項に従い、次に掲げる事項が測定できることを確認する。 (1) 気相部の圧力 (2) 液化ガスの液面	「共通 20. 計測装置等」の項による。		「共通 20. 計測装置等」の項による。
	4	警報装置		「共通 21. 警報装置」の項に従い、次に掲げる場合にその旨を警報することを確認する。 (1) 貯蔵能力が 100 t 以上の低温貯槽にあつては、気相部の圧力が異常に上昇した場合 (2) 低温貯槽(解釈例第 92 条第 2 項各号に掲げるものを除く。)にあつては、気相部の圧力が異常に低下した場合	「共通 21. 警報装置」の項による。		「共通 21. 警報装置」の項による。
	5	保冷措置 (内外槽間)		「共通 29. 保冷措置」の項に加え、以下のことを確認する。 ・保冷材の基準充填密度、真空度と熱伝導率の関係をカタログ等で確認する。 ・真空度を確認する。	真空度測定記録 その他は、「共通 29. 保冷措置」の項による。	材料及び真空度から求めた熱伝導率を記載した記録	「共通 29. 保冷措置」の項による。

表 1. 材料・構造等検査項目

項目	省令	解釈例 【解釈例別添】	検査対象	
			液化ガス用 貯槽	熱交換器 〔 高压又は 液化ガス 〕
			内 槽	加圧蒸発器
1. 材料	14 条	12、13 条 【2～4 条】	○	○
2. 構造 (基礎を除く)	15 条 1 項	18、19、21～27、30～35、38 条 【5～9、11～15、17～20、23 条】	○	－
		18、19、21～36、40 条 【5～9、11～21、24 条】	－	○
3. 構造(基礎)	15 条 1 項	38 条 【23 条】	○	－
	15 条 4 項	－	○	○
4. 溶接部分	16 条	52～60、62～71 条 【27～35、37～48 条】	○	○
5. 構造等 (耐圧試験)	15 条 2 項	50 条 【25 条】	特(1)	○
6. 構造等 (気密試験)	15 条 3 項	51 条 【26 条】	特(2)	○
7. 安全弁	17 条	72 条 1 項	－	△ (注 4)
	35 条 1 項		△ (注 4)	－

(注 4) 過圧が生ずるおそれのあるものに限る。

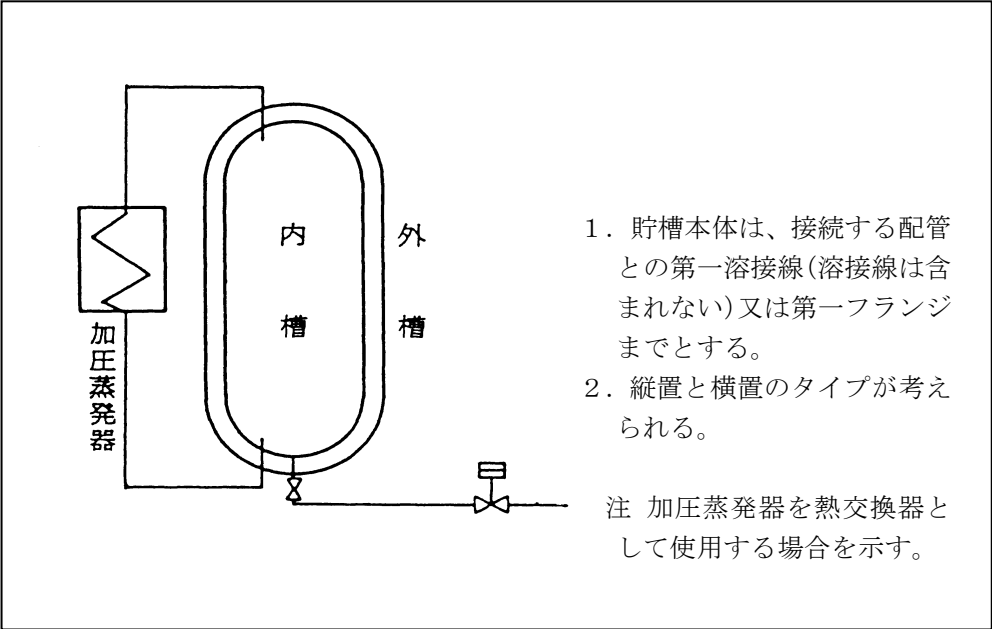


図 1. 設備の概念図

表 2. 安全性検査項目

項目	省令	解釈例	検査対象	
			液化ガス用 貯槽	熱交換器
8. 立ち入りの防止等	4 条	1 条	○	○
9. 保安通信設備	5 条	2 条	○	○
10. 離隔距離	6 条 告示 2～5 条	3 条	○	－
		－		○
11. 保安区画	7 条	4 条	△ (注 6)	△ (注 6)
12. 防消火設備	8 条	5 条	○	○
13. ガスの滞留防止	9 条	6 条	△ (注 8)	△ (注 8)
14. 電気設備の防爆構造	10 条	7 条	○	○
15. 火気設備との距離	11 条	8 条	○	○
16. 静電気除去	12 条	9 条	○	○
17. ガスの置換等	13 条 1 項	－	○	○
19. 液化ガス用貯槽の遮断装置	36 条	93 条	○	－
20. 計測装置等	18 条 1 項	73 条	特(3)	－
21. 警報装置	19 条	74 条	特(4)	－
22. 誤操作防止	20 条 1 項	75 条	○	○
24. 保安電力等	21 条	76 条	○	○
25. 計器室	23 条	78 条	△ (注 6)	△ (注 6)
26. 緊急停止装置	27 条 1 項	81 条	－	△ (注 14)
28. 気化装置の構造	31 条	85～87 条	－	△ (注 16)
29. 保冷措置	－	－	○	－
30. 耐熱措置	37 条	94 条	○	－
31. 表示	34 条	－	○	－
32. 負圧防止	35 条 2 項	92 条	○	－
33. 防液堤	38 条 1 項	95 条	○	－
34. 防液堤内外の設備の制限	38 条 2 項	96 条	△ (注 18)	△ (注 18)

(注 6) 特定事業所に設置する場合に限る。

(注 8) ガス工作物を室に設置する場合、又はガスの滞留のおそれのある場合に限る。

(注 14) ガス（不活性のものを除く。）を発生させるものに限る。

(注 16) 液化ガス（不活性のものを除く。）を気化させるものに限る。

(注 18) 防液堤（省令第 38 条第 1 項に定めるものに限る。）を有する事業所に限る。

表 4. 特記事項検査項目（常圧断熱式貯槽）

機器名称	特記 番号	検査項目	検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
					項 目	内 容	
貯槽 （内槽）	1	耐圧試験	内槽	安全係数 4.0 基準において、「共通 5. 構造等(耐圧試験)」の項に加え、内槽単体の耐圧試験を大気圧下で行う場合には、試験圧力を最高使用圧力の 1.5 倍以上の圧力に液ヘッド相当の圧力を加えたものとする。ただし、気圧による耐圧試験の場合は、試験圧力を最高使用圧力の 1.25 倍以上の圧力に液ヘッド相当の圧力を加えたものとし、内槽に異常のないことを確認する。	「共通 5. 構造等(耐圧試験)」の項による。		「共通 5. 構造等(耐圧試験)」の項による。
	2	気密試験	内槽	「共通 6. 構造等(気密試験)」の項に加え、内槽単体の気密試験を大気圧下で行う場合には、試験圧力を最高使用圧力の 1.0 倍以上の圧力に液ヘッド相当の圧力を加えたものとして気密試験を実施する。	「共通 6. 構造等(気密試験)」の項による。		「共通 6. 構造等(気密試験)」の項による。
設備全般 （安全性）	3	計測装置等		「共通 20. 計測装置等」の項に従い、次に掲げる事項が測定できることを確認する。 （1）気相部の圧力 （2）液化ガスの液面	「共通 20. 計測装置等」の項による。		「共通 20. 計測装置等」の項による。
	4	警報装置		「共通 21. 警報装置」の項に従い、次に掲げる場合にその旨を警報することを確認する。 （1）貯蔵能力が 100 t 以上の低温貯槽にあっては、気相部の圧力が異常に上昇した場合 （2）低温貯槽(解釈例第 92 条第 2 項各号に掲げるものを除く。）にあっては、気相部の圧力が異常に低下した場合	「共通 21. 警報装置」の項による。		「共通 21. 警報装置」の項による。

表 1． 材料・構造等検査項目

項目	省令	解釈例 【解釈例別添】	検査対象	
			液化ガス用貯槽	
			本体耐圧部	球形貯槽の 支持構造部 上部支柱 下部支柱 ブレース ベースプレート シアプレート
1. 材料	14 条	12、13 条 【2～4 条】	○	特 (1)
2. 構造 (基礎を除く)	15 条 1 項	18、19、21～27、30～35、38 条 【5～9、11～15、17～20、23 条】	○	特 (2)
3. 構造 (基礎)	15 条 1 項	38 条 【23 条】	○	
	15 条 4 項	—	○	
4. 溶接部分	16 条	52～60、62～71 条 【27～35、37～48 条】	○	—
5. 構造等 (耐圧試験)	15 条 2 項	50 条 【25 条】	○	—
6. 構造等 (気密試験)	15 条 3 項	51 条 【26 条】	○	—
7. 安全弁	35 条 1 項	72 条 1 項	△ (注 4)	—

(注 4) 過圧が生ずるおそれのあるものに限る。

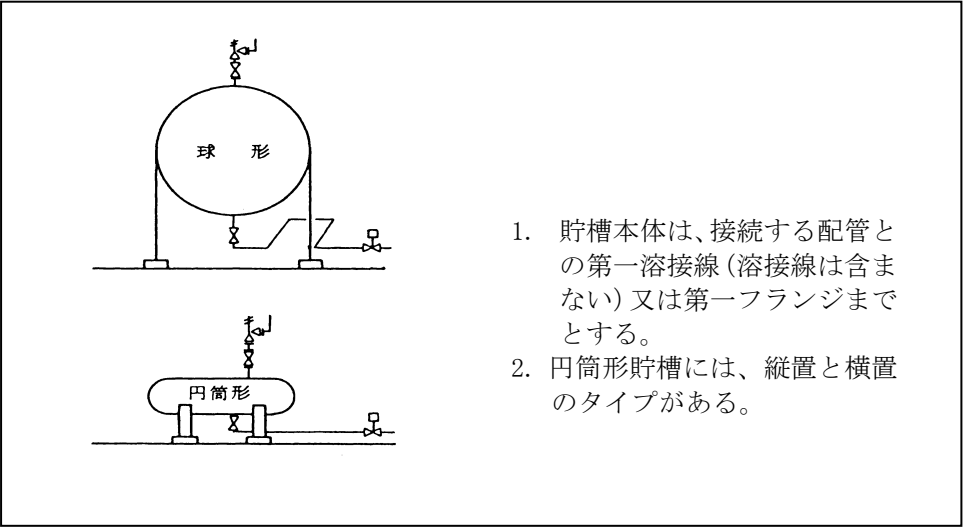


図 1． 設備の概念図

表 2． 安全性検査項目

項目	省令	解釈例	検査対象
			液化ガス用貯槽
8. 立ち入りの防止等	4 条	1 条	○
9. 保安通信設備	5 条	2 条	○
10. 離隔距離	6 条 告示 2～5 条	3 条	○
11. 保安区画	7 条	4 条	△ (注 6)
12. 防消火設備	8 条	5 条	○
13. ガスの滞留防止	9 条	6 条	特 (3) △ (注 8)
14. 電気設備の防爆構造	10 条	7 条	○
15. 火気設備との距離	11 条	8 条	○
16. 静電気除去	12 条	9 条	○
17. ガスの置換等	13 条 1 項	—	○
19. 液化ガス用貯槽の遮断装置	36 条	93 条	○
20. 計測装置等	18 条 1 項	73 条	特 (4)
22. 誤操作防止	20 条 1 項	75 条	○
24. 保安電力等	21 条	76 条	○
25. 計器室	23 条	78 条	△ (注 6)
30. 耐熱措置	37 条	94 条	○
31. 表 示	34 条	—	○
33. 防液堤	38 条 1 項	95 条	○
34. 防液堤内外の設備の制限	38 条 2 項	96 条	△ (注 18)
特記. 貯槽の防食措置	39 条	97 条	特 (5)

(注 6) 特定事業所に設置する場合に限る。

(注 8) ガス工作物を室に設置する場合、又はガスの滞留のおそれのある場合に限る。

(注 18) 防液堤 (省令第 38 条第 1 項に定めるものに限る。) を有する事業所に限る。

表 4. 特記事項検査項目（液化石油ガス用貯槽（低温貯槽を除く。））

機器名称	特記 番号	検査項目	検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
					項 目	内 容	
球形貯槽の 支持構造部	1	材料	上部支柱 下部支柱	1. ミルシートにより確認する。 2. その他は、「共通 1. 材料」の項による。	「共通 1. 材料」の項による。		「共通 1. 材料」の項による。
	2	構造	上部支柱 下部支柱	1. 支柱の数を現場で確認する。 2. 直径及び厚さをミルシート又は寸法検査により確認する。 3. その他は、「共通 2. 構造（基礎を除く）」の項による。	「共通 2. 構造（基礎を除く）」の項による。		「共通 2. 構造（基礎を除く）」の項による。
			ブレース ベースプレート シアプレート	1. ブレースの直径及び厚さ又は断面積をミルシート又は寸法検査により確認する。 2. ベースプレートの外径及び厚さを寸法検査（厚さにあってはミルシートでもよい。）により確認する。 3. シアプレートの高さ、長さ及び厚さを寸法検査（厚さにあってはミルシートでもよい。）により確認する。 4. その他は、「共通 2. 構造（基礎を除く）」の項による。	「共通 2. 構造（基礎を除く）」の項による。		「共通 2. 構造（基礎を除く）」の項による。
設備全般 （安全性）	3	ガスの滞留 防止	地盤面下に全部埋 設された貯槽	「共通 13. ガスの滞留防止」の項に加え、貯槽の周囲に乾燥砂を詰めた構造であることを確認する。	埋設構造図	乾燥砂を詰めた構造 がわかるもの。	「共通 13. ガスの滞留防止」の項による。
	4	計測装置等		「共通 20. 計測装置等」の項に従い、次に掲げる事項が測定できることを確認する。 （1）気相部の圧力 （2）液化ガスの液面	「共通 20. 計測装置等」の項による。		「共通 20. 計測装置等」の項による。
	5	貯槽の防食 措置	液化ガス用貯槽の 埋設された部分	1. 埋設部の構造を確認する。 2. 防食対策を確認する。	埋設構造図 防食対策記録	防食状況がわかるもの。	1. 省令第 39 条及び解釈例第 97 条の内容に適合すること。 2. 工事計画書添付書類の「防食に関する説明書」に適合すること。

表 1． 材料・構造等検査項目

項目	省令	解釈例 【解釈例別添】	検査対象
			熱交換器 (高压又は液化ガス)
			熱交換器本体
1. 材料	14 条	12、13 条 【2～4 条】	○
2. 構造 (基礎を除く)	15 条 1 項	18、19、21～36、40 条 【5～9、11～21、24 条】	○
3. 構造(基礎)	15 条 4 項	—	○
4. 溶接部分	16 条	52～60、62～71 条 【27～35、37～48 条】	○
5. 構造等 (耐圧試験)	15 条 2 項	50 条 【25 条】	○
6. 構造等 (気密試験)	15 条 3 項	51 条 【26 条】	○
7. 安全弁	17 条	72 条 1 項	△ (注 4)

(注 4) 過圧が生じるおそれのあるものに限る。

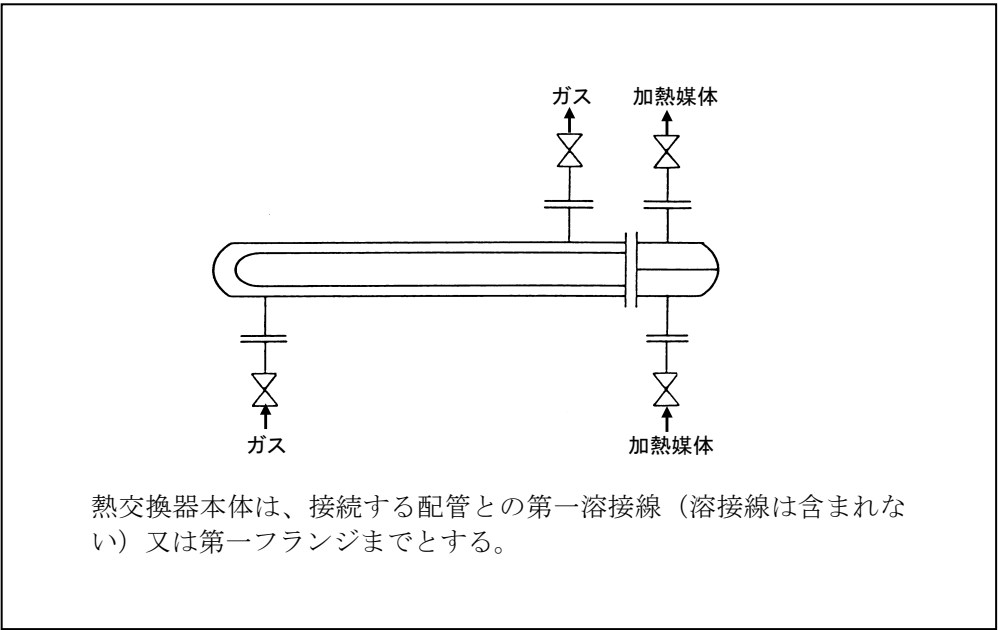


図 1． 設備の概念図

表 2． 安全性検査項目

項目	省令	解釈例	検査対象
			熱交換器
8. 立ち入りの防止等	4 条	1 条	○
9. 保安通信設備	5 条	2 条	○
10. 離隔距離	6 条 告示 2～5 条	—	○
11. 保安区画	7 条	4 条	△ (注 6)
12. 防消火設備	8 条	5 条	○
13. ガスの滞留防止	9 条	6 条	△ (注 8)
14. 電気設備の防爆構造	10 条	7 条	○
15. 火気設備との距離	11 条	8 条	○
16. 静電気除去	12 条	9 条	△ (注 10)
17. ガスの置換等	13 条 1 項	—	○
22. 誤操作防止	20 条 1 項	75 条	○
24. 保安電力等	21 条	76 条	○
25. 計器室	23 条	78 条	△ (注 6)
26. 緊急停止装置	27 条 1 項	81 条	△ (注 14)
28. 気化装置の構造	31 条	85、86、87 条	△ (注 16)
34. 防液堤内外の設備の制限	38 条 2 項	96 条	△ (注 18)

(注 6) 特定事業所に設置する場合に限る。
(注 8) ガス工作物を室に設置する場合、又はガスの滞留のおそれのある場合に限る。
(注 10) 液化ガスを通ずるものに限る。
(注 14) ガス（不活性のものを除く。）を発生させるものに限る。
(注 16) 液化ガス（不活性のものを除く。）を気化させるものに限る。
(注 18) 防液堤（省令第 38 条第 1 項に定めるものに限る。）を有する事業所に限る。

表 1．材料・構造等検査項目

項目	省令	解釈例 【解釈例別添】	検査対象
			熱交換器 (高压又は液化ガス)
			熱交換器本体
1. 材料	14 条	12、13 条 【2～4 条】	○
2. 構造 (基礎を除く)	15 条 1 項	18、19、21～36、40 条 【5～9、11～21、24 条】	○
3. 構造(基礎)	15 条 4 項	—	○
4. 溶接部分	16 条	52～60、62～71 条 【27～35、37～48 条】	○
5. 構造等 (耐压試験)	15 条 2 項	50 条 【25 条】	○
6. 構造等 (気密試験)	15 条 3 項	51 条 【26 条】	○
7. 安全弁	17 条	72 条 1 項	△ (注 4)

(注 4) 過圧が生じるおそれのあるものに限る。

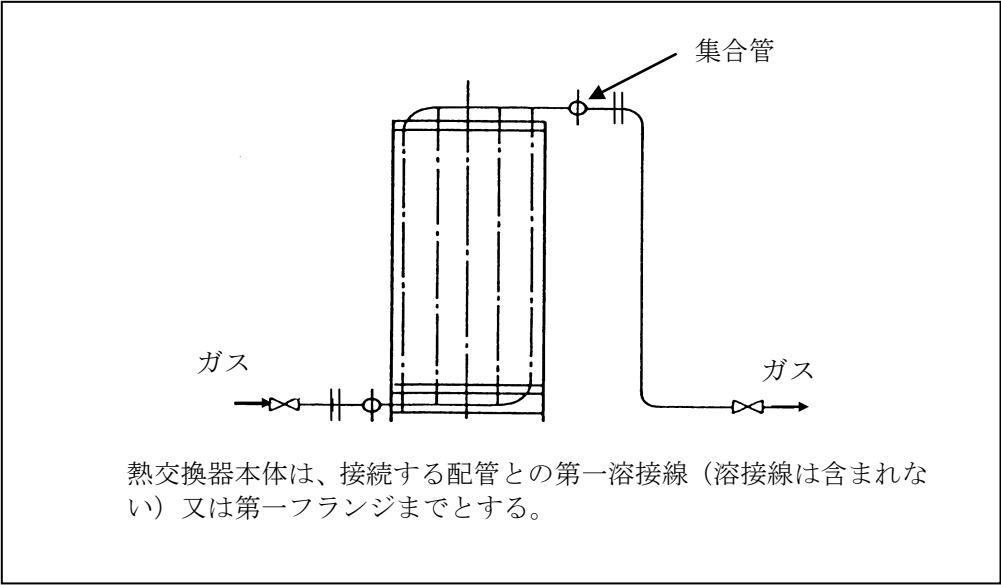


図 1．設備の概念図

表 2．安全性検査項目

項目	省令	解釈例	検査対象
			熱交換器
8. 立ち入りの防止等	4 条	1 条	○
9. 保安通信設備	5 条	2 条	○
10. 離隔距離	6 条 告示 2～5 条	—	○
11. 保安区画	7 条	4 条	△ (注 6)
12. 防消火設備	8 条	5 条	○
13. ガスの滞留防止	9 条	6 条	△ (注 8)
14. 電気設備の防爆構造	10 条	7 条	○
15. 火気設備との距離	11 条	8 条	○
16. 静電気除去	12 条	9 条	△ (注 10)
17. ガスの置換等	13 条 1 項	—	○
22. 誤操作防止	20 条 1 項	75 条	○
24. 保安電力等	21 条	76 条	○
25. 計器室	23 条	78 条	△ (注 6)
26. 緊急停止装置	27 条 1 項	81 条	△ (注 14)
28. 気化装置の構造	31 条	85、86、87 条	△ (注 16)
34. 防液堤内外の設備の制限	38 条 2 項	96 条	△ (注 18)

(注 6) 特定事業所に設置する場合に限る。
(注 8) ガス工作物を室に設置する場合、又はガスの滞留のおそれのある場合に限る。
(注 10) 液化ガスを通ずるものに限る。
(注 14) ガス（不活性のものを除く。）を発生させるものに限る。
(注 16) 液化ガス（不活性のものを除く。）を気化させるものに限る。
(注 18) 防液堤（省令第 38 条第 1 項に定めるものに限る。）を有する事業所に限る。

表 1．材料・構造等検査項目

項目	省令	解釈例 【解釈例別添】	検査対象
			熱交換器 (高压又は液化ガス)
			熱交換器本体
1. 材料	14 条	12、13 条 【2～4 条】	○
2. 構造 (基礎を除く)	15 条 1 項	18、19 条 21～36、40 条 【5～9、11～15、17～21 条】	○
3. 構造(基礎)	15 条 4 項	—	○
4. 溶接部分	16 条	52～60、62～71 条 【27～35、37～48 条】	○
5. 構造等 (耐圧試験)	15 条 2 項	50 条 【25 条】	○
6. 構造等 (気密試験)	15 条 3 項	51 条 【26 条】	○
7. 安全弁	17 条	72 条 1 項	△ (注 4)

(注 4) 過圧が生じるおそれのあるものに限る。

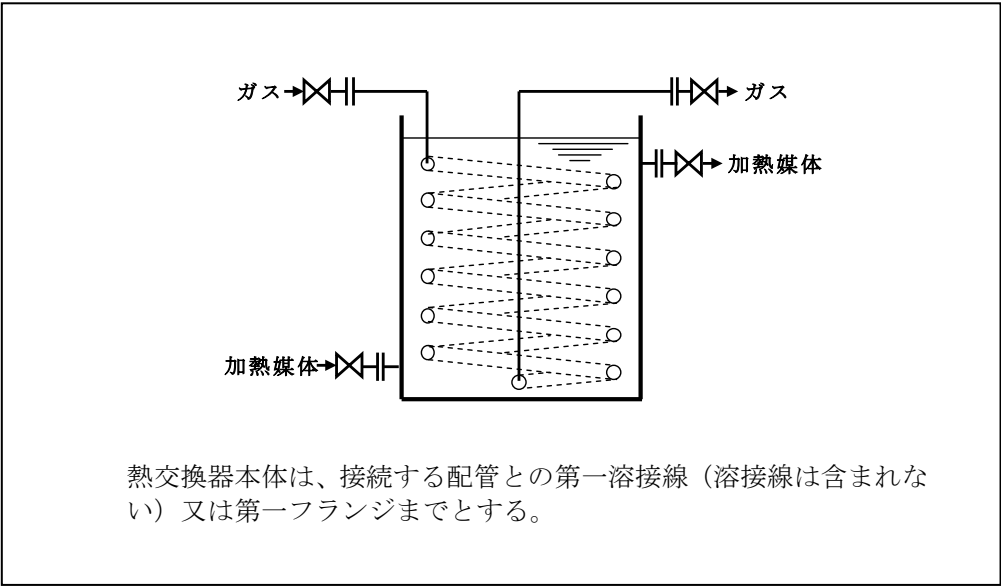


図 1．設備の概念図

表 2．安全性検査項目

項目	省令	解釈例	検査対象
			熱交換器
8. 立ち入りの防止等	4 条	1 条	○
9. 保安通信設備	5 条	2 条	○
10. 離隔距離	6 条 告示 2～5 条	—	○
11. 保安区画	7 条	4 条	△ (注 6)
12. 防消火設備	8 条	5 条	○
13. ガスの滞留防止	9 条	6 条	△ (注 8)
14. 電気設備の防爆構造	10 条	7 条	○
15. 火気設備との距離	11 条	8 条	○
16. 静電気除去	12 条	9 条	△ (注 10)
17. ガスの置換等	13 条 1 項	—	○
22. 誤操作防止	20 条 1 項	75 条	○
24. 保安電力等	21 条	76 条	○
25. 計器室	23 条	78 条	△ (注 6)
26. 緊急停止装置	27 条 1 項	81 条	△ (注 14)
28. 気化装置の構造	31 条	85、86、87 条	△ (注 16)
34. 防液堤内外の設備の制限	38 条 2 項	96 条	△ (注 18)

- (注 6) 特定事業所に設置する場合に限る。
(注 8) ガス工作物を室に設置する場合、又はガスの滞留のおそれのある場合に限る。
(注 10) 液化ガスを通ずるものに限る。
(注 14) ガス（不活性のものを除く。）を発生させるものに限る。
(注 16) 液化ガス（不活性のものを除く。）を気化させるものに限る。
(注 18) 防液堤（省令第 38 条第 1 項に定めるものに限る。）を有する事業所に限る。

設備区分 冷凍設備 設備名称 2 1. 冷凍設備
(小型、ユニット型又は冷媒ガスが不活性の冷凍設備を除く)

表 1. 材料・構造等検査項目

項目	省令	解釈例 【解釈例別添】	検査対象	
			冷凍設備 (高 圧)	熱交換器 (高圧又は液化ガス)
			凝縮器 蒸発器 油分離器	受液器 冷媒ミストセパレーター 冷媒クッションタンク ガス冷却器 (間接冷却の場合)
1. 材料	14 条	12、13 条 【2～4 条】	○	○
2. 構造 (基礎を除く)	15 条 1 項	18、19、21～36、39、40 条 【5～9、11～21、24 条】	○	○
3. 構造(基礎)	15 条 1 項	39 条 【24 条】	○	—
	15 条 4 項	—	○	○
4. 溶接部分	16 条	52～60、62～71 条 【27～35、37～48 条】	○	○
5. 構造等 (耐圧試験)	15 条 2 項	50 条 【25 条】	○	○
6. 構造等 (気密試験)	15 条 3 項	51 条 【26 条】	○	○
7. 安全弁	17 条	72 条 1 項	—	△ (注 4)
特記. 冷凍設備の 圧力上昇防止装置	29 条	83 条	特(1)	—

(注 4) 過圧が生ずるおそれのあるものに限る。

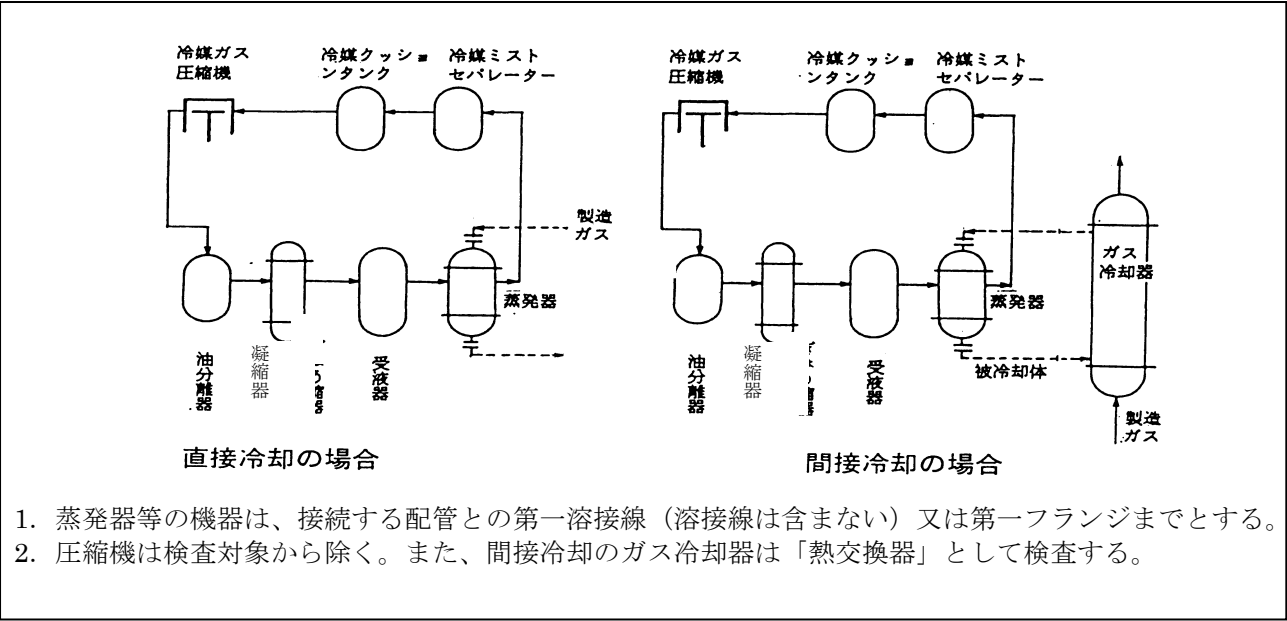


図 1. 設備の概念図

表 2. 安全性検査項目

項目	省令	解釈例	検査対象	
			冷凍設備 (高圧)	熱交換器 (高圧又は液化ガス)
8. 立ち入りの防止等	4 条	1 条	○	○
9. 保安通信設備	5 条	2 条	○	○
10. 離隔距離	6 条 告示 2～5 条	—	—	○
11. 保安区画	7 条	4 条	△ (注 6)	△ (注 6)
12. 防消火設備	8 条	5 条	○	○
13. ガスの滞留防止	9 条	6 条	△ (注 8)	△ (注 8)
14. 電気設備の防爆構造	10 条	7 条	○	○
15. 火気設備との距離	11 条	8 条	○	○
16. 静電気除去	12 条	9 条	△ (注 10)	△ (注 10)
17. ガスの置換等	13 条 1 項	—	○	○
	13 条 4 項	—	特(2)	—
20. 計測装置等	18 条 1 項	73 条	特(3)	—
22. 誤操作防止	20 条 1 項	75 条	○	○
24. 保安電力等	21 条	76 条	○	○
25. 計器室	23 条	78 条	△ (注 6)	△ (注 6)
34. 防液堤内外の設備の制限	38 条 2 項	96 条	△ (注 18)	△ (注 18)

(注 6) 特定事業所に設置する場合に限る。

(注 8) ガス工作物を室に設置する場合、又はガスの滞留のおそれのある場合に限る。

(注 10) 液化ガスを通ずるものに限る。

(注 18) 防液堤（省令第 38 条第 1 項に定めるものに限る。）を有する事業所に限る。

表 3. 性能検査項目

項目	省令	解釈例	検査対象
35. 運転性能	—	—	特(4)
36. 運転制御	—	—	—

表 4. 特記事項検査項目（冷凍設備（小型、ユニット型又は冷媒ガスが不活性の冷凍設備を除く））

機器名称	特記 番号	検査項目	検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
					項目	内容	
設備全般 （安全性）	1	冷凍設備の 圧力上昇防 止装置	冷凍設備（冷凍設備の うち冷媒ガスの通ずる 部分であって過圧が生 ずる恐れがあるもの）	冷媒ガスの圧力が異常に上昇することを防止する装置 （高圧遮断装置、安全弁、破裂板又は溶栓）が設けられ ていることを確認する。 また、安全弁にあつては「共通 7. 安全弁」の項による。	圧力上昇防止装置設置状況図	フローシート等で明示したもの	省令第 29 条、解釈例第 83 条の内容に 適合していること。 また、安全弁にあつては、「共通 7. 安 全弁」の項による。
	2	ガスの置換 等	冷凍設備 （毒性ガスの廃棄の構 造）	毒性ガスを冷媒とする冷凍設備にあつては、冷媒ガス を廃棄する際にそのガスが危険又は損害を他に及ぼす おそれのないように廃棄される構造のものであること を確認する。	廃棄要領図等	毒性ガスの廃棄方法等を明示し たもの	
	3	計測装置等		「共通 20. 計測装置等」の項に従い、次に掲げる事項 が測定できることを確認する。 （1）圧縮機出口の冷媒ガスの圧力 （2）受液器の液面	「共通 20. 計測装置等」の項による。		「共通 20. 計測装置等」の項による。
設備全般 （性能）	4	運転性能	冷凍設備	正常な運転ができていること及び工事計画書記載の能 力を有していることを確認する。 確認事項の一例を以下に示す。 ・圧縮機出口圧力、温度 ・被冷却体（ブライン、ガス） 入口温度、出口温度	1. 試運転期間中の運転記録	運転状況が確認できるもの。	1. 安定した運転ができること。
					2. 運転性能試験記録	装置の運転状態が安定した後に記 録したもの。	2. 工事計画書記載の性能を有するこ と。
					3. 能力推定説明書（必要な場 合）	能力について推定できるもの。	

表 1．材料・構造等検査項目

項目	省令	解釈例 【解釈例別添】	検査対象
			容 器 ＊ (高圧又は液化ガス)
			容器本体
1. 材料	14 条	12、13 条 【2～4 条】	○
2. 構造 (基礎を除く)	15 条 1 項	18、19、21～36、40 条 【5～9、11～21、24 条】	○
3. 構造(基礎)	15 条 4 項	—	○
4. 溶接部分	16 条	52～60、62～71 条 【27～35、37～48 条】	○
5. 構造等 (耐圧試験)	15 条 2 項	50 条 【25 条】	○
6. 構造等 (気密試験)	15 条 3 項	51 条 【26 条】	○
7. 安全弁	17 条	72 条 1 項	△ (注 4)

＊) 冷凍設備に係るもの又は不活性ガス、不活性の液化ガス若しくは空気を通じるもの以外であって、最高使用圧力が高圧のガス（容積 $\geq 0.04\text{m}^3$ 又は内径 $\geq 200\text{mm}$ で、長さ $\geq 1000\text{mm}$ のものに限る。）又は液化ガスを通じるもの（最高使用圧力(MPa)×内容積（ m^3 ） ≤ 0.004 の容器を除く。）
(注 4) 過圧が生じるおそれのあるものに限る。

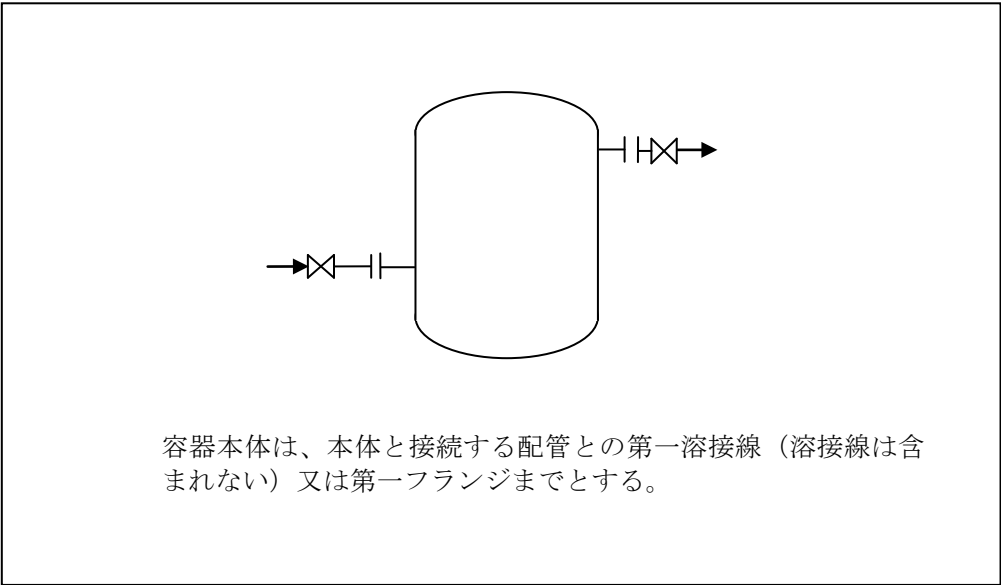


図 1．設備の概念図

表 2．安全性検査項目

項目	省令	解釈例	検査対象
			容 器
8. 立ち入りの防止等	4 条	1 条	○
9. 保安通信設備	5 条	2 条	○
10. 離隔距離	6 条 告示 2～5 条	—	○
11. 保安区画	7 条	4 条	△ (注 6)
12. 防消火設備	8 条	5 条	○
13. ガスの滞留防止	9 条	6 条	△ (注 8)
14. 電気設備の防爆構造	10 条	7 条	○
15. 火気設備との距離	11 条	8 条	○
16. 静電気除去	12 条	9 条	△ (注 10)
17. ガスの置換等	13 条 1 項	—	○
18. 遮断装置	26 条	80 条	△ (注 11)
22. 誤操作防止	20 条 1 項	75 条	○
24. 保安電力等	21 条	76 条	○
25. 計器室	23 条	78 条	△ (注 6)
34. 防液堤内外の設備の制限	38 条 2 項	96 条	△ (注 18)

(注 6) 特定事業所に設置する場合に限る。
(注 8) ガス工作物を室に設置する場合、又はガスの滞留のおそれのある場合に限る。
(注 10) 液化ガスを通ずるものに限る。
(注 11) 熱量調整のための容器に限る。
(注 18) 防液堤（省令第 38 条第 1 項に定めるものに限る。）を有する事業所に限る。

別表第2 共通事項検査要領

検査項目 1. 材料

検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
		項目	内容	
省令第14条に掲げるもので、以下のもの 1. ガス発生設備（石炭を原料とするものを除く。）に属する容器及び管のうち、内面に0Paを超える圧力を受ける以下の部分 （1）ガス発生器の胴、管寄せ及び管 （2）増熱器（最高使用圧力が高圧のものに限る。） 2. ガス精製設備に属する容器及び管のうち、内面に0Paを超える圧力を受ける部分 3. ガスホルダーのガスを貯蔵する部分 4. 附帯設備であって、以下に掲げるもの （1）液化ガス用貯槽 （2）熱交換器（冷凍設備を除く。） 容器及び管であって、内面に0Paを超える圧力を受ける部分（不活性のガスによる圧力を受ける部分にあっては0.2MPa以上の圧力を受ける部分に限る。） （3）冷凍設備 以下の容器及び管のうち、冷媒ガスを通ずる部分 凝縮器及び蒸発器、並びに、油分離器、受液器、冷媒ミストセパレーター及び冷媒クッションタンク （4）容器（*1-1、冷凍設備を除く。） 容器及び管であって、内面に0Paを超える圧力を受ける部分（不活性のガスによる圧力を受ける部分にあっては0.2MPa以上の圧力を受ける部分に限る。）	1.材料の確認 （1）工事計画書に記載のある材料についてミルシートにより確認する。但し、最高使用圧力が低圧のものであって、ミルシートの入手が困難な場合にあっては、材料表面、材料受入簿記録に記載された規格の確認に代えることができるものとする。 （2）工事計画書添付書類の強度計算に用いられている材料についてミルシートにより確認する。 （3）衝撃試験等が必要となる場合は、試験結果が解釈例第13条【解釈例別添第3条】の規定を満足することを、衝撃試験等の試験記録等(必要な衝撃試験等を材料規格側で実施済の試験結果等により代用する場合には、当該試験結果等を記載するミルシート)により確認する。 2.解釈例第13条【解釈例別添第2条】に規定の高圧ガス保安法第56条の4第1項で定める特定設備検査合格证又は同法第56条の6の14第2項に定める特定設備基準適合証を有する以下の設備にあっては、同特定設備検査合格证又は特定設備基準適合証により確認する。 ・液化ガス用貯槽(横置円筒形及び縦置円筒形貯槽に限る。) ・熱交換器(附帯設備であって、エアフィン式に限る。) ・容器（*1-1）(附帯設備(液化ガス用貯槽及び熱交換器を除く。)に限る。)	1.使用材料一覧表 2.材料照合図 3.ミルシート(原本又はその写し) 4.衝撃試験等の試験記録又はミルシート 特定設備検査合格证又は特定設備基準適合証	材料照合図に示す部位ごとに材料名、材質、寸法及び溶解番号等を記入した一覧表 材料部位がわかるようにしたもの（鋼種及び寸法について同一規格の材料を使用するものについては、個々の部品の対象までを明記されていなくてもよい。） 検査対象に関するもの 試験方法、試験温度及び試験結果が分るもの 検査対象に関するもの	1.省令第14条、解釈例第12条、13条【解釈例別添第2条～4条】の内容に適合していること。 2.工事計画書に記載のある材料にあっては工事計画書どおりの材料であること。 3.工事計画書添付書類の強度計算に用いられている主要材料にあっては、添付書類どおりの材料であること。 4.ミルシートは、材料の寸法・化学成分・機械的性質等に関し材料規格に適合するものであること。 5.解釈例第13条[解釈例別添第3条] に適合するものであること。 対象設備についての合格证又は適合証であること。
<ボイラー及び圧力容器安全規則落成検査合格品又は検定合格品>（*1-1） 省令第2条第3項に規定の容器の場合	ボイラー及び圧力容器安全規則第59条第1項の落成検査に合格している容器について、第1種圧力容器検査証により確認する。 同規則第84条第1項の検定に合格している容器について、第2種圧力容器耐圧証明書により確認する。	第1種圧力容器検査証又は第2種圧力容器耐圧証明書	検査対象に関するもの	対象設備についての検査証又は耐圧証明書であること。
<高圧ガス保安法第41条に規定する容器>（*1-1） 省令第2条第3項に規定の容器の場合	高圧ガス保安法第41条に該当する容器であることを、刻印または標章により確認する。	刻印または標章の記録（刷り取りもしくは写真）	検査対象に関するもの	対象設備についての刻印または標章であること。

* 1-1:「ボイラー及び圧力容器安全規則」及び「高圧ガス保安法」に合格している事を確認して適用除外（技省令第2条）となる。

検査項目 2. 構造（基礎を除く。）

検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
		項目	内容	
省令第15条に掲げるもので、以下のもの 1. ガス発生設備に属する容器及び管のうち、液化ガスを通ずるものであって内面に0Paを超える圧力を受ける部分又はガスを通ずるものであって内面に0.2MPa以上の圧力を受ける部分 （1）ガス発生器の胴、管寄せ及び管 （2）増熱器（最高使用圧力が高圧のものに限る。） 2. ガス精製設備に属する容器及び管のうち、液化ガスを通ずるものであって内面に0Paを超える圧力を受ける部分又はガスを通ずるものであって内面に0.2MPa以上の圧力を受ける部分 3. ガスホルダー 4. 附帯設備であって、以下に掲げるもの （1）液化ガス用貯槽 （2）熱交換器（冷凍設備を除く。） 容器及び管であって、内面に0Paを超える圧力を受ける部分（不活性のガスによる圧力を受ける部分にあっては0.2MPa以上の圧力を受ける部分に限る。） （3）冷凍設備 以下の容器及び管のうち、冷媒ガスを通ずる部分 凝縮器及び蒸発器、並びに、油分離器、受液器、冷媒ミストセパレーター及び冷媒クッションタンク （4）容器（*1-1、冷凍設備を除く。） 容器及び管のうち、液化ガスを通ずるものであって内面に0Paを超える圧力を受ける部分又はガスを通ずるものであって内面に0.2MPa以上の圧力を受ける部分	1. 外観検査 外観検査を行う。 2. 主要寸法の確認 （1）工事計画書に記載のある主要寸法について、寸法検査又はミルシートにより確認する。 （2）工事計画書添付書類の強度計算書に用いられている寸法のうち、表1添付表（解釈例【解釈例別添】に示す容器に関するものの一例）に掲げるものについて、寸法検査又はミルシートにより確認する。ただし、(1)に掲げるものを除く。 （3）上記のミルシートによる寸法確認は以下による。 ①ミルシートに寸法測定値が記載されているものについてはその値を用いる。 ②ミルシートに寸法測定値が記載されていないが、寸法検査結果の適否が記載されているものについては、加工ベリのないものに限り、ミルシートによる公称寸法から当該材料規格に定められた厚さの負側の許容差を控除した値をもって測定記録に代えることができる。 3. 解釈例第38条第7号【解釈例別添第23条2号】、第40条1項【解釈例別添第24条1項】に規定する、高圧ガス保安法第56条の4第1項で定める特定設備検査合格証又は同法第56条の6の14第2項に定める特定設備基準適合証を有する以下の設備にあっては、同特定設備検査合格証又は特定設備基準適合証により確認する。 ・液化ガス用貯槽(横置円筒形及び縦置円筒形貯槽に限る。) ・熱交換器(附帯設備であって、エアフィン式に限る。) ・容器（*1-1）(附帯設備(液化ガス用貯槽及び熱交換器を除く。))に限る。)	1. 製作図、組立図等 2. 寸法検査記録又はミルシート（原本又はその写し） 特定設備検査合格証又は特定設備基準適合証	検査対象のもの 寸法測定値又は型板限界ゲージ等による適否が記載されているもの。 検査対象のもの	1. 外観検査においては、ガス工作物の外観に異常のないこと。 2. 寸法確認は次の(1)、(2)による。 （1）工事計画書に記載のある主要寸法にあっては、工事計画書どおりであること。 （2）工事計画書添付書類の強度計算書に用いられている寸法にあっては、添付書類どおりであること。 この場合において次に掲げるものも、工事計画書又は工事計画書添付書類どおりであるものと見なす。 （a）加工ベリのないものの板厚であって、当該材料規格に定められた厚さの許容値内にあるもの。 （b）加工ベリのあるものの板厚にあっては、加工後に寸法検査が行われており、強度計算にて求められた最小厚さ（腐れしろを含む）以上であるもの。 （c）その他の寸法にあっては、強度又は性能等に著しく影響を与えないもの。 対象設備についての合格証又は適合証であること。
<ボイラー及び圧力容器安全規則落成検査合格品又は検定合格品>(*2-1) 省令第2条第3項に規定の容器の場合	ボイラー及び圧力容器安全規則第59条の落成検査に合格している容器について、第1種圧力容器検査証により確認する。 同規則第84条の検定に合格している容器について、第2種圧力容器耐圧証明書により確認する。	第1種圧力容器検査証又は第2種圧力容器耐圧証明書	検査対象のもの	対象設備についての合格証であること。
<高圧ガス保安法第41条に規定する容器>(*2-1) 省令第2条第3項に規定の容器の場合	高圧ガス保安法第41条に該当する容器であることを、刻印または標章により確認する。	刻印または標章の記録（刷り取りもしくは写真）	検査対象のもの	対象設備についての刻印または標章であること。

*2－1：「ボイラー及び圧力容器規則」及び高圧ガス保安法に合格している事を確認して適用除外（技省令第2条）となる。

表 1 添付表 解釈例【解釈例別添】に示す容器に関するものの一例

	寸法検査又はミルシートで確認するもの		寸法検査又はミルシートで確認するもの（つづき）
1. 容器（熱交換器を除く。） (1) 胴（マンホール胴を含む。）	① 胴の厚さ（円すい胴にあつては、大径端部および小径端部の厚さを含む。） ② 胴の内径（円すい胴にあつては、最大内径） ③ 円すい部の頂角（円すい胴に限る。） ④ 胴の内のり（長方形胴に限る。JIS B 8280を参照のこと）	2. 熱交換器 (1) 胴（マンホール胴を含む）	「容器」に同じ
		(2) 鏡板	「容器」に同じ
		(3) ステーなし管板	管板の厚さ（みぞが設けられている場合は、当該みぞの部分の厚さを含む。）
(2) 鏡板	① 鏡板の厚さ 次の部分を含む。 イ. 平ふた板にガスケットみぞがある場合のみぞの部分 ロ. 皿形、円すい形（大径端に丸みがあるもの）鏡板のすみの丸みの部分 ハ. ステーによって支える平形鏡板の補強を要する部分の添え板の厚さ ② 鏡板の径 皿形鏡板 — 鏡板中央部の円弧の内半径 半だ円形鏡板 — 鏡板のだ円の内長径 円すい形鏡板 — 円すい部分の最大内径（円すいの軸に対して直角に測ったもの） 全半球形鏡板 — 鏡板内面の半径 平ふた板、平形鏡板 — 解釈例第22条【解釈例別添第12条】に規定のように測った直径又は最小スパン（平ふた板、平形鏡板が円形以外のものにあつては、ボルト最小スパン、ガスケット反力中心の最小スパンを含む。） ③ 円すい部の頂角（円すい形鏡板に限る。） ④ ボルト円ピッチ及びボルト穴の中心円の周長（胴・管等のフランジに取付けられた円形以外のボルト締め平ふた板に限る。） ⑤ 折込みフランジの長さ（皿形鏡板、全半球形鏡板及び半だ円形鏡板に限る。）	(4) ステーによって支える管板	① 管群部の厚さ ② 管群部以外の部分の厚さ
		(5) 伸縮継手	① 伸縮継手の厚さ ② 継手部の波の高さ及びピッチ
		(6) 伝熱管	① 管の厚さ（管の端部にねじがある場合は、当該ねじの部分を含む。） ② 管の外径 ③ 管の曲げ半径
		(7) 管寄せ	① 管寄せの厚さ ② 管寄せの外径 ③ 隣り合わせた2つの穴の中心間の距離（補強を要する穴が2つ以上近接して設けられ、各々の穴に対する補強の有効範囲が重なり合う場合に限る。）
		(8) 熱交換器に係るフランジ (9) 熱交換器に取付けられた管、管台等 (10) 強め材	} 「容器」に同じ
(3) 容器に係るフランジ	① 解釈例第34条【解釈例別添第20条】により応力計算を行ったフランジについては、フランジの厚さ ② 解釈例第34条【解釈例別添第20条】による規格フランジについては、規格品であること。（ミルシートで規格の呼称を確認する等の方法による。）		
(4) 容器に取付けられた管、管台等	管、管台等の内径及び厚さ		
(5) 強め材	強め材の外径及び厚さ		

検査項目
 3. 構造（基礎）

検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
		項目	内容	
1.ガスホルダー及び液化ガス用貯槽本体の基礎	1.基礎の状況を確認する。（鉄筋コンクリート基礎の配筋については、その状況を確認する。また、鉄筋はミルシートにより確認する。）	1.基礎施工記録、（鉄筋コンクリート基礎については、配筋施工記録又は基礎配筋図及びミルシート（原本又はその写し））	工事写真等（鉄筋コンクリート基礎については、鉄筋の施工状況がわかる写真等）	1.解釈例第37条【解釈例別添第22条】、38条【解釈例別添第23条】の内容に適合していること。 2.工事計画書添付書類の「基礎に関する説明書」及び基礎の状況を明示した図面どおりであること。
	2.杭支持構造の基礎の場合は杭の支持力に係る事項を確認する。	2.支持力に関する記録	必要な杭支持力を有することを明らかにしたもの。	
	3.杭支持構造以外のものにあつては地耐力に係る事項を確認する。	3.地耐力に関する記録	必要な地耐力を有することを明らかにしたもの。	
	4.コンクリートの圧縮強度を確認する。	4.コンクリート圧縮強度試験記録	テストピースは原則としてコンクリート150㎡ごとに1回（1回の打設量が3000㎡を超える場合は試験回数を20回としてよい）とする。	
	5.鋼管、ダクタイル鋳鉄管、PHC杭等の杭を使用した杭基礎にあつては、杭の材料についてミルシート等で確認する。	5.ミルシート（原本又はその写し）又は杭の試験成績表	使用する杭のもの	
2.高圧のガス又は液化ガスを通ずるガス工作物(以下に掲げるものを除く。)の基礎 (1) 不等沈下等により当該ガス工作物に有害なひずみが生じないように設置した構造物上に設けられた高圧のガス又は液化ガスを通ずるガス工作物	1.基礎の状況確認する。（鉄筋コンクリート基礎の配筋についてはその状況を確認する。）	1.基礎施工記録（鉄筋コンクリート基礎については、配筋施工記録）	工事写真等（鉄筋コンクリート基礎については鉄筋の施工状況がわかる工事写真等）	1.省令第15条第4項の内容に適合していること。 2.不等沈下を生じるおそれのないものであること。
	2.杭支持構造の基礎の場合は杭の支持力に係る事項を確認する。	2.支持力に関する記録	必要な杭支持力を有することを明らかにしたもの。	
	3.杭支持構造以外のものにあつては地耐力に係る事項を確認する。（同一敷地内の同種の構造物の基礎の状況等からみて差し支えないと判断される場合を除く。）	3.地耐力に関する記録	必要な地耐力を有することを明らかにしたもの。	

検査項目 4. 溶接部分

検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
		項目	内容	
省令第16条第1項に定める溶接部分 ガス発生器 増熱器 ガス精製設備 ガスホルダー 液化ガス用貯槽 熱交換器 冷凍設備 容器	1.溶接施工方法等（溶接施工法、溶接士技能）の確認 省令第16条第2項に規定する溶接する部分に係る溶接の方法等について、以下のとおり確認する。 (1) 溶接施工方法等（溶接施工法、溶接士技能）をあらかじめ確認する。 （なお、その確認に当たっては、確認内容のチェックを第三者に依頼することは可能である。ただし、使用前検査対象のガス工作物において、使用前自主検査としてガス事業者が行った確認行為に関与した第三者機関は、当該ガス工作物の使用前検査を行うことができないため注意を要する。） (a) 解釈例第52条第3項【解釈例別添第27条第3項】によって確認する溶接施工方法等（以下「確認溶接方法」）の場合 以下の確認溶接方法であることを証する書類等により、確認する。 ①解釈例【解釈例別添】（解釈例第52条第3項1,4号）【解釈例別添第27条第3項1号】平成20年3月31日以降 ②旧解釈例：解釈例第52条第3項3号【解釈例別添第27条第3項3号】平成20年3月30日以前 ③大臣承認：解釈例第52条第3項2号【解釈例別添第27条第3項2号】平成12年9月30日以前 (b) 輸入するものであって、解釈例第56条【解釈例別添第27条第3項1号】によって確認を行う溶接施工方法等（確認溶接方法と同等以上の機械的性質を有する溶接施工方法等（以下「同等溶接方法」という））の場合 ASME Boiler & Pressure Vessel Code Sec. IX（2010）Welding and Brazing Qualifications PART QW（以下「ASME § IX」という。）又はこれと同等以上の規定を満足する書類 ①WPS（Welding Procedure Specification、溶接施工要領書、ASME § IX QW-482参照） ②PQR（Procedure Qualification Record、溶接施工法の試験記録、ASME § IX QW-483参照） ③WPQ（Welder/Welding Operator Performance Qualifications、溶接士の技能の試験記録、ASME § IX QW-484参照） により適切な方法であることが以下に示すいずれかの検査機関の検査員により確認されたものであること。 イ. AIA（Authorized Inspection Agency） ロ. Lloyd's Register of Shipping ハ. TÜV（Technischer Überwachungs—Verein e.V.） ニ. その他上記検査機関と同程度と認められる検査機関	1.構造図 溶接部の設計図等 2-1.（確認溶接方法） ①溶接施工方法等が確認されたものであることを証する書類 ②溶接施工要領書 ③衝撃試験の記録（衝撃試験が要求され解釈例第54条による区分に読替えて使用できる場合） 2-2 （同等溶接方法） WPS、PQR及びWPQ	溶接継手の位置が記載されているもの。 溶接施工方法等および溶接施工要領の確認ができるもの 衝撃試験の区分毎に溶接条件、衝撃試験条件等の確認ができるもの WPS、PQR及びWPQの確認ができるもの	1.溶接施工方法等の確認 溶接施工方法等について、以下のとおり確認する。 (1) 溶接施工方法等の確認 (a) 確認溶接方法 ①解釈例第52条第3項及び第54条【解釈例別添第27条第2項及び第28条】の内容に適合していること。 ②溶接施工要領書が確認溶接方法に整合していること。 (b) 同等溶接方法 解釈例第56条に適合し、以下のことを検査員が証明したものであること。 ①PQR及びWPQが適切なものであること。 ②WPSがPQRにサポートされていること。

	(c) 解釈例第38条第7号【解釈例別添第23条2号】、第40条第1項【解釈例別添第24条第1項】に規定する、高圧ガス保安法第56条の4第1項で定める特定設備検査合格証又は同法第56条の6の14第2項に定める特定設備基準適合証を有する以下の設備にあっては、同特定設備検査合格証又は特定設備基準適合証により確認することができる。 ・液化ガス用貯槽（横置円筒形及び縦置円筒形貯槽に限る。） ・熱交換器（附帯設備であって、エアフィン式に限る。） ・容器（附帯設備（液化ガス用貯槽及び熱交換器を除く。）に限る。）	特定設備検査合格証又は特定設備基準適合証	検査対象のもの	対象設備についての合格証又は適合証であること。
	(2) 溶接する部分の適合性の確認 (a) 省令第16条第2項に規定する溶接する部分については、溶接施工記録により、確認溶接方法（又は同等溶接方法）および溶接施工要領書とおりであることを確認する。 (b) 低圧のガス工作物における省令第16条第1項（省令第16条第2項に規定しない）のみに規定する溶接する部分については、長手継手及び周継手に対して施工された溶接方法が、適切であることを確認する。	3.溶接施工記録	省令第16条第2項に規定する溶接する部分については、溶接施工方法等の確認等に係る必要な事項（溶接継手の材質、寸法、溶接施工法の内容、溶接士の氏名、資格等）が記載されているもの。 省令第16条第1項（省令第16条第2項に規定しない）のみに規定する溶接する部分については、溶接継手の仕様（材質、寸法等）と溶接方法に係わる必要な事項（溶接方法、溶接士の氏名と資格等）が記載されているもの。	(2) 溶接施工記録の確認 省令第16条第2項に規定する溶接する部分については、溶接施工記録により、その内容が確認溶接方法（又は同等溶接方法）および溶接施工要領書とおりであること。 省令第16条第1項（省令第16条第2項に規定しない）のみに規定する溶接する部分については、同規定に適合していること。
	2.放射線透過試験 解釈例第58条【解釈例別添第32条】（放射線透過試験）、第63条（溶接線上又はその近傍の穴）【解釈例別添第38条】（溶接継手上又は近傍の穴）、第64条【解釈例別添第39条】（隣接する長手継手間の距離）に規定する溶接部の放射線透過試験を行う。	放射線透過試験判定記録	検査対象のもの	省令第16条、解釈例第58条【解釈例別添第32条】、第61条【解釈例別添第36条】、第63条【解釈例別添第38条】、第64条【解釈例別添第39条】および解釈例第22条【解釈例別添第12条】において引用のJISB8265【JISB8267】溶接継手効率の規定に適合していること。
	3.超音波探傷試験 解釈例第59条【解釈例別添第33条】（超音波探傷試験）に規定する溶接部の超音波探傷試験を行う。	超音波探傷試験記録	検査対象のもの	省令第16条、解釈例第59条【解釈例別添第33条】、第61条【解釈例別添第36条】の規定に適合していること。
	4.磁粉探傷試験又は浸透探傷試験 解釈例第60条（磁粉探傷試験又は浸透探傷試験）【解釈例別添第34条】（磁粉探傷試験）【解釈例別添第35条】（浸透探傷試験）に規定する溶接部の磁粉探傷試験又は浸透探傷試験を行う。	磁粉探傷試験又は浸透探傷試験記録	検査対象のもの	省令第16条、解釈例第60条、第61条【解釈例別添第34、35、36条】の規定に適合していること。
	5.機械試験 解釈例第65条【解釈例別添第40条】（機械試験）に規定する溶接部の機械試験を行う。	機械試験記録	検査対象のもの	省令第16条、解釈例第65条【解釈例別添第40条】の規定に適合していること。
	6.溶接後熱処理 解釈例第71条【解釈例別添第48条】（溶接後熱処理）に規定する溶接部の溶接後熱処理の必要な箇所について、適正な方法により溶接後熱処理がされていることを確認する。	溶接後熱処理記録	温度チャート、熱処理設備の種類と容量等	省令第16条、解釈例第71条【解釈例別添第48条】の規定に適合していること。
	7.外観検査 外観検査を行う。	外観検査記録 （溶接施工記録に含めてもよい）	外観検査結果の適否が記載されているもの。	1.省令第16条、解釈例第52条第1項【解釈例別添第27条第1項】の規定に適合していること。 2.突合わせ溶接による溶接部の食違い及び継手の仕上り状態について、解釈例第66条【解釈例別添第41条】及び解釈例第70条【解釈例別添第47条】の規定に適合していること。

＜ボイラー及び圧力容器安全規則落成検査合格品又は 検定合格品＞（＊4-1） 省令第2条第3項に規定の容器の場合	ボイラー及び圧力容器安全規則第59条第1項の落成検査に合格してい る容器について、第1種圧力容器検査証により確認する。 同規則第84条第1項の検定に合格している容器について、第2種圧力容 器耐圧証明書により確認する。	第1種圧力容器検査証又は 第2種圧力容器耐圧証明書	検査対象のもの	対象設備についての合格証であること。
＜高圧ガス保安法第41条に規定する容器＞（＊4-1） 省令第2条第3項に規定の容器の場合	高圧ガス保安法第41条に該当する容器であることを、刻印または標章 により確認する。	刻印または標章の記録 （刷り取りもしくは写真）	検査対象のもの	対象設備についての刻印または標章であること。

＊４－１：「ボイラー及び圧力容器安全規則」及び「高圧ガス保安法」に合格している事を確認して適用除外（技省令第2条）となる。

検査項目
 5. 構造等（耐圧試験）

検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
		項目	内容	
耐圧部分(低圧のガス工作物を除く。)及び液化ガスを通ずる部分を有するガス工作物 ガス発生器 増熱器 ガス精製設備 ガスホルダー 液化ガス用貯槽 熱交換器 冷凍設備 容器	1.耐圧試験を実施する。 (1) 安全対策 現場は圧力の加わる範囲を明示し、検査用足場等を安全に設置すると共に、試験終了まで、関係者以外のものがみだりに立ち入らないよう表示又は防護措置を講ずること。 昇圧計画を作成し、関係者に周知徹底すること。 また、耐圧試験時に、必要試験圧力を超えてむやみに圧力を上げないこと。 (2) 圧力の保持及び異常の確認方法 耐圧試験圧力まで昇圧し、圧力を保持した後、大気圧力まで降圧し、局所的な膨らみ、伸びなどの異常の有無を確認する。ただし、耐圧試験後に気密試験を引き続き実施する場合は、気密試験圧力まで降圧した状態で、局所的な膨らみ、伸びなどの異常の有無を確認できるものとする。	1.耐圧試験記録	使用前自主検査記録及び使用前自主検査における写真（圧力計（指示目盛が判別できること））を場所、設備名、日付、試験圧力、立会者名簿を記載したものと共に写した検査実施状況写真等	省令第15条第2項、解釈例第50条【解釈例別添第25条】に適合していること
		2.耐圧試験フロー図	試験圧力区分ごとに検査対象及び加圧要領がわかるようにしたもの。	
		3.圧力計に関する記録	圧力計はブロックごとに2個以上設けられていること。 ①ブルドン管圧力計にあっては1.6級以上のものを使用すること。その圧力計は、1年以内に計量法等に基づきトレーサビリティの取れた計測器との比較検査を行ったものを使用すること。(検査の記録を添付すること。)ただし、検定印（有効期間のあるもの）にあってはその期間内）のある場合を除く。 ②水柱又は水銀柱によるU字管式、単管式のものにあっては差圧の判読出来る目盛のあるもの。	
		4.昇圧曲線	計画と実績がわかるもの。	
		5.非破壊検査記録 （解釈例第50条第1項第9号【解釈例別添第25条第1項第4号】に該当する場合は、対象部の非破壊検査記録を添付すること。）	検査対象のもの	
	2.解釈例第38条第7号【解釈例別添第23条第2号】、第40条第1項【解釈例別添第24条第1項】に規定する、高圧ガス保安法第56条の4第1項で定める特定設備検査合格証又は同法第56条の6の14第2項に定める特定設備基準適合証を有する以下の設備にあっては、同特定設備検査合格証又は特定設備基準適合証により確認する。 ・液化ガス用貯槽（横置円筒形及び縦置円筒形貯槽に限る。） ・熱交換器（附帯設備であって、エアフィン式に限る。） ・容器（附帯設備（液化ガス用貯槽及び熱交換器を除く。）に限る。）	特定設備検査合格証又は特定設備基準適合証	検査対象のもの	対象設備についての合格証又は適合証であること。
＜ボイラー及び圧力容器安全規則落成検査合格品又は検定合格品＞（*5-1） 省令第2条第3項に規定の容器の場合	ボイラー及び圧力容器安全規則第59条第1項の落成検査に合格している容器について、第1種圧力容器検査証により確認する。 同規則第84条第1項の検定に合格している容器について、第2種圧力容器耐圧証明書により確認する。	第1種圧力容器検査証又は第2種圧力容器耐圧証明書	検査対象のもの	対象設備についての検査証又は耐圧証明書であること。
＜高圧ガス保安法第41条に規定する容器＞（*5-1） 省令第2条第3項に規定の容器の場合	高圧ガス保安法第41条に該当する容器であることを、刻印または標章により確認する。	刻印または標章の記録（刷り取りもしくは写真）	検査対象のもの	対象設備についての刻印または標章であること。

* 5－1：「ボイラー及び圧力容器安全規則」及び「高圧ガス保安法」に合格していることを確認して適用除外（技省令第2条）となる。

検査項目 6. 構造等（気密試験）

検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
		項目	内容	
ガス又は液化ガスを通ずる部分を有するガス工作物 ガス発生器 増熱器 ガス精製設備 ガスホルダー 液化ガス用貯槽 熱交換器 冷凍設備 容器	1. 気密試験を実施する。 (1) 安全対策 現場は圧力の加わる範囲を明示し、検査用足場等を安全に設置すると共に、試験終了まで、関係者以外の者がみだりに立ち入ることのないよう表示又は防護措置を講ずること。 昇圧計画を作成し、関係者に周知徹底すること。 また、気密試験時に必要試験圧力を超えてむやみに圧力を上げないこと。	1.気密試験記録	(1) 解釈例第51条第2項【解釈例別添第26条第2項】による場合 使用前自主検査記録（発泡液試験実施記録を含む）及び使用前自主検査における写真（圧力計（指示目盛が判別できること）を場所、設備名、日付、試験圧力、立会者名等を記載したものと共に写した検査実施状況写真等 (2) 解釈例第51条第3項【解釈例別添第26条第3項】による場合 真空箱試験記録（試験圧力記録及び検査結果を記載したもの）又は着色検査記録（検知穴位置図、検知穴での濃度確認記録、検知液塗布保持時間及び検査記録を記載したもの）及び検査実施状況写真等	省令第15条第3項、解釈例第51条【解釈例別添第26条】に適合していること。
		2.気密試験フロー図	試験圧力区分ごとに検査対象及び加圧要領がわかるようにしたもの。	
		3.圧力計に関する記録	①ブルドン管圧力計にあっては1.6級以上のものを使用すること。その圧力計は、1年以内に計量法等に基づきトレーサビリティの取れた計測器との比較検査を行ったものを使用すること。（検査の記録を添付すること。）ただし、検定印（有効期間のあるものにあってはその期間内）のある場合を除く。 ②水柱又は水銀柱によるU字管式、単管式のものにあっては差圧の判読出来る目盛のあるもの。	
		4.昇圧曲線	計画と実績がわかるもの。	
	2.解釈例第38条第7号【解釈例別添第23条第2号】、第40条第1項【解釈例別添第24条第1項】に規定する、高圧ガス保安法第56条の4第1項で定める特定設備検査合格証又は同法第56条の6の14第2項に定める特定設備基準適合証を有する以下の設備にあっては、同特定設備検査合格証又は特定設備基準適合証により確認する。 ・液化ガス用貯槽（横置円筒形及び縦置円筒形貯槽に限る。） ・熱交換器（附帯設備であって、エアフィン式に限る。） ・容器（附帯設備（液化ガス用貯槽及び熱交換器を除く。）に限る。）	特定設備検査合格証又は特定設備基準適合証	検査対象のもの	対象設備についての合格証又は適合証であること。

＜ボイラー及び圧力容器安全規則落成検査合格品又は 検定合格品＞（＊6-1） 省令第2条第3項に規定の容器の場合	ボイラー及び圧力容器安全規則第59条第1項の落成検査に合格してい る容器について、第1種圧力容器検査証により確認する。 同規則第84条第1項の検定に合格している容器について、第2種圧力容 器耐圧証明書により確認する。	第1種圧力容器検査証又は 第2種圧力容器耐圧証明書	検査対象のもの	対象設備についての検査証又は耐圧証明書である こと。
＜高圧ガス保安法第41条に規定する容器＞（＊6-1） 省令第2条第3項に規定の容器の場合	高圧ガス保安法第41条に該当する容器であることを、刻印または標章 により確認する。	刻印または標章の記録 （刷り取りもしくは写真）	検査対象のもの	対象設備についての刻印または標章であること。

＊6－1：「ボイラー及び圧力容器安全規則」及び「高圧ガス保安法」に合格していることを確認して適用除外（技省令第2条）となる。

検査項目 7. 安全弁

検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
		項目	内容	
省令第17条および省令第35条第1項に規定するもの ガス発生設備、ガス精製設備、ガスホルダー及び附帯設備（液化ガス用貯槽は下記参照）であって、製造設備に属するものであって、最高使用圧力が高圧のもの若しくは中圧のもの又は液化ガスを通ずるもののうち、過圧が生ずるおそれのあるもの 液化ガス用貯槽であって、過圧が生ずるおそれのあるもの	1.材料 工事計画書に記載のある材料についてミルシートにより確認する。	使用材料一覧表	材料照合図に示す部位ごとに材料名、材質等を記入した一覧表	1.省令第17条、解釈例第72条に適合していること。 2.工事計画書どおりの材料であること。
		ミルシート（原文又はその写し）	検査対象のもの	
	2.種類及び主要寸法 工事計画書記載の種類及び主要寸法を確認する。	安全弁検査記録	種類、呼び径、製造No.（現場に設置されているものが当該安全弁であることが確認できるもの）及び全量式にあつてはのど部の内径、揚程式にあつては弁座口の内径とリフトの測定記録が記載されているもの。	種類及び主要寸法が工事計画書どおりであること。
	3.作動確認 吹出し圧力を測定し、作動を確認する。		検査対象に関するもの。	1.解釈例第72条に適合していること。（許容差を含めて、解釈例第72条第1項第5号に記載の圧力以下で作動すること。） 2.異常な前漏れ及びチャタリング等がないこと。
	4.弁箱の耐圧試験及び弁座の漏れ試験 弁箱の耐圧試験及び弁座の漏れ試験を実施する。		弁箱の耐圧試験及び弁座の漏れ試験記録が記載されているもの。	1.弁箱耐圧にあつては、最高使用圧力の1.5倍以上の圧力で異常な変形、破損がないこと。 2.弁座の漏れにあつては、吹出し圧力の90%以上の圧力で異常な漏洩がないこと。（原則として、JIS B 8210(2009)「10.6 弁座気密性試験」によること。）
	5.個数および取付箇所 所定の位置に適正に設置されていることを確認する。	設置状況図	設置状況のわかるもの。	1.個数及び取付箇所が工事計画書どおりであること。 2.作動時に安全弁から吹き出されるガスによる障害が生じないよう施設されていること。
<ボイラー及び圧力容器安全規則落成検査合格品又は検定合格品>（*7-1） 省令第2条第3項に規定の容器の場合	ボイラー及び圧力容器安全規則第59条第1項の落成検査に合格している容器について、第1種圧力容器検査証により確認する。 同規則第84条第1項の検定に合格している容器について、第2種圧力容器耐圧証明書により確認する。	第1種圧力容器検査証又は第2種圧力容器耐圧証明書	検査対象のもの	対象設備についての合格証であること。
<高圧ガス保安法第41条に規定する容器>(*7-1) 省令第2条第3項に規定の容器の場合	高圧ガス保安法第41条に該当する容器であることを、刻印または標章により確認する。	刻印または標章の記録（刷り取りもしくは写真）	検査対象のもの	対象設備についての刻印または標章であること。

* 7－1：「ボイラー及び圧力容器安全規則」及び「高圧ガス保安法」に合格していることを確認して適用除外（技省令第2条）となる。

検査項目 8. 立ち入りの防止等

検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
		項目	内容	
さく等	1.さく等の設置状況を確認する。 2.構内のガス工作物に近づくことを禁止する旨の表示がされていることを確認する。	さく等及び表示の設置概要図 (構内平面図)	1.設置の概要がわかるもの。 2.公衆が立入るおそれがない場合は、その状況のわかるもの。	省令第4条、解釈例第1条の内容に適合していること。

検査項目 9. 保安通信設備

検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
		項目	内容	
保安通信設備	保安通信設備の設置状況を確認する。	保安通信設備概要説明書 保安通信設備配置図	設置の状況がわかるもの。	省令第5条、解釈例第2条の内容に適合していること。

検査項目 10. 離隔距離

検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
		項目	内容	
省令第6条に規定するガス工作物の離隔距離（事業場の境界線及び特定事業所までの境界線並びに保安物件までの距離） 使用前自主検査として離隔距離の確認が必要なガス工作物は以下のとおり。 ・ガス発生器 ・増熱器 ・ガス精製設備 ・ガスホルダー ・附帯設備（液化ガス用貯槽、熱交換器、容器） 使用前自主検査対象外の設備であっても、離隔距離の確保についての確認は必要となる。 ・排送機 ・圧送機	次の事項について、確認する。 なお、障壁を設けて離隔距離を定めている場合にあっては、当該障壁の材料、構造及び離隔距離計算書の確認を行うこととする。 1.事業場の境界線までの距離（省令第6条第1項） 下記設備の外面からの距離を確認する。 ・ガス発生器 ・増熱器 ・ガス精製設備 ・ガスホルダー ・附帯設備 2.第1種保安物件及び第2種保安物件までの距離（省令第6条第2項） 下記設備であって最高使用圧力が高圧のもの及び液化ガスを通ずるもの（不活性のガス（空気含む）又は不活性の液化ガスのみを通ずるものを除く。）の外面からの距離を確認する。 ・ガス発生器 ・増熱器 ・ガス精製設備 ・ガスホルダー ・附帯設備 3.特定事業所の境界線までの距離（省令第6条第3項） 特定事業所に設置される最高使用圧力が高圧のもの及び液化ガスを通ずるものであって、下記設備以外の設備の外面からの距離を確認する。 ・ガスホルダー ・液化ガスを気化するガス発生器、熱交換器で処理能力が52,500m³／日以下のもの	1.構内平面図	当該ガス工作物の外面から、工場境界線までの距離を明示したもの。	省令第6条第1項から第6項まで、告示第2条から第5条までの内容に適合していること。
		2.工場位置図	当該ガス工作物と保安物件までの距離、工業専用地域についてはその外縁までの距離を明示したもの。	
		3.離隔距離計算書（必要な場合）	告示に基づいて計算されたことが分かるもの。	
		4.離隔距離緩和設備概要図等（必要な場合）	離隔距離を告示に基づいて計算する上で緩和された設備の概要図。	
液化ガス用貯槽の離隔距離（相互間の距離）（不活性の液化ガス用のもの、貯蔵能力3t未満のもの及び地盤面下に全部埋設されたものを除く。）	1.当該液化ガス用貯槽と他の貯槽相互間の距離を確認する。	1.構内平面図	当該貯槽から他の貯槽相互間の距離を明示したもの。	省令第6条第7項、解釈例第3条第1項第1号の内容に適合していること。
		2.水噴霧装置などのフローシート（必要な場合）	水噴霧装置などの設備の設置状況の概要が分かるもの	解釈例第3条第1項第1号ただし書きの内容に適合していること。
		3.水噴霧装置などの試運転記録（必要な場合）	実散水量、散水圧力、散水状況の写真などの記録。	
液化ガス用貯槽（地盤面下に全部埋設されたもの）の離隔距離（相互間の距離）（不活性の液化ガス用のものを除く。）	2.地盤面下に全部埋設された液化ガス用貯槽相互間の距離を確認する。	4.構内平面図	当該貯槽から他の貯槽までの距離を明示したもの。	省令第6条第7項、解釈例第3条第1項第2号の内容に適合していること。
ガスホルダー（最高使用圧力が高圧のものであって能力が300m³以上のものに限る）の離隔距離（相互間の距離）	3.ガスホルダー相互間の距離を確認する。	5.構内平面図	当該ガスホルダーから他のガスホルダーまでの距離を明示したもの。	省令第6条第7項、解釈例第3条第1項第3号の内容に適合していること。
液化ガス用貯槽と高圧ガスホルダーの離隔距離（相互間の距離）（不活性の液化ガス用のもの、貯蔵能力3t未満のもの及び地盤面下に全部埋設されたものを除く。）	4.当該液化ガス用貯槽と高圧ガスホルダー相互間の距離を確認する。	6.構内平面図	当該貯槽から高圧のガスホルダーまでの距離を明示したもの。	省令第6条第7項、解釈例第3条第1項第4号の内容に適合していること。

検査項目 1 1. 保安区画

検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
		項目	内容	
特定事業所における高圧のガス又は液化ガスを通ずるガス工作物 (不活性のガス又は不活性の液化ガスのみを通ずるものを除く。)	ガス又は液化ガスが漏えいした場合の災害の発生を防止するため、下記事項を確認する。 (1) 保安区画の区分状況 (2) 保安区画の面積 (3) 保安区画を構成する保安分区の区分状況 (4) 保安区画の燃焼熱量 (5) 保安区画内の高圧のガス又は液化ガスを通ずるガス工作物（これらと一体となって製造の用に供する中圧又は低圧のガスを通ずるガス工作物を含む。）と当該保安区画に隣接する保安区画内にあるこれらのガス工作物との距離。	1.構内平面図	左記の(1)～(5)項を明記したもの。	省令第7条、解釈例第4条に適合していること。
		2.保安区画の面積に関する計算書	保安区画の面積を計算したもの。	
		3.燃焼熱量計算書	保安区画ごとの燃焼熱量の合計値を計算したもの。	

検査項目 1 2. 防消火設備

検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
		項目	内容	
ガス又は液化ガスを通ずるガス工作物（不活性のガス又は不活性の液化ガスのみを通ずるものを除く。）	防火設備の設置状況及び性能、消火設備の設置状況及び性能並びに防火用水供給設備の設置状況について、確認する。	1.防消火設備系統図	防火用水供給設備の設置状況が分かる概要フロー図	省令第8条、解釈例第5条に適合していること。
		2.防消火設備配置図	検査対象と防火設備、防火用水供給設備、消火設備の配置を記載した図	
		3.防消火設備の能力等に関する説明書	防消火設備及び防火用水供給設備の能力を説明するもの	

検査項目 1 3. ガスの滞留防止

検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
		項目	内容	
1.ガス又は液化ガスを通ずるガス工作物（不活性のガス又は不活性の液化ガスのみを通ずるものを除く。）を設置する室（製造所および供給所に存するものに限る。）	1.室の構造が漏洩したガス又は液化ガスが滞留しない <u>もの</u> であることを確認する。	1.換気設備配置図	換気設備（換気口など）の配置が分かる図	省令第9条第1項、解釈例第6条第1項の内容に適合していること。
		2.換気設備等構造図	換気口の面積、換気装置の構造図など	
2.製造所においてガス又は液化ガスを通ずるガス工作物（不活性のガス又は不活性の液化ガスのみを通ずるものを除く。）から漏えいしたガスが滞留するおそれのある製造所内の場所	1.漏えいしたガス又は液化ガスが滞留するおそれのある場所に早期に検知警報するための設備が設置されていることを確認する。	1.ガス漏えい検知警報装置配置図	ガス検知器の配置が分かる図	1.省令第9条第2項、解釈例第6条第2項の内容に適合する場所に設置されていること。
	2.漏えい検知警報設備の作動を確認する。	2.ガス漏えい検知警報装置作動試験記録	適切に作動することが分かる記録	2.漏えい検知警報設備は適切に作動するものであること。

検査項目 14. 電気設備の防爆構造

検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
		項目	内容	
ガス又は液化ガスを通ずるガス工作物（不活性のガス又は不活性の液化ガスのみを通ずるものを除く。）の付近に設置する電気設備	設置場所の状況及び当該ガス又は液化ガスの種類に応じた防爆性能を有するものであることを確認する。	1.電気設備配置図	当該ガス工作物に係る電気設備の設置状況及び周辺の状況のわかるもの。	省令第10条、解釈例第7条の内容に適合していること。
		2.電気機器の防爆構造に関する仕様書一覧	銘板、検定合格書、納入仕様書等、機器の防爆性能が分かるもの。	

検査項目 15. 火気設備との距離

検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
		項目	内容	
ガス（低圧であって地表面に滞留するおそれのないものを除く）又は液化ガスを通ずるガス工作物（不活性のガス又は不活性の液化ガスのみを通ずるもの及び火気を取り扱うものを除く。）	1.火気設備（当該ガス工作物と一体となって製造又は供給の用に供する火気を取り扱う設備を除く。）との距離又は流動防止措置が講じられている場合の迂回水平距離を確認する。	1.構内平面図	火気設備との距離を明示したもの。	省令第11条、解釈例第8条の内容に適合していること。
	2.流動防止措置の状況を確認する。	2.流動防止措置に関する説明書（必要な場合）	流動防止のために設けた障壁、ガス検知器とこれに連動した消火装置に関して説明したもの。	

検査項目 16. 静電気除去

検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
		項目	内容	
液化ガスを通ずるガス工作物（当該静電気により引火するおそれのない場合は除く。）	接地抵抗値を確認する。	接地抵抗測定記録	適切に接地されていることが分かる記録	省令第12条、解釈例第9条の内容に適合していること。

検査項目 17. ガスの置換等

検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
		項目	内容	
ガス又は液化ガス（不活性のガス又は不活性の液化ガスを除く。）を通ずる部分	1.ガス又は液化ガス（不活性のガス又は不活性の液化ガスを除く。）を通ずるガス工作物が安全に当該ガス又は液化ガスを置換できる構造であることを確認する。	ガス置換要領図	当該ガス工作物に対する不活性ガス等の注入方法及び放散方法等を明示したもの。	1.省令第13条第1項に適合するものであること。 2.点検、修理又は緊急時におけるガスの置換が安全、かつ、確実にできる構造であること

検査項目 18. 遮断装置

検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
		項目	内容	
製造設備（ガスホルダー、液化ガス用貯槽を除く。）	1. ガス発生設備、ガス精製設備、排送機、圧送機及び附帯設備であって製造設備に属するもの（熱量調整のための容器に限る。）の相互の間にガス遮断装置が設置されていることを確認する。	1. 遮断装置設置状況図	遮断装置の位置がわかるもの。	1. 省令第26条、解釈例第80条第1項一号及び第2項に適合するものであること。
	2. 遮断装置の作動について確認する。	2. 遮断装置作動試験記録	適切に作動することがわかる記録	2. 遮断装置は円滑に作動するものであること。

検査項目 19. 液化ガス用貯槽の遮断装置

検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
		項目	内容	
液化ガス用貯槽（不活性の液化ガス用のものを除く。）	1. 液化ガス用貯槽（不活性の液化ガス用のものを除く。）の送出受入配管に（当該貯槽からの液化ガスの流出のおそれのない構造のものを除く）省令第36条に規定する遮断装置が設置されていることを確認する。	1. 遮断装置設置状況図	遮断装置の位置及び操作位置がわかるもの。	1. 省令第36条、解釈例第93条に適合するものであること。
	2. 遮断装置の作動について確認する。	2. 遮断装置作動試験記録	適切に作動することがわかる記録	2. 遮断装置は円滑に作動するものであること。

検査項目 20. 計測装置等

検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
		項目	内容	
ガス発生設備、ガス精製設備、ガスホルダー、液化ガス用貯槽及び冷凍設備	1.ガス工作物に、解釈例第73条に定める事項が測定できる装置及び工事計画書添付書類の「制御方式に関する説明書」に記載の計測装置等が設置されていることを確認する。 2.1.の計測装置等の機能について確認する。 3.液面計にあつては、解釈例第73条第3項に適合するものであることを確認する。	1.計測装置等設置状況図	フローシート又は設置場所のわかる図面。	1.省令第18条第1項、解釈例73条に適合するものであること。 2.(1) 当該ガス工作物に解釈例第73条に規定する計測装置等が適切な箇所に設置されていること。 (2) 工事計画書添付書類の「制御方式に関する説明書」どおりであること。 (3) 計測装置等の計測範囲は、当該ガス工作物の設計、運転等の条件に応じ、適切なものであること。
		2.計測装置等一覧	計測装置等の名称、種類、計測範囲等を記載したもの。	
		3.検査成績書	下記項目の記載のあるもの。 ①検査年月日 ②計器の精度 ③検査結果	
		4.液面計構造図	液面計の構造の概略が分かる図	

検査項目 21. 警報装置

検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
		項目	内容	
ガス発生設備、ガス精製設備、ガスホルダー及び液化ガス用貯槽（100t未満のものを除く。）	1.ガス工作物に、解釈例第74条に定める警報装置及び工事計画書添付書類の「制御方式に関する説明書」に記載の警報装置が設置されていることを確認する。 2.警報装置の機能について確認する。	1.警報装置設置状況図	フローシート等で明示したもの。	1.省令第19条、解釈例第74条に適合するものであること。 2.(1) 当該ガス工作物に解釈例第74条に規定する警報装置が設置されていること。 (2) 工事計画書添付書類の「制御方式に関する説明書」どおりであること。 3.警報装置の設定値が、当該ガス工作物の設計、運転条件に対し、適切なものであること。
		2.警報装置設定値一覧表	警報装置の設定値が分かる一覧	
		3.警報装置作動試験記録	模擬入力、検出端の操作等によって実施したもので下記項目の記載のあるもの。 ①検査年月日 ②計器の精度 ③検査結果	

検査項目 22. 誤操作防止

検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
		項目	内容	
製造所に設置する遮断装置	遮断装置に対して、誤操作を防止し、かつ、確実に操作することができる措置が講じられていることを確認する。 なお、「誤操作を防止し、かつ、確実に操作することができる措置」とは次の各号に掲げるものをいう。 (1) 遮断装置には、当該遮断装置の開閉方向(ガス工作物に保安上重大な影響を与える遮断装置にあっては、当該遮断装置の開閉状態を含む。)を明示すること。 (2) ガス工作物に保安上重大な影響を与える遮断装置(操作ボタン等により開閉するものを除く。)に係る配管には、当該遮断装置に近接する部分に、容易に区別することができる方法により、当該配管内のガスその他の流体の種類及び方向を表示すること。 (3) ガス工作物に保安上重大な影響を与える遮断装置のうち通常使用しないもの(緊急の用に供するものを除く。)には、施錠、封印又はこれらに類する措置を講ずること。	遮断装置誤操作防止措置確認記録	遮断装置の開閉方向表示、施錠、封印、遮断装置近辺の配管への流体表示などの確認記録	省令第20条第1項、解釈例第75条に適合したものであること。

検査項目 23. インターロック

検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
		項目	内容	
特定事業所に設置する高圧のガス若しくは液化ガスを通ずるガス工作物又は当該ガス工作物に係る計装回路	1.省令第20条第2項に規定された設備の態様に応じ、保安上重要な箇所に設ける適切なインターロック機構及び工事計画書添付書類「制御方式に関する説明書」に記載のインターロック機構が設けられていることを確認する。	1.インターロック機構説明書	人為的ミスの防止及び機器の故障時などに保安の確保を確実にするための機構について説明したもの。	1.(1) 省令第20条第2項に適合したものであること。 (2) 工事計画書添付書類「制御方式に関する説明書」どおりであること。 2.適切に作動するものであること。
		2.インターロック機構作動試験記録	模擬入力、検出端の操作等によって実施したもの。	

検査項目 24. 保安電力等

検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
		項目	内容	
製造設備を安全に停止させるのに必要な装置その他の製造所の保安上重要な設備	次に掲げる設備等に停電等により当該設備等の機能が失われることのないよう保安電力を有するなどの適切な措置が講じられていることを確認する。 1.製造設備を安全に停止させるのに必要な装置 2.非常用照明設備 3.省令第5条（保安通信設備）を確保するための設備（加入電話設備を除く。）に規定する緊急時に迅速な通信 4.省令第8条（防消火設備）に規定する防消火設備 5.省令第9条（ガスの滞留防止）第2項に規定するガス漏れ検知警報装置 6.省令第33条（ガスホルダーの遮断装置）の規定により設ける緊急遮断装置 7.省令第36条（液化ガス用貯槽の遮断装置）の規定により設ける緊急遮断装置 8.省令第37条（耐熱措置）に規定する冷却装置 9.省令第6条（離隔距離）第7項の規定により設ける解釈例第3条（離隔距離）第1項1号に掲げる水噴霧装置又はこれと同等以上の防火上及び消火上有効な能力を有する設備 10.告示第4条（保安物件との離隔距離）第1項に規定する水噴霧装置若しくはこれと同等以上の防火上有効な設備	1.保安電力等の種類及び系統図	単線結線図などの概略図	省令第21条、解釈例第76条に適合していること。
		2.保安電力等の容量及び作動状況に関する説明書	各保安電力等の容量と常用買電が停電した際の切替方法、送電経路などがわかるもの。	

検査項目 25. 計器室

検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
		項目	内容	
特定事業所のガス工作物を制御するための機器を集中的に設置している計器室	災害等の緊急時における計器室の次に掲げる機能が維持できることを確認する。 1.製造設備等の運転操作 2.防消火設備の操作 3.緊急連絡	1.計器室の構造概要図	構造の概要がわかるもの。	省令第23条、解釈例第78条に適合していること。
		2.構内配置図	計器室の位置がわかるもの。	
		3.機能の維持に関する説明書	災害等緊急時においてもガス工作物を安全に制御できる構造、配置であることを説明したもの。	

検査項目 26. 緊急停止装置

検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
		項目	内容	
ガス（不活性のガスを除く）を発生させる設備	1. ガスを発生させる設備に、異常が発生した場合に迅速かつ安全にガスの発生を停止し、又は迅速かつ安全にガスを処理できるものであることを確認する。	1. 緊急停止装置の説明書	緊急停止装置の機能を説明したもの。	省令第27条第1項、解釈例第81条第1項に適合していること。
	2. 緊急停止装置が正常に作動することを確認する。	2. 緊急停止装置の作動試験記録	作動を確認できるもの。	

検査項目 27. ガスの逆流防止

検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
		項目	内容	
1. ガスの通ずる部分に直接液体を送入する装置を有するガス発生設備及びガス精製設備（液体が逆流したときにガスが大気に放散されない構造のものを除く。）	液体の逆流を防止するための装置が設置されていることを確認する。	1. フローシート	逆流防止装置の配置がわかるもの。	省令第30条、解釈例第84条第1号に適合していること。
		2. 構造図等	液体が逆流をしない構造等を明示したもの。	
		3. 機能に関する説明書（必要な場合）	逆流防止の機能を明示したもの。	
2. 空気を吸入する構造の液化ガス用ガス発生設備	空気の吸入孔からガスが漏れない構造であることを確認する。	1. 漏れ試験記録	ガスが漏れないことを確認できるもの。	省令第30条、解釈例第84条第2号に適合していること。
		2. 構造図等（必要な場合）	ガスの逆流により空気の吸入孔からガスが漏れない構造等を明示したもの。	
3. 上記1. 2. 以外の最高使用圧力が低圧のガス発生設備であって、ガスの逆流により当該設備内で爆発のおそれのあるもの	ガスの逆流を防止する装置が設置されていることを確認する。	1. フローシート	逆流防止装置の配置がわかるもの。	省令第30条、解釈例第84条第3号に適合していること。
		2. 構造図等	ガスが逆流をしない構造等を明示したもの。	
		3. 機能に関する説明書（必要な場合）	逆流防止の機能を明示したもの。	
4. 熱量調整装置の空気の配管	ガスの逆流を自動的に防止する装置（ガスの逆流をしない構造の空気圧縮機を含む。）が設置されていることを確認する。	1. フローシート	逆流防止装置の配置がわかるもの。	省令第30条、解釈例第84条第4号に適合していること。
		2. 構造図等	ガスが逆流をしない構造等を明示したもの。	
		3. 機能に関する説明書（必要な場合）	逆流防止の機能を明示したもの。	

検査項目 28. 気化装置の構造

検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
		項目	内容	
1. 液化ガス（不活性のものを除く。）を気化する装置（「気化装置」）	気化装置は、直火で加熱する構造でないことを確認する。	構造図	直火で加熱する構造でないことを確認できるもの。	省令第31条第1項、解釈例第85条に適合していること。
2. 温水で加熱する構造の気化装置であって、加熱部の温水が凍結するおそれのあるもの（寒冷地以外に設置するものを除く。）	加熱部の温水の凍結を防止するための措置が講じられていることを確認する。	構造図	温水の凍結を防止する措置が講じられていることが確認できるもの。	省令第31条第2項、解釈例第86条に適合していること。
3. 気化装置又はそれに接続される配管等（気化装置からの液化ガスの流出を考慮した設計である場合を除く。）	気化装置又はそれに接続される配管等は、気化装置から液化ガスが液のまま流出することを防止する装置を設置していることを確認する。	1. 流出防止装置設置状況図	フローシート等で明示したもの。	省令第31条第3項、解釈例第87条に適合していること。
		2. 流出防止装置作動試験記録	流出防止装置の作動確認等の記録記載のもの。	

検査項目 29. 保冷措置

検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
		項目	内容	
低温貯槽 （圧力が0 Paにおける沸点が0℃以下の液化ガスを0℃以下又は当該液化ガスの気相部における通常の使用状態での圧力が0.1MPa以下の液体の状態で貯蔵するための貯槽）	低温貯槽の保冷措置について、確認する。	1. 保冷図	保冷設備の構造を明示したもの。	工事計画書記載の「保冷に関する説明」、添付書類の「液化ガス用貯槽及びその付属設備の構造図」とおりであること。
		2. 保冷設備試験記録又はカタログ	保冷材の種類、熱伝導率、比重及び強度等、保冷設備の態様に応じ、必要事項を記載したもの。	

検査項目 30. 耐熱措置

検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
		項目	内容	
1. 液化ガス用貯槽及び支持物 （埋設されたものにあつては埋設された部分及び不活性の液化ガス用の貯槽であつて、可燃性の液化ガス用貯槽の周辺にないものを除く。） 2. 最高使用圧力が高圧のガスホルダー及び支持物	1. 液化ガス用貯槽又は最高使用圧力が高圧のガスホルダー及びこれらの支持物の耐熱措置について、耐熱性の構造がとられていること又は冷却装置（又はこれと同等以上の機能をもつ冷却装置）が設置されていること若しくはこれらを組み合わせた措置が講じられていることを確認する。 ただし、不活性の液化ガス用の貯槽であつて、可燃性の液化ガス用貯槽の周辺にないものはこの限りでない。 2. 冷却用散水装置等にあつては、冷却装置の作動を確認する。	（耐熱性の構造の場合） 1. 耐熱性の構造図	耐熱性の構造がわかるもの。	省令第37条、解釈例第94条第1項に適合していること。
		（冷却装置設置の場合） 1. 散水冷却装置フローシート	冷却装置の配置がわかるもの。	省令第37条、解釈例第94条第2,3,4項に適合していること。
		2. 散水冷却試験記録 （冷却用散水装置を設置の場合。その他の有効な冷却装置を設置の場合は、上記1.2.に準じた書類を準備のこと）	・冷却用散水装置を設置の場合 必要散水量、実散水量及び散水圧力等を明記し、散水操作弁の作動確認記録及び散水状況の写真記録をつけたもの。 ・その他の有効な冷却装置を設置の場合 冷却機能が確認できる作動記録等	

検査項目 3 1. 表示

検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
		項目	内容	
1.液化ガス用貯槽 （不活性の液化ガス用のものを除く。） 2.ガスホルダー	液化ガス用貯槽及びガスホルダーの表示について確認する。	写真	表示の内容及び表示の位置と周囲の状況のわかるもの。	省令第34条に適合していること。

検査項目 3 2. 負圧防止

検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
		項目	内容	
液化ガス用低温貯槽 （圧力が0 Paにおける沸点が0℃以下の液化ガスを0℃以下又は当該液化ガスの気相部における通常の使用状態での圧力が0.1MPa以下の液体の状態で貯蔵するための貯槽） （不活性の液化ガス用のものを除く。） また、次に掲げるものは、省令に適合しているものとみなし除く。 ①液化ガス又はボイルオフガスの払出しに、ポンプ又はコンプレッサーを使用していないもの、ボイルオフガスラインが有水式ガスホルダー等に接続されているもの等当該液化ガス用貯槽の内部の圧力が外部の圧力より低下するおそれのないもの ②内槽と外槽の間に高真空断熱法が施されているもの及び液化ガス用貯槽が負圧に耐える設計がしてあるもの	低温貯槽（不活性の液化ガス用のものを除く。）について、当該貯槽の内部の圧力が外部の圧力より低下することにより、当該貯槽が負圧により破壊することを防止するための措置が講じられていることを、確認する。	1.負圧防止設備図	フローシート又は図面等で負圧防止に係わる設備の種類及び設置場所等を記載したもの。	1.省令第35条第2項、解釈例第92条の内容に適合していること。 2.各設備の作動が正常なものであること。
		2.検査成績書（必要な場合）	真空安全弁、その他負圧防止に係わる設備の作動試験結果等を記載したもの。	

検査項目
 3 3. 防液堤

検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
		項目	内容	
省令第15条に定められる液化ガス用貯槽の防液堤 （不活性の液化ガス用のもの及び告示第6条で定める方法により求めた貯蔵能力が1,000t（特定事業所に設置されるものにあつては500t）未満のもの及び埋設された液化ガス用貯槽であつて当該貯槽の内の液化ガスの最高液面が盛土の天端面以下にあり、かつ、当該貯槽の液化ガスの最高液面以下の部分と周囲の地盤との間に空隙がないものを除く。） ただし、自主検査の方法の3.及び4.(4),(5)の確認については、外槽と防液堤が一体となった構造（内槽と防液堤が強度的に独立したものに限る。）の貯槽は除く。	1.液化ガス用貯槽には、当該貯槽から液化ガスが漏洩した場合の災害発生を防止するため適切な防液堤が設置されていることを確認する。 2.防液堤の材料及び主要寸法について確認する。	1.寸法検査記録	防液堤の材料及び寸法を明示したもの。	1.工事計画書及び工事計画書添付書類の「基礎の状況を明示した図面」及び「基礎に関する説明書」どおりであること。 2.省令第38条第1項、解釈例第95条に適合していること。
	3.貯槽と防液堤間の距離について確認する。	2.平面図	貯槽と防液堤間の距離がわかるもの。	
	4.防液堤の構造について次の項目を確認する。 (1) 鉄筋コンクリート構造の防液堤については、次の項目について確認する。 ①原則としてコンクリート300m ³ ごとにコンクリート圧縮強度を確認する。 ②施工状況を確認する。 ③鉄筋をミルシートにより確認する。	3.コンクリート圧縮強度試験記録 4.配筋施工記録 5.鉄筋のミルシート	・テストピースは原則としてコンクリート150m ³ ごとに1回（1回の打設量が3000m ³ を超える場合は試験回数を20回としてよい）とする。 圧縮強度試験成績書 ・工事写真等 ・検査対象のもの。	
	(2) 杭支持構造の防液堤の場合は、杭の支持力に係る事項を確認する。	6.支持力に関する記録	必要な杭支持力を有することを明らかにしたもの。	
	(3) 杭支持構造以外のものにあつては、地震力地耐力に係る事項を確認する。	7.地耐力に関する記録	必要な地耐力を有することを明らかにしたもの。	
	(4) 昇降のための設備配置について確認する。	8.昇降設備の配置図	防液堤の長さ及び昇降設備相互間の距離を明示したもの。	
	(5) 排水装置の設置状況について確認する。	9.排水装置の配置図	防液堤外において排水及びその遮断操作ができることが確認できるもの。	

検査項目
 3 4. 防液堤内外の設備の制限

検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
		項目	内容	
防液堤（省令第38条に定めるもの検査項目3 3. 防液堤に示すもの）内外の設備	防液堤の外面から防災作業のために必要な距離の内側には、液化ガスの漏えい又は火災等の拡大を防止する上で支障のない設備以外の設備が設置されていないことを確認する。	防液堤内外の設備配置図	防液堤内外の設備の設置状況がわかるもの。	省令第38条第2項、解釈例第96条の規定に適合していること。

検査項目
 35.
 運転性能

検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
		項目	内容	
1.ガス発生設備及びガス精製設備	1.正常な運転ができていること及び工事計画書記載の能力を有していることを確認する。	1.試運転期間中の運転記録	運転状況が確認できるもの。	1.(1) 各負荷運転ともに安定した運転ができること。
		2.運転性能試験記録	製造、供給操作に支障のない負荷（原則として2点）で運転し、装置の運転状態が安定した後に記録したもの。	(2) 工事計画書記載の能力を有すること。
		3.能力推定説明書（必要な場合）	ガスの製造、供給量の関係で工事計画書記載の能力又は圧力で運転できないときは、可能な範囲で最大の能力又は圧力で運転性能試験を行い、その結果から推定したもの等。	
	2.工事計画書添付書類の「フローシート」に記載の機器、配管について機器構成を確認する。	4.フローシート	機器構成が確認できるもの。	2.主要フローが工事計画書添付書類の「フローシート」どおりであること。
	3.供給ガスの組成、熱量、比重及び燃焼性を確認する。	5.燃焼性等測定記録	供給ガスの組成、熱量、比重と燃焼性を図示したもの。	3.工事計画書添付書類の「燃焼性に関する説明書」どおりであること。
	4.高圧の一酸化炭素変成器単独の設置又は改造の場合、一酸化炭素濃度を確認する。	6.一酸化炭素濃度測定記録	一酸化炭素濃度を記録したもの。	4.工事計画書添付書類の「製造ガス中に含まれる一酸化炭素濃度に関する説明書」どおりであること。
	5.高圧の一酸化炭素変成器以外のガス精製設備であって、単独の設置又は改造の場合、製造ガス中に含まれる有害成分及び不純物の量を確認する。	7.有害成分及び不純物の量の測定記録	有害成分及び不純物の量を測定したもの。	5.工事計画書添付書類の「製造ガス中に含まれる有害成分及び不純物の量に関する説明書」どおりであること。

検査項目
 36.
 運転制御

検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
		項目	内容	
ガス発生設備及びガス精製設備（一酸化炭素変成器に係るもの）	運転性能試験実施時に支障なく運転制御、ロード変更ができることを確認する。	1.計装フローシート	計装記号については説明記載のこと。	支障なく運転制御、ロード変更ができること。
		2.運転制御に関する記録	ロード変更記録（チャート又はトレンドグラフ記録等） 但し、定出力運転しかない設備については、ロード変更を要しない。	
		3.運転操作要領書（必要な場合）	運転制御及びロード変更等について記載されたもの。	

第二編

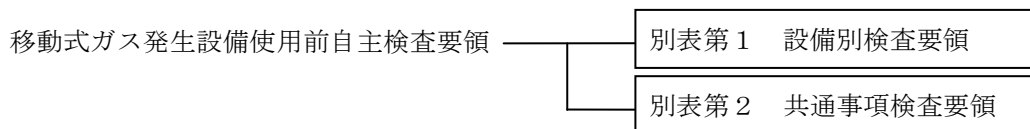
移動式ガス発生設備 使用前自主検査要領

第二編 移動式ガス発生設備使用前自主検査要領

1. 構成

本編は、6. 設備区分に示す代表的な移動式ガス発生設備ごとの検査方法等をまとめた「設備別検査要領」と「共通事項検査要領」とから構成されている。

第二編 移動式ガス発生設備使用前自主検査要領



2. 設備別検査要領について

代表的な移動式ガス発生設備について使用前自主検査において移動式ガス発生設備ごとに行うべき必要な検査項目と各移動式ガス発生設備に特有の検査項目に係るその具体的検査方法を「設備別検査要領」としてまとめた。

表1に各設備の「材料・構造等検査」の項目を、表2、3に各設備全体としての「安全性検査」、「性能検査」の項目を、表4に「特記事項検査項目」を、図1に設備の概念図をそれぞれ示した。なお、表1、図1における機器名称は、その設備の一例を掲げたものである。

表1中の項目に記載の「容器」は、一般的にいわれている圧力容器すべてを指していないため、技術基準（省令、告示、解釈例）における「容器」とは異なる。

表1、表2及び表3における記号は、検査項目の適用の有無等を示す。その凡例は以下のとおり。

凡 例

- | | |
|------|---|
| ○ | : 「共通事項検査要領」の検査項目による。 |
| △ | : 「共通事項検査要領」の検査項目によるが、検査対象が限られるもの等であるので、その旨注書きしている。 |
| 特(*) | : 各設備区分の特記事項検査項目（“*”は特記番号）による。 |
| — | : 検査対象外 |

（備考）特記事項検査項目には、次のものを含んでいる。

- (1) 当該設備に対して、「共通事項検査要領」に追加して行うもの。
- (2) 「共通事項検査要領」に記載のないものについて、具体的に記述しているもの。

3. 共通事項検査要領について

検査の内容は移動式ガス発生設備毎に異なるが、その中で複数の種類の移動式ガス発生設備に共通した事項（材料・構造等）について、検査項目毎にその具体的な検査方法、準備書類及び判断基準を「共通事項検査要領」としてまとめた。

4. 使用前自主検査の方法

- (1) 各移動式ガス発生設備に対応する「設備別検査要領」で行うべき検査項目を調べ、対応する「設備別検査要領」と「共通事項検査要領」に従って使用前自主検査を行う。
- (2) ガス工作物の技術上の基準を定める省令第2条第3項及び第4項に該当するガス工作物および解釈例で同等とみなされる高圧ガス特定設備検査合格品等にあつては、当該適用となる技術基準に係る検査事項は、各項に示す他法規の技術基準に適合することを証する書類により確認する。

- (3) 本要領における使用前自主検査の注意事項を以下に示す。

- ① 本要領に掲げる検査項目のうち運転性能の欄に掲げる検査事項は一例として掲げたもので、設備の状況により置き換えてもよい。

また、移動式ガス発生設備の運転性能検査は、工事計画書に記載の能力で行うことを基本とするが、その能力で運転出来ない場合は可能な範囲で運転性能試験を行い、能力の確認は、その結果から推定するものとする。

なお、移動式ガス発生設備を試験のために使用する場合にあっては、ガスの熱量等を測定し正常であることを確認できれば当該ガスを供給することができる。(施行規則第45条第1号、第103条第1号(施行規則第131条第1項において準用する場合を含む。)及び第159条第1号)

- ② 技術基準に定められたもの及び工事計画書添付書類「制御方式に関する説明書」に記載のもの以外については、必ずしも常設の計器で測定しなくてもよい。
- ③ ガス工作物の種類、型式のように施行規則別表第2の記載事項となっているものであつて、本要領において当該種類、型式等の検査方法についての定めのないものにあつては、当該ガス工作物の検査成績書等により当該事項を確認する。

5. 使用前自主検査の対象

(1) 使用前自主検査対象

設備別検査要領における材料・構造等検査項目、安全性検査項目、性能検査項目を移動式ガス発生設備の種類別に一覧表にまとめたものを「7. 使用前自主検査対象項目」に示す。

(2) 設備の範囲内の配管の扱い

「設備別使用前検査要領」における設備の概念図には、設備の一部として、配管が記載されているが、使用前自主検査の対象外である。(集合装置に係る配管を除く。)

6. 設備区分

設備別検査要領における設備区分の一覧を以下に示す。

(設備区分一覧)

設備区分		No.	設備名称	頁
移動式ガス発生設備	(1) 容器	1	空気吸入式移動式ガス発生設備	84
	(2) 集合装置	2	圧縮ガス式移動式ガス発生設備	86
	(3) ガス発生器			
	(4) 調整装置	3	液化ガス式移動式ガス発生設備	88
	(5) 増熱器※ ¹			

※1 一般的には移動式ガス発生設備に増熱器が設置されていない場合が多いため、本要領における移動式ガス発生設備の構成要素から増熱器を省略しているが、当該設備に増熱

器が設置されている場合には第一編 製造設備使用前自主検査要領に準じて検査を実施する。

7. 使用前自主検査対象項目

設備別検査要領における使用前自主検査対象項目の一覧を以下に示す。

(使用前自主検査対象項目一覧(移動式ガス発生設備))

使用前自主検査対象項目一覧(移動式ガス発生設備)

設備区分					移動式ガス発生設備		
					容器・集合装置・ ガス発生器・調整装置		
	No.	検査項目	省令	解釈例	空気吸入式	圧縮ガス式	液化ガス式
材料・構造等検査項目	1	材料	14条	12、13条	○	○	○
	2	構造(基礎を除く)	15条1項	18～36、40条	○	○	○
	3	溶接部分	16条	52～60、 62～71条	○	○	○
	4	構造等(耐圧試験)	15条2項	50条	○	○	○
	5	構造等(気密試験)	15条3項	51条	○	○	○
	6	安全弁	17条	72条1項	△1	△1	△1
安全性検査項目	7	立ち入りの防止等	4条2項	1条2項	○	○	○
	8	離隔距離	6条、告示3、4条	3条2項	○	○	○
	9	防消火設備	8条	5条2項	○	○	○
	10	電気設備の防爆構造	10条	7条	○	○	○
	11	火気設備との距離	11条	8条	○	○	○
	12	静電気除去	12条	9条	○	—	○
	13	ガスの置換等	13条1項	—	○	○	○
	14	遮断装置	26条	80条	○	○	○
	15	計測装置等	18条2項	73条2項	○	○	○
	16	誤操作防止	20条1項	75条	○	○	○
	17	緊急停止装置	27条2項	81条2項	○	—	○
	18	移動式ガス発生設備の設置等	28条	82条	○	○	○
	特記	ガスの逆流防止	30条	84条	特(1)	—	—
性能	19	気化装置の構造	31条	85、86、87条	○	—	○
	20	運転性能	—	—	特(2)	特(1)	特(1)

[凡例]

○ : 共通事項検査要領によるもの
△ : 共通事項検査要領によるが、検査対象が限られるため注書きがあるもの
特(*) : 各設備区分の特記事項検査項目(“*”は特記番号)によるもの
— : 検査対象外

(注書き)
△1 : 過圧が生じるおそれのあるものに限る

別表第 1 設備別検査要領

設備区分 移動式ガス発生設備 設備名称 1. 空気吸入式移動式ガス発生設備

表 1. 材料・構造等検査項目

項目	省令	解釈例	検査対象		
			容器	集合装置	調整装置
			LPG 容器 クッションドラム	ボンベ集合管	圧力調整器
1. 材料	14 条	12、13 条	○	○	—
2. 構造 (基礎を除く)	15 条 1 項	18～36、40 条	○	○	—
3. 溶接部分	16 条	52～60、62～71 条	○	○	—
4. 構造等 (耐圧試験)	15 条 2 項	50 条	○	○	○
5. 構造等 (気密試験)	15 条 3 項	51 条	○	○	○
6. 安全弁	17 条	72 条 1 項	△(注 1)	—	—

(注 1) 過圧が生じるおそれのあるものに限る。

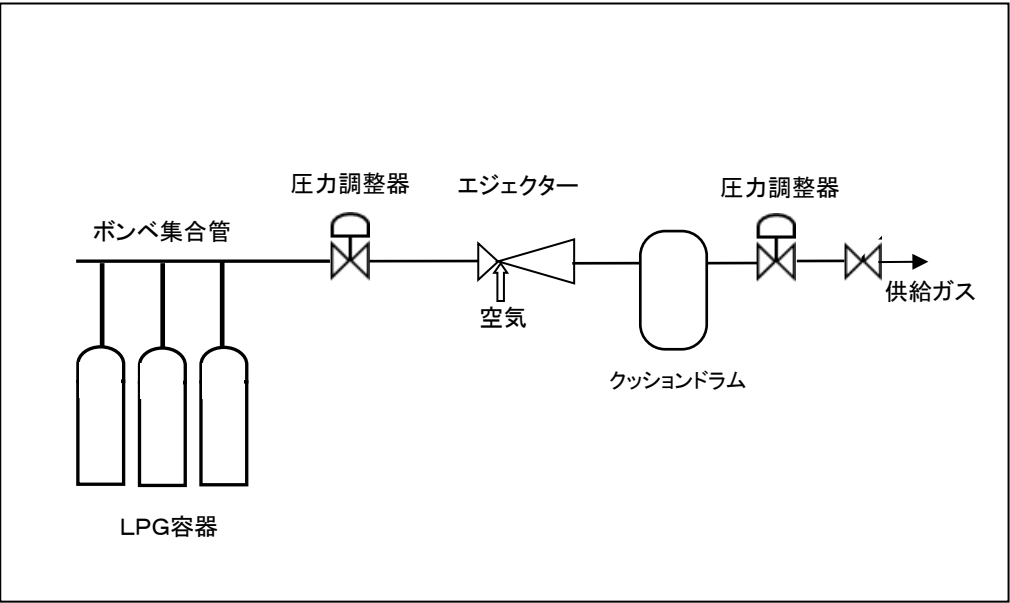


図 1. 設備の概念図

表 2. 安全性検査項目

項目	省令	解釈例	検査対象
			空気吸入式移動式ガス発生設備
7. 立ち入りの防止等	4 条 2 項	1 条 2 項	○
8. 離隔距離	6 条 告示 3、4 条	3 条 2 項	○
9. 防消火設備	8 条	5 条 2 項	○
10. 電気設備の防爆構造	10 条	7 条	○
11. 火気設備との距離	11 条	8 条	○
12. 静電気除去	12 条	9 条	○
13. ガスの置換等	13 条 1 項	—	○
14. 遮断装置	26 条	80 条	○
15. 計測装置等	18 条 2 項	73 条 2 項	○
16. 誤操作防止	20 条 1 項	75 条	○
17. 緊急停止装置	27 条 2 項	81 条 2 項	○
18. 移動式ガス発生設備 の設置等	28 条	82 条	○
特記. ガスの逆流防止	30 条	84 条	特(1)
19. 気化装置の構造	31 条	85、86、87 条	○

表 3. 性能検査項目

項目	省令	解釈例	検査対象
			空気吸入式移動式ガス発生設備
20. 運転性能	—	—	特(2)

表 4. 特記事項検査項目（空気吸入式移動式ガス発生設備）

機器名称	特記 番号	検査項目	検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
					項目	内容	
設備全般 （安全性）	1	ガスの逆流防止	エジェクター	空気の吸入孔からガスが漏れない構造であることを確認する。	1. 漏れ試験記録	ガスが漏れないことを確認できるもの。	省令第 30 条、解釈例第 84 条第 2 号に適合していること。
					2. 構造図等（必要な場合）	ガスの逆流により空気の吸入孔からガスが漏れない構造等を明示したもの。	
設備全般 （性能）	2	運転性能		1. 「共通 20. 運転性能」の項による。 2. 「共通 20. 運転性能」 1. に示す運転試験の確認項目の一例を以下に示す。 (1) 原料を保有する容器の気相の圧力 (2) 発生ガスの熱量、燃焼性 (3) 発生ガスの圧力、温度及び流量 (4) 加熱媒体の温度、圧力 (5) エジェクターノズルの背圧	「共通 20. 運転性能」の項による。		「共通 20. 運転性能」の項による。

表 1. 材料・構造等検査項目

項目	省令	解釈例	検査対象		
			容器	集合装置	調整装置
			CNG 容器	ボンベ集合管	圧力調整器
1. 材料	14 条	12、13 条	○	○	—
2. 構造 （基礎を除く）	15 条 1 項	18～36、40 条	○	○	—
3. 溶接部分	16 条	52～60、62～71 条	○	○	—
4. 構造等 （耐圧試験）	15 条 2 項	50 条	○	○	○
5. 構造等 （気密試験）	15 条 3 項	51 条	○	○	○
6. 安全弁	17 条	72 条 1 項	△（注 1）	—	—

（注 1）過圧が生じるおそれのあるものに限る。

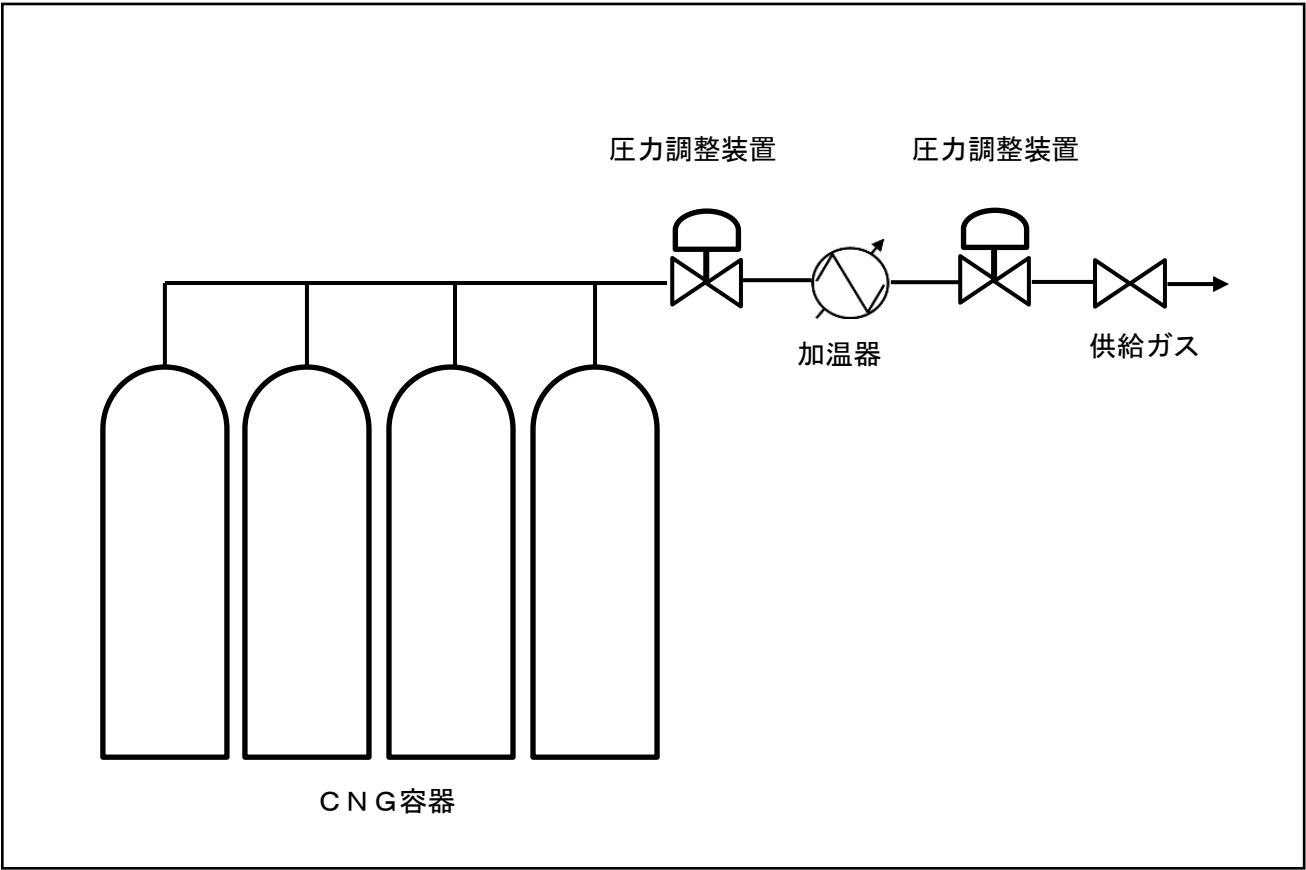


図 1. 設備の概念図

表 2. 安全性検査項目

項目	省令	解釈例	検査対象
			圧縮ガス式移動式ガス発生設備
7. 立ち入りの防止等	4 条 2 項	1 条 2 項	○
8. 離隔距離	6 条 告示 3、4 条	3 条 2 項	○
9. 防消火設備	8 条	5 条 2 項	○
10. 電気設備の防爆構造	10 条	7 条	○
11. 火気設備との距離	11 条	8 条	○
13. ガスの置換等	13 条 1 項	—	○
14. 遮断装置	26 条	80 条	○
15. 計測装置等	18 条 2 項	73 条 2 項	○
16. 誤操作防止	20 条 1 項	75 条	○
18. 移動式ガス発生設備の設置等	28 条	82 条	○

表 3. 性能検査項目

項目	省令	解釈例	検査対象
			圧縮ガス式移動式ガス発生設備
20. 運転性能	—	—	特（1）

表 4. 特記事項検査項目（圧縮ガス式移動式ガス発生設備）

機器名称	特記 番号	検査項目	検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
					項目	内容	
設備全般 （性能）	1	運転性能		1. 「共通 20. 運転性能」の項による。 2. 「共通 20.」1. に示す運転試験の確認項目の一例を以下に示す。 （1）原料を保有する容器の気相の圧力 （2）発生ガスの圧力、温度及び流量	「共通 20. 運転性能」の項による。		「共通 20. 運転性能」の項による。

表 1. 材料・構造等検査項目

項目	省令	解釈例	検査対象			
			容 器	集合装置	ガス発生器	調整装置
			LNG 容器 クッションドラム	ボンベ集合 管	LNG 気化器	圧力調整器
1. 材料	14 条	12, 13 条	○	○	○	—
2. 構造 (基礎を除く)	15 条 1 項	18～36, 40 条	○	○	○	—
3. 溶接部分	16 条	52～60, 62～71 条	○	○	○	—
4. 構造等 (耐圧試験)	15 条 2 項	50 条	○	○	○	○
5. 構造等 (気密試験)	15 条 3 項	51 条	○	○	○	○
6. 安全弁	17 条	72 条 1 項	△(注 1)	—	△(注 1)	—

(注 1) 過圧が生じるおそれのあるものに限る

表 2. 安全性検査項目

項目	省令	解釈例	検査対象
			液化ガス式移動式ガス発生設備
7. 立ち入りの防止等	4 条 2 項	1 条 2 項	○
8. 離隔距離	6 条 告示 3, 4 条	3 条 2 項	○
9. 防消火設備	8 条	5 条 2 項	○
10. 電気設備の防爆構造	10 条	7 条	○
11. 火気設備との距離	11 条	8 条	○
12. 静電気除去	12 条	9 条	○
13. ガスの置換等	13 項 1 項	—	○
14. 遮断装置	26 条	80 条	○
15. 計測装置等	18 項 2 項	73 条 2 項	○
16. 誤操作防止	20 条 1 項	75 条	○
17. 緊急停止装置	27 条 2 項	81 条 2 項	○
18. 移動式ガス発生設備の設 置等	28 条	82 条	○
19. 気化装置の構造	31 条	85, 86, 87 条	○

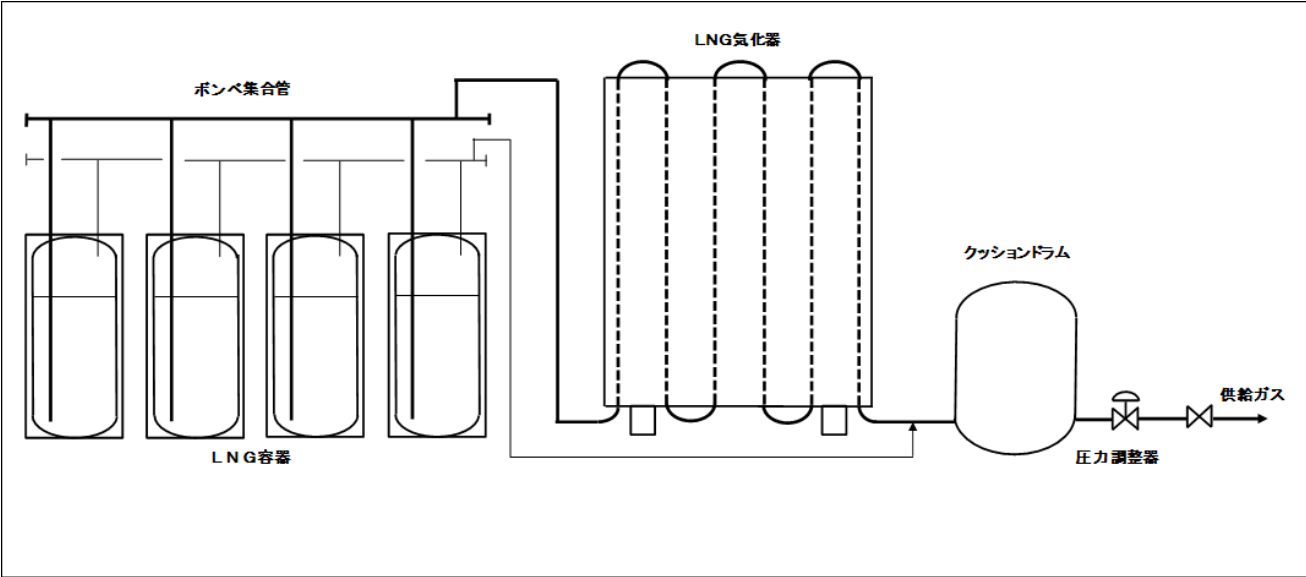


図 1. 設備の概要図

表 3. 性能検査項目

項目	省令	解釈例	検査対象
			液化ガス式移動式ガス発生設備
20. 運転性能	—	—	特 (1)

表 4. 特記事項検査項目（液化ガス式移動式ガス発生設備）

機器名称	特記 番号	検査項目	検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
					項目	内容	
設備全般 （性能）	1	運転性能		1. 「共通 20. 運転性能」の項による。 2. 「共通 20. 運転性能」1. に示す運転試験の確認項目の一例を以下に示す。 （1） 原料を保有する容器の気相の圧力 （2） 気化装置の熱媒体の温度 （3） 加熱のために温水ポンプを用いるものにあっては、そのポンプの出口の圧力 （4） 加熱のために蒸気を用いるものにあっては、その蒸気の圧力 （5） 加熱のために温水槽を用いるものにあっては、その液面 （6） 発生ガスの熱量、燃焼性 （7） 発生ガスの圧力、温度及び流量	「共通 20. 運転性能」の項による。		「共通 20. 運転性能」の項による。

別表第 2 共通事項検査要領

検査項目 1. 材料

検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
		項目	内容	
1. 省令第14条に掲げるもので、以下のもの ・ 容器（*1-1を除く。） ・ 集合装置 ・ ガス発生器	1.材料の確認 (1) 工事計画書に記載のある材料についてミルシートにより確認する。但し、最高使用圧力が低圧のものであって、ミルシートの入手が困難な場合にあっては、材料表面、材料受入簿記録に記載された規格の確認に代えることができるものとする。 (2) 工事計画書添付書類の強度計算に用いられている材料についてミルシートにより確認する。 (3) 衝撃試験等が必要となる場合は、試験結果が解釈例第13条の規定を満足することを、衝撃試験等の試験記録等(必要な衝撃試験等を材料規格側で実施済の試験結果等により代用する場合には、当該試験結果等を記載するミルシート)により確認する。	1.使用材料一覧表 2.材料照合図 3.ミルシート(原本又はその写し) 4.衝撃試験等の試験記録又はミルシート	材料照合図に示す部位ごとに材料名、材質、寸法及び溶解番号等を記入した一覧表 材料部位がわかるようにしたもの（鋼種及び寸法について同一規格の材料を使用するものについては、個々の部品の対象までを明記されていなくてもよい。） 検査対象のもの 試験方法、試験温度及び試験結果が分るもの	1.省令第14条、解釈例第12条、13条の内容に適合していること。 2.工事計画書に記載のある材料にあっては工事計画書どおりの材料であること。 3.工事計画書添付書類の強度計算に用いられている主要材料にあっては、添付書類どおりの材料であること。 4.ミルシートは、材料の寸法・化学成分・機械的性質等に関し材料規格に適合するものであること。 5.解釈例第13条に適合するものであること。
	2.解釈例第13条に規定の高圧ガス保安法第56条の4第1項で定める特定設備検査合格証又は同法第56条の6の14第2項に定める特定設備基準適合証を有する設備にあっては、同特定設備検査合格証又は特定設備基準適合証により確認する。	特定設備検査合格証又は特定設備基準適合証	検査対象のもの	対象設備についての合格証又は適合証であること。
2. <ボイラー及び圧力容器安全規則検定合格品>（*1-1） 省令第2条第3項に規定の容器の場合	ボイラー及び圧力容器安全規則第84条第1項の検定に合格している容器について、第2種圧力容器明細書により確認する。	第2種圧力容器明細書	検査対象のもの	対象設備についての明細書であること。
3. <高圧ガス保安法第41条に規定する容器>（*1-1） 省令第2条第3項に規定の容器の場合	高圧ガス保安法第41条に該当する容器であることを、刻印または標章により確認する。			対象設備についての刻印または標章であること。

* 1－1：「ボイラー及び圧力容器安全規則」及び「高圧ガス保安法」に合格している事を確認して適用除外（技省令第2条）となる。

検査項目 2. 構造（基礎を除く。）

検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
		項目	内容	
1. 省令第15条に掲げるもので、以下のもの ・ 容器 (*2-1を除く。) ・ 集合装置 ・ ガス発生器	1.外観検査 外観検査を行う。	1.製作図、組立図等	検査対象のもの	1.外観検査においては、ガス工作物の外観に異常のないこと。
	2. 主要寸法の確認 (1) 工事計画書に記載のある主要寸法について、寸法検査又はミルシートにより確認する。 (2) 工事計画書添付書類の強度計算書に用いられている寸法のうち、表1添付表（解釈例に示す容器に関するものの一例）に掲げるものについて、寸法検査又はミルシートにより確認する。ただし、(1)に掲げるものを除く。 (3) 上記のミルシートによる寸法確認は以下による。 ①ミルシートに寸法測定値が記載されているものについてはその値を用いる。 ②ミルシートに寸法測定値が記載されていないが、寸法検査結果の適否が記載されているものについては、加工ベリのないものに限り、ミルシートによる公称寸法から当該材料規格に定められた厚さの負側の許容差を控除した値をもって測定記録に代えることができる。	2.寸法検査記録又はミルシート（原本又はその写し）	寸法測定値又は型板限界ゲージ等による適否が記載されているもの。	2.寸法確認は次の(1)、(2)による。 (1) 工事計画書に記載のある主要寸法にあつては、工事計画書どおりであること。 (2) 工事計画書添付書類の強度計算書に用いられている寸法にあつては、添付書類どおりであること。 この場合において次に掲げるものも、工事計画書又は工事計画書添付書類どおりであるものと見なす。 (a) 加工ベリのないものの板厚であつて、当該材料規格に定められた厚さの許容値内にあるもの。 (b) 加工ベリのあるものの板厚にあつては、加工後に寸法検査が行われており、強度計算にて求められた最小厚さ（腐れしろを含む）以上であるもの。 (c) その他の寸法にあつては、強度又は性能等に著しく影響を与えないもの。
	3.解釈例第38条第7号、第40条1項に規定する、高圧ガス保安法第56条の4第1項で定める特定設備検査合格証又は同法第56条の6の14第2項に定める特定設備基準適合証を有する設備にあつては、同特定設備検査合格証又は特定設備基準適合証により確認する。	特定設備検査合格証又は特定設備基準適合証	検査対象のもの	対象設備についての合格証又は適合証であること。
2.<ボイラー及び圧力容器安全規則検定合格品>(*2-1) 省令第2条第3項に規定の容器の場合	ボイラー及び圧力容器安全規則第84条の検定に合格している容器について、第2種圧力容器明細書により確認する。	第2種圧力容器明細書	検査対象のもの	対象設備についての明細書であること。
3.<高圧ガス保安法第41条に規定する容器>(*2-1) 省令第2条第3項に規定の容器の場合	高圧ガス保安法第41条に該当する容器であることを、刻印または標章により確認する。			対象設備についての刻印または標章であること。

*2－1：「ボイラー及び圧力容器規則」及び高圧ガス保安法に合格している事を確認して適用除外（技省令第2条）となる。

表 1 添付表 解釈例に示す容器に関するものの一例

	寸法検査又はミルシートで確認するもの		寸法検査又はミルシートで確認するもの（つづき）
1. 容器（熱交換器を除く。） (1) 胴（マンホール胴を含む。）	①胴の厚さ（円すい胴にあつては、大径端部および小径端部の厚さを含む。） ②胴の内径（円すい胴にあつては、最大内径） ③円すい部の頂角（円すい胴に限る。） ④胴の内のり（長方形胴に限る。JISB8280を参照のこと）	(3) 容器に係るフランジ	①解釈例第34条により応力計算を行ったフランジについては、フランジ の厚さ ②解釈例第34条による規格フランジについては、規格品であること。（ミルシートで規格の呼称を確認する等の方法による。）
		(4) 容器に取付けられた管、管台等	管、管台等の内径及び厚さ
(2) 鏡板	①鏡板の厚さ 次の部分を含む。 イ. 平ふた板にガスケットみぞがある場合のみぞの部分 ロ. 皿形、円すい形（大径端に丸みがあるもの）鏡板のすみの丸みの部分 ハ. ステーによって支える平形鏡板の補強を要する部分の添え板の厚さ ②鏡板の径 皿形鏡板 — 鏡板中央部の円弧の内半径 半だ円形鏡板 — 鏡板のだ円の内長径 円すい形鏡板 — 円すい部分の最大内径（円すいの軸に対して直角に測ったもの） 全半球形鏡板 — 鏡板内面の半径 平ふた板、平形鏡板 — 解釈例第22条に規定のように測った直径又は最小スパン（平ふた板、平形鏡板が円形以外のものにあつては、ボルト最小スパン、ガスケット反力中心の最小スパンを含む。） ③円すい部の頂角（円すい形鏡板に限る。） ④ボルト円ピッチ及びボルト穴の中心円の周長（胴・管等のフランジに取付けられた円形以外のボルト締め平ふた板に限る。） ⑤折込みフランジの長さ（皿形鏡板、全半球形鏡板及び半だ円形鏡板に限る。）	(5) 強め材	強め材の外径及び厚さ

検査項目 3. 溶接部分

検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
		項目	内容	
1. 省令第16条第1項に定める溶接部分 ・ 容器 (*3-1を除く。) ・ 集合装置 ・ ガス発生器	1.溶接施工方法等（溶接施工法、溶接士技能）の確認 省令第16条第2項に規定する溶接する部分に係る溶接の方法等について、以下のとおり確認する。 (1) 溶接施工方法等（溶接施工法、溶接士技能）をあらかじめ確認する。 （なお、その確認に当たっては、確認内容のチェックを第三者に依頼することは可能である。ただし、使用前検査対象のガス工作物において、使用前自主検査としてガス事業者が行った確認行為に関与した第三者機関は、当該ガス工作物の使用前検査を行うことができないため注意を要する。） (a) 解釈例第52条第3項によって確認する溶接施工方法等（以下「確認溶接方法」）の場合 以下の確認溶接方法であることを証する書類等により、確認する。 ①解釈例（解釈例第52条第3項1,4号） 平成20年3月31日以降 ②旧解釈例：解釈例第52条第3項3号 平成20年3月30日以前 ③大臣承認：解釈例第52条第3項2号 平成12年9月30日以前 (b) 輸入するものであって、解釈例第56条によって確認を行う溶接施工方法等（確認溶接方法と同等以上の機械的性質を有する溶接施工方法等（以下「同等溶接方法」という））の場合 ASME Boiler & Pressure Vessel Code Sec. IX（2010）Welding and Brazing Qualifications PART QW（以下「ASME § IX」という。）又はこれと同等以上の規定を満足する書類 ①WPS（Welding Procedure Specification、溶接施工要領書、ASME § IX QW-482参照） ②PQR（Procedure Qualification Record 、溶接施工法の試験記録、ASME § IX QW-483参照） ③WPQ（Welder/Welding Operator Performance Qualifications、溶接士の技能の試験記録、ASME § IX QW-484参照） により適切な方法であることが以下に示すいずれかの検査機関の検査員により確認されたものであること。 イ. AIA（Authorized Inspection Agency） ロ. Lloyd's Register of Shipping ハ. TÜV（Technischer Überwachungs—Verein e.V.） ニ. その他上記検査機関と同程度と認められる検査機関 (c) 解釈例第38条第7号、第40条第1項に規定する、高圧ガス保安法第56条の4第1項で定める特定設備検査合格証又は同法第56条の6の14第2項に定める特定設備基準適合証を有する以下の設備にあっては、同特定設備検査合格証又は特定設備基準適合証により確認することができる。なお、2.溶接施工から8.外観検査についても同特定設備検査合格証又は特定設備基準適合証により確認することができる。	1.構造図 溶接部の設計図等 2-1.（確認溶接方法） ①溶接施工方法等が確認されたものであることを証する書類 ②溶接施工要領書 ③衝撃試験の記録（衝撃試験が要求され解釈例第54条による区分に読替えて使用できる場合） 2-2 （同等溶接方法） WPS、PQR及びWPQ 特定設備検査合格証又は特定設備基準適合証	溶接継手の位置が記載されているもの。 溶接施工方法等および溶接施工要領の確認ができるもの 衝撃試験の区分毎に溶接条件、衝撃試験条件等の確認ができるもの WPS、PQR及びWPQの確認ができるもの 検査対象のもの	1.溶接施工方法等の確認 溶接施工方法等について、以下のとおり確認する。 (1) 溶接施工方法等の確認 (a) 確認溶接方法 ①解釈例第52条第3項及び第54条の内容に適合していること。 ②溶接施工要領書が確認溶接方法に整合していること。 (b) 同等溶接方法 解釈例第56条に適合し、以下のことを検査員が証明したものであること。 ①PQR及びWPQが適切なものであること。 ②WPSがPQRにサポートされていること。 対象設備についての合格証又は適合証であること。

	(2) 溶接する部分の適合性の確認 (a) 省令第16条第2項に規定する溶接する部分については、溶接施工記録により、確認溶接方法（又は同等溶接方法）および溶接施工要領書とおりであることを確認する。 (b) 低圧のガス工作物における省令第16条第1項（省令第16条第2項に規定しない）のみに規定する溶接する部分については、長手継手及び周継手に対して施工された溶接方法が、適切であることを確認する。）	3.溶接施工記録	省令第16条第2項に規定する溶接する部分については、溶接施工方法等の確認等に係る必要な事項（溶接継手の材質、寸法、溶接施工法の内容、溶接士の氏名、資格等）が記載されているもの。 省令第16条第1項（省令第16条第2項に規定しない）のみに規定する溶接する部分については、溶接継手の仕様（材質、寸法等）と溶接方法に係わる必要な事項（溶接方法、溶接士の氏名と資格等）が記載されているもの。	(2) 溶接施工記録の確認 省令第16条第2項に規定する溶接する部分については、溶接施工記録により、その内容が確認溶接方法（又は同等溶接方法）および溶接施工要領書とおりであること。 省令第16条第1項（省令第16条第2項に規定しない）のみに規定する溶接する部分については、同規定に適合していること。
	2.放射線透過試験 解釈例第58条（放射線透過試験）、第63条（溶接線上又はその近傍の穴）、第64条（隣接する長手継手間の距離）に規定する溶接部の放射線透過試験を行う。	放射線透過試験判定記録	検査対象のもの	省令第16条、解釈例第58条、第63条、第64条及び解釈例第22条において引用のJISB8265溶接継手効率の規定に適合していること。
	3.超音波探傷試験 解釈例第59条（超音波探傷試験）に規定する溶接部の超音波探傷試験を行う。	超音波探傷試験記録	検査対象のもの	省令第16条、解釈例第59条の規定に適合していること。
	4.磁粉探傷試験又は浸透探傷試験 解釈例第60条（磁粉探傷試験又は浸透探傷試験）に規定する溶接部の磁粉探傷試験又は浸透探傷試験を行う。	磁粉探傷試験又は浸透探傷試験記録	検査対象のもの	省令第16条、解釈例第60条の規定に適合していること。
	5.機械試験 解釈例第65条（機械試験）に規定する溶接部の機械試験を行う。	機械試験記録	検査対象のもの	省令第16条、解釈例第65条の規定に適合していること。
	6.溶接後熱処理 解釈例第71条（溶接後熱処理）に規定する溶接部の溶接後熱処理の必要な箇所について、適正な方法により溶接後熱処理がされていることを確認する。	溶接後熱処理記録	温度チャート、熱処理設備の種類と容量等	省令第16条、解釈例第71条の規定に適合していること。
	7.外観検査 外観検査を行う。	外観検査記録 （溶接施工記録に含めてもよい）	外観検査結果の適否が記載されているもの。	1.省令第16条、解釈例第52条第1項の規定に適合していること。 2.突合わせ溶接による溶接部の食違い及び継手の仕上り状態について、解釈例第66条及び解釈例第70条の規定に適合していること。
2.<ボイラー及び圧力容器安全規則検定合格品>（*3-1） 省令第2条第3項に規定の容器の場合	ボイラー及び圧力容器安全規則第84条第1項の検定に合格している容器について、第2種圧力容器明細書により確認する。	第2種圧力容器明細書	検査対象のもの	対象設備についての明細書であること。
3.<高圧ガス保安法第41条に規定する容器>（*3-1） 省令第2条第3項に規定の容器の場合	高圧ガス保安法第41条に該当する容器であることを、刻印または標章により確認する。			対象設備についての刻印または標章であること。

* 3－1：「ボイラー及び圧力容器安全規則」及び「高圧ガス保安法」に合格している事を確認して適用除外（技省令第2条）となる。

検査項目 4. 構造等（耐圧試験）

[illegible]

* 4-1:「ボイラー及び圧力容器安全規則」及び「高圧ガス保安法」に合格していることを確認して適用除外（技省令第2条）となる。

検査項目 5. 構造等（気密試験）

検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
		項目	内容	
1. 省令第15条第3項に掲げるもので、以下のもの ・ 容器(*5-1を除く。) ・ 集合装置 ・ ガス発生器 ・ 調整装置	1.気密試験を実施する。	1.気密試験記録 2.気密試験フロー図 3.圧力計に関する記録	場所、設備名、日付、試験圧力を記載したもの 試験圧力区分ごとに検査対象及び加圧要領がわかるようにしたもの。 ブルドン管圧力計にあつては1.6級以上のものを使用すること。その圧力計は、1年以内に計量法等に基づきトレーサビリティの取れた計測器との比較検査を行ったものを使用すること。(検査の記録を添付すること。)ただし、検定印(有効期間のあるものにあつてはその期間内)のある場合を除く。	省令第15条第3項、解釈例第51条に適合していること。
	2.解釈例第40条第1項に規定する、高圧ガス保安法第56条の4第1項で定める特定設備検査合格証又は同法第56条の6の14第2項に定める特定設備基準適合証を有する設備にあつては、同特定設備検査合格証又は特定設備基準適合証により確認する。	特定設備検査合格証又は特定設備基準適合証	検査対象のもの	対象設備についての合格証又は適合証であること。
2.<ボイラー及び圧力容器安全規則検定合格品>(*5-1) 省令第2条第3項に規定の容器の場合	ボイラー及び圧力容器安全規則第84条第1項の検定に合格している容器について、第2種圧力容器明細書により確認する。	第2種圧力容器明細書	検査対象のもの	対象設備についての明細書であること。
3.<高圧ガス保安法第41条に規定する容器>(*5-1) 省令第2条第3項に規定の容器の場合	高圧ガス保安法第41条に該当する容器であることを、刻印または標章により確認する。			対象設備についての刻印または標章であること。

* 5－1 : 「ボイラー及び圧力容器安全規則」及び「高圧ガス保安法」に合格していることを確認して適用除外（技省令第2条）となる。

検査項目 6. 安全弁

検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
		項目	内容	
1. 省令第17条に規定する以下のもの 最高使用圧力が高圧のもの若しくは中圧のもの又は液化ガスを通ずるもののうち、過圧が生ずるおそれのあるもの ・ 容器(*6-1を除く。) ・ ガス発生器	1.材料 工事計画書に記載のある材料についてミルシートにより確認する。	使用材料一覧表 ミルシート（原文又はその写し）	材料照合図に示す部位ごとに材料名、材質等を記入した一覧表 検査対象のもの	1. 省令第17条、解釈例第72条に適合していること。 2. 工事計画書どおりの材料であること。
	2.種類及び主要寸法 工事計画書記載の種類及び主要寸法を確認する。	安全弁検査記録	種類、呼び径、製造No.（現場に設置されているものが当該安全弁であることが確認できるもの）及び全量式にあってはのど部の内径、揚程式にあっては弁座口の内径とリフトの測定記録が記載されているもの。	種類及び主要寸法が工事計画書どおりであること。
	3.作動確認 吹出し圧力を測定し、作動を確認する。	安全弁検査記録	検査対象に関するもの。	1.解釈例第72条に適合していること。（許容差を含めて、解釈例第72条第1項第5号に記載の圧力以下で作動すること。） 2.異常な前漏れ及びチャタリング等がないこと。
	4.弁箱の耐圧試験及び弁座の漏れ試験 弁箱の耐圧試験及び弁座の漏れ試験を実施する。	安全弁検査記録	弁箱の耐圧試験及び弁座の漏れ試験記録が記載されているもの。	1.弁箱耐圧にあっては、最高使用圧力の1.5倍以上の圧力で異常な変形、破損がないこと。 2.弁座の漏れにあっては、吹出し圧力の90%以上の圧力で異常な漏洩がないこと。（原則として、JIS B 8210(2009)「10.6 弁座気密性試験」によること。）
	5.個数および取付箇所 所定の位置に適正に設置されていることを確認する。	設置状況図	設置状況のわかるもの。	1.個数及び取付箇所が工事計画書どおりであること。 2.作動時に安全弁から吹き出されるガスによる障害が生じないよう施設されていること。
2.<ボイラー及び圧力容器安全規則検定合格品>(*6-1) 省令第2条第3項に規定の容器の場合	ボイラー及び圧力容器安全規則第84条第1項の検定に合格している容器について、第2種圧力容器明細書により確認する。	第2種圧力容器明細書	検査対象のもの	対象設備についての明細書であること。
3.<高圧ガス保安法第41条に規定する容器>(*6-1) 省令第2条第3項に規定の容器の場合	高圧ガス保安法第41条に該当する容器であることを、刻印または標章により確認する。			対象設備についての刻印または標章であること。

* 6－1：「ボイラー及び圧力容器安全規則」及び「高圧ガス保安法」に合格していることを確認して適用除外（技省令第2条）となる。

検査項目 7. 立ち入りの防止等

検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
		項目	内容	
さく等	1.さく等の設置状況を確認する。 2.移動式ガス発生設備に近づくことを禁止する旨の表示がされていることを確認する。	さく等及び表示の設置概要図	1.設置の概要がわかるもの。 2.公衆が立入るおそれがない場合は、その状況のわかるもの。	省令第4条第2項、解釈例第1条2項の内容に適合していること。

検査項目 8. 離隔距離

検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
		項目	内容	
移動式ガス発生設備に係る容器であって最高使用圧力が高圧のもの及び液化ガスを通ずるもの	移動式ガス発生設備（その貯蔵能力が、貯蔵する液化ガスの場合は1,000kg以上、貯蔵するガスが圧縮ガスの場合は1,000m3以上のものに限る）に係る最高使用圧力が高圧及び液化ガスを通ずる容器の外面から第一種保安物件及び第二種保安物件までの距離を確認する。 なお、障壁を設けて離隔距離を定めている場合にあっては、当該障壁の材料、構造及び離隔距離計算書を確認する。	1.移動式ガス発生設備設置平面図 2.離隔距離計算書（必要な場合） 3.離隔距離緩和設備概要図等（必要な場合）	移動式ガス発生設備に係る容器の外面から、保安物件までの距離を明示したもの。 告示に基づいて計算されたことが分かるもの。 離隔距離を告示に基づいて計算する上で緩和された設備の概要図。	省令第6条2項、告示3,4条の内容に適合していること。
移動式ガス発生設備	他の移動式ガス発生設備に対し、保安上必要な距離を有することを確認する。	移動式ガス発生設備設置平面図	当該移動式ガス発生設備から他の移動式ガス発生設備相互間の距離を明示したもの。	省令第6条8項、解釈例第3条2項の内容に適合していること。

検査項目 9. 防消火設備

検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
		項目	内容	
移動式ガス発生設備	消火設備の設置状況及び性能について確認する。	1.消火設備配置図 2.消火設備の能力等の記録	検査対象と消火設備の配置を記載した図 消火設備の能力がわかるもの	省令第8条、解釈例第5条2項に適合していること。

検査項目 10. 電気設備の防爆構造

検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
		項目	内容	
移動式ガス発生設備の付近に設置する電気設備	設置場所の状況及び当該ガス又は液化ガスの種類に応じた防爆性能を有するものであることを確認する。	1.電気設備配置図 2.電気機器の防爆構造に関する仕様書一覧	当該移動式ガス発生設備に係る電気設備の設置状況及び周辺の状況のわかるもの。 銘板、検定合格書、納入仕様書等、機器の防爆性能がわかるもの。	省令第10条、解釈例第7条の内容に適合していること。

検査項目 １１．火気設備との距離

検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
		項目	内容	
移動式ガス発生設備	1.移動式ガス発生設備の外面から火気を取り扱う設備との距離又は流動防止措置が講じられている場合の迂回水平距離を確認する。	1.移動式ガス発生設備設置平面図	火気を取り扱う設備との距離を明示したもの。	省令第11条、解釈例第8条の内容に適合していること。
	2.流動防止措置の状況を確認する。	2.流動防止措置に関する説明書（必要な場合）	流動防止のために設けた障壁、ガス検知器とこれに連動した消火装置に関して説明したもの。	

検査項目 １２．静電気除去

検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
		項目	内容	
液化ガスを通ずる移動式ガス発生設備（当該静電気により引火するおそれのない場合は除く。）	次のいずれかに適合することを確認する。 (1) 接地抵抗値が総合100Ω以下であること。 (2) 移動式ガス発生設備に係る容器にあつては、当該容器を設置する前に地面に直接接続すること等により確実に静電気が除去されていること。	接地抵抗測定記録	適切に接地されていることがわかる記録	省令第12条、解釈例第9条の内容に適合していること。

検査項目 １３．ガスの置換等

検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
		項目	内容	
移動式ガス発生設備のガス又は液化ガスを通ずる部分	ガス又は液化ガスを通ずる部分が安全に当該ガス又は液化ガスを置換できる構造であることを確認する。	ガス置換要領図	当該移動式ガス発生設備に対する不活性ガス等の注入方法及び放散方法を明示したもの。	1.省令第13条第1項に適合するものであること。 2.点検、修理又は緊急時におけるガスの置換が安全、かつ、確実に行える構造であること。

検査項目 １４．遮断装置

検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
		項目	内容	
移動式ガス発生設備	1. 移動式ガス発生設備の出口に遮断装置が設置されていることを確認する。	1. 遮断装置設置状況図	遮断装置の位置がわかるもの。	1. 省令第26条、解釈例第80条第1項2号及び第2項に適合するものであること。
	2. 遮断装置の作動について確認する。	2. 遮断装置作動試験記録	適切に作動することがわかる記録	2. 遮断装置は円滑に作動するものであること。

検査項目 15. 計測装置等

検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
		項目	内容	
移動式ガス発生設備	1.移動式ガス発生設備に、解釈例第73条2項に定める事項が測定できる装置が設置されていることを確認する。 2.1.の計測装置等の機能について確認する。 3.液面計にあつては、解釈例第73条第3項に適合するものであることを確認する。	1.計測装置等設置状況図 2.計測装置等一覧 3.検査成績書 4.液面計構造図	フローシート又は設置場所のわかる図面。 計測装置等の名称、種類、計測範囲等を記載したもの。 下記項目の記載のあるもの。 ①検査年月日 ②計器の精度 ③検査結果 液面計の構造の概略がわかる図	1.省令第18条2項、解釈例73条に適合するものであること。 2.(1) 当該ガス工作物に解釈例第73条に規定する計測装置等が適切な箇所に設置されていること。 (2) 計測装置等の計測範囲は、当該ガス工作物の設計、運転等の条件に応じ、適切なものであること。

検査項目 16. 誤操作防止

検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
		項目	内容	
移動式ガス発生設備に設置する遮断装置	遮断装置に対して、誤操作を防止し、かつ、確実に操作することができる措置が講じられていることを確認する。 なお、「誤操作を防止し、かつ、確実に操作することができる措置」とは次の各号に掲げるものをいう。 (1) 遮断装置には、当該遮断装置の開閉方向（移動式ガス発生設備に保安上重大な影響を与える遮断装置にあつては、当該遮断装置の開閉状態を含む。）を明示すること。 (2) 移動式ガス発生設備に保安上重大な影響を与える遮断装置（操作ボタン等により開閉するものを除く。）に係る配管には、当該遮断装置に近接する部分に、容易に区別することができる方法により、当該配管内のガスその他の流体の種類及び方向を表示すること。 (3) 移動式ガス発生設備に保安上重大な影響を与える遮断装置のうち通常使用しないもの（緊急の用に供するものを除く。）には、施錠、封印又はこれらに類する措置を講ずること。	遮断装置誤操作防止措置確認記録	遮断装置の開閉方向表示、施錠、封印、遮断装置近辺の配管への流体表示などの確認記録	省令第20条第1項、解釈例第75条に適合したものであること。

検査項目 17. 緊急停止装置

検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
		項目	内容	
移動式ガス発生設備	1. ガスを発生させる設備に、異常が発生した場合に迅速かつ安全にガスの発生を停止することができる装置が設置されていることを確認する。	1. 緊急停止装置の説明書	緊急停止装置の機能を説明したもの。	省令第27条2項、解釈例第81条2項に適合していること。
	2. 緊急停止装置が正常に作動することを確認する。	2. 緊急停止装置の作動試験記録	作動を確認できるもの。	

検査項目 18. 移動式ガス発生設備の設置等

検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
		項目	内容	
移動式ガス発生設備	1. 移動式ガス発生設備に、ガス又は液化ガスが漏えいした場合の火災等の発生を防止するため、適切な場所に設置し、容易に移動又は転倒しないように適切な措置が講じられていることを確認する。 2. 移動式ガス発生設備に、容器の腐食及び転倒並びに容器のバルブの損傷を防止する適切な措置が講じられていることを確認する。 3. 容器又は容器の設置場所に、容器内の圧力が異常に上昇しないよう適切な温度に維持できる適切な措置が講じられていることを確認する。	移動式ガス発生設備設置状況の確認記録等	移動ガス発生設備の設置状況及び周辺の状況が分かるもの。	省令第28条、解釈例第82条に適合していること。

検査項目 19. 気化装置の構造

検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
		項目	内容	
1. 液化ガスを気化する装置（以下この検査項目において「気化装置」という。）	気化装置は、直火で加熱する構造でないことを確認する。	構造図	直火で加熱する構造でないことを確認できるもの。	省令第31条1項、解釈例第85条に適合していること。
2. 温水で加熱する構造の気化装置であって、加熱部の温水が凍結するおそれのあるもの（寒冷地以外に設置するものを除く。）	加熱部の温水の凍結を防止するための措置が講じられていることを確認する。	構造図	温水の凍結を防止する措置が講じられていることが確認できるもの。	省令第31条2項、解釈例第86条に適合していること。
3. 気化装置又はそれに接続される配管等（気化装置からの液化ガスの流出を考慮した設計である場合を除く。）	気化装置又はそれに接続される配管等は、気化装置から液化ガスが液のまま流出することを防止する装置を設置していることを確認する。	1. 流出防止装置設置状況図 2. 流出防止装置作動試験記録	フローシート等で明示したもの。 流出防止装置の作動確認等の記録記載のもの。	省令第31条3項、解釈例第87条に適合していること。

検査項目 20. 運転性能

検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
		項目	内容	
移動式ガス発生設備	1.工事計画書記載の能力を有することを確認する。 （製作時の運転性能試験記録を用いてもよい）	1.運転性能試験記録 2.能力推定説明書（必要な場合）	原則として2点以上の負荷で運転し、装置の運転状態が安定した後に記録したもの。 工事計画書記載の能力又は圧力で運転できないときは、可能な範囲で最大の能力又は圧力で運転性能試験を行い、その結果から推定したもの等。	1.各負荷運転ともに安定した運転ができること。 2.工事計画書記載の能力を有すること。
	2.使用状態で試験運転を行い、正常な運転ができることを燃焼状態や圧力値等により確認する。	試験運転記録	使用状態で正常な運転ができることが確認できるもの。	安定した運転が出来ること。
	3.供給されるガスが容易に臭気によるガスの感知ができるように付臭されていることを確認する。	臭気濃度測定記録又は解釈例第77条2項に該当することを証明する書類等	容易に臭気によるガスの感知ができることを確認できるもの。	省令第22条、解釈例第77条2項に適合していること。

第三編

供給設備使用前自主検査要領

別表① 供給所使用前自主検査要領

1. 供給所

供給所の設置、変更工事に伴う検査については、ガスホルダー、整圧器についてのみ行う。

なお、当該工事以前に既に使用前検査に合格しており、その後変更のない項目（立ち入りの防止等、保安通信設備等）にあつては、検査対象外である。

1.1 ガスホルダー

第一編「製造設備使用前自主検査要領」による。

1.2 整圧器

「別表③整圧器使用前自主検査要領」による。

別表②導管使用前自主検査要領

<導管>

検査項目 1. 設置状況

検査対象	自主検査の方法	自主検査記録		判断基準
		項目	内容	
1.導管の敷設経路	次の1～7の事項について、現地確認又は下記の方法により検査を行う。 工事実績図により確認する。	工事実績図		工事計画書の添付書類と同等であること。
2.水取り器、ガス遮断装置及び圧力逃し装置の位置	工事実績図により確認する。	工事実績図		工事計画書の添付書類と同等であること。
3.導管の設置場所	工事実績図又は工事写真により確認する。	工事実績図又は写真		省令第52条(導管の設置場所)に適合していること。 解釈例第115条 (建物の基礎面下) 解釈例第116条 (ガスの供給に係る建物) 解釈例第117条 (ガス漏れ警報設備)
4.導管の埋設深さ	工事実績図又は工事写真により確認する。	工事実績図又は写真		工事計画書の添付書類と同等であること。
5.不等沈下のおそれがある場合の処理方法(導管の損傷防止措置)	工事実績図又は工事写真により確認する。	工事実績図又は写真	地盤沈下等による変位を吸収する措置が確認できるもの	省令第15条(構造等)に適合していること。 解釈例第45条 (不等沈下損傷防止措置)
6.導管が車両の接触等による衝撃を受けるおそれがある場合の防護措置	工事実績図又は工事写真により確認する。	工事実績図又は写真	損傷を防止するための防護措置状況が確認できるもの	工事計画書の添付書類と同等であること。 省令第48条 (防護措置) 解釈例第104条 (道路面に露出している導管の防護措置)
7.専用橋等に設置する導管の支持に関する事項	工事実績図又は工事写真により確認する。	工事実績図又は写真	導管の支持状況が確認できるもの	省令第15条 (構造等)に適合していること。 解釈例第46条 (導管の支持)

検査項目 2. 材料

検査対象	自主検査の方法	自主検査記録		判断基準
		項目	内容	
直管、異形管、水取り器、及び圧力逃し装置	工事計画書に記載のある材料について、ミルシートにより確認する。	1.工事実績図 2.配管表 3.ミルシート(原本又はその写し)	工事実績図又は配管表に記載されている管番号等が、ミルシートで確認されていること	工事計画書と一致していること。

検査項目 3. 構造

検査対象	自主検査の方法	自主検査記録		判断基準
		項目	内容	
	次に示す表に掲げる事項について、寸法検査記録又は製作図等により確認する。なお、必要により測定可能な箇所について現地にて主要寸法を確認する。 ただし、規格に定める管材料を使用する場合は、ミルシートによる公称寸法から規格に定められた厚さの負側の許容差及び加工代を控除した値を持って寸法検査記録に代替することができる。	1.工事実績図 2.配管表 3.寸法検査記録又は製作図等 4.ミルシート(原本又はその写し)		1.工事計画書に記載のものにあつては、工事計画書と一致していること。 2.1.以外の構造にあつて、工事計画書の添付書類に記載のあるものにあつては添付書類と同等であるか、省令第 15 条（構造等）に適合していること。 3.1.及び 2.以外の構造にあつては省令第 15 条（構造等）に適合していること。

表(検査項目「3. 構造」の検査方法)

検査項目	寸法検査記録又は製作図等で確認するもの	解釈例条文	検査項目	寸法検査記録又は製作図等で確認するもの	解釈例条文
1. 導管 (1) 直管部分 (2) 異形管部分	工事計画書に記載された主要寸法		5.その他 (1) 導管に取り付けられた管台 (2) 強め材(穴の径が 61mm	管台の径及び厚さ	第 57 条(溶接部の継手の形式) 第 41 条(導管の構造)
	(1) 工事計画書に記載された主要寸法 (2) 熱間曲げ加工及び規格管以外にあつては、曲管の曲率半径 (3) えび曲げ管にあつては、管の中心線の交角と周継手の最小間隔 (4) 規格管以外のレジャーサにあつては、円すい部の頂角	第 41 条（導管の構造） 第 40 条（附帯設備であつて製造設備に属する容器及び管並びに配管）	以下で、かつ、導管の外径の 4 分の 1 以下の穴に設けられたものを除く。） (3) 導管に取り付けられた	強め材の外径及び厚さ	第 40 条（附帯設備であつて製造設備に属する容器及び管並びに配管） 第 31 条(耐圧部に設ける穴)
2.水取り器及び圧力逃し装置	(1) 工事計画書に記載された主要寸法 (2) 工事計画書添付の構造図に記載された事項	第 102 条（水取り器）	平板 (4) 鞘管、トンネル等(導管	規格品のブラインドフランジ以外の場合は (1) 平板の厚さ (2) 差し込み閉止板以外のものにあつては直径又は最小スパン	第 57 条(溶接部の継手の形式) 第 22 条(容器の胴及び鏡板の構造) 第 40 条（附帯設備であつて製造設備に属する容器及び管並びに配管）
3.主要ガス遮断装置	工事計画書に記載された種類		の上載荷重を除外する場合)	鞘管、トンネル等の構造に係る事項	第 41 条（導管の構造）
4.伸縮吸収装置(曲管によるものを含む)	工事計画書に添付された「伸縮吸収装置に関する説明書」に記載された事項	第 44 条（伸縮吸収措置）			

検査項目 4. 接合

検査対象	自主検査の方法	自主検査記録		判断基準
		項目	内容	
1.溶接 省令第 16 条第 1 項に定める溶接部に限る。	1.溶接施工方法等(溶接施工法、溶接士技能)の確認 解釈例第 52 条第 2 項に規定する溶接の方法について、以下に示す確認を行う。 (1) 溶接施工方法等(溶接施工法、溶接士の技能)のあらかじめ確認。 (あらかじめ確認のチェックを、当該検査対象ガス工作物の使用前検査を行う登録ガス工作物検査機関に依頼する場合は、チェックに先立ち使用前検査申請を提出すること。) (a) 解釈例第 52 条第 3 項によって確認を行う溶接施工方法等(溶接施工法、溶接士技能)(以下「確認溶接方法」)の場合 ・確認溶接方法であることを証する書類等により、確認を行う。 ①解釈例第 52 条第 3 項 1, 4 号 ②旧解釈例: 解釈例第 52 条第 3 項 3 号 ③大臣承認: 解釈例第 52 条第 3 項 2 号 (b) 輸入するものであって、解釈例第 56 条によって確認を行う溶接施工方法等(「確認溶接方法」によるものと同等以上の機械的性質を有する溶接施工方法等(以下「同等溶接方法」という))の場合 ・ASME Boiler & Pressure Vessel Code Sec. IX(2004) Welding and Brazing Qualifications PART QWに基づく溶接方法(以下「ASME § IX」という)又はこれと同等以上の規定を満足する書類 ①Welding Procedure Specification 以下「WPS」(溶接施工要領書)という。ASME § IX QW-482 参照 ②Procedure Qualification Record 以下「PQR」(溶接施工法の試験記録)という。ASME § IX QW-483 参照 ③Welder/Welding Operator Performance Qualification 以下「WPQ」(溶接士の技能の試験記録)という。ASME § IX QW-484 参照 により、適切な溶接方法であることが以下に示すいずれかの検査機関の検査員により確認されたものであること。 イ AIA(Authorized Inspection Agency) ロ Lloyd's Register of Shipping ハ TÜV(Technischer Überwachungs-Verein e.V.) ニ その他上記検査機関と同程度と認められる検査機関	1.構造図 溶接部の設計図等 2.1 確認溶接方法 ①確認溶接方法であることを証する書類 ②大臣承認を受けたものにあつては溶接方法承認申請書・承認書(写)又はガス工作物溶接要覧 2.2 同等溶接方法 WPS、PQR 及び WPQ	溶接継手の位置が記載されているもの。	省令第 16 条 (溶接部分)に適合していること。 設計図等に溶接継手の位置が記載されていること。 1.溶接施工方法等の検査 (1) 溶接施工方法等については、以下の通りであること。 (a) 確認溶接方法 解釈例第 52 条 (溶接一般) 解釈例第 54 条 (溶接施工法) 解釈例第 55 条 (溶接士技能) (b) 同等溶接法 以下のことを検査員が証明したものであること・ ①PQR 及び WPQ が適切なものであること。 ②WPS が PQR にサポートされていること。 解釈例第 56 条 (輸入品の溶接方法)

検査対象	自主検査の方法	自主検査記録		判断基準
		項目	内容	
	(2) 溶接施工方法等の適合性確認 溶接施工方法等の内容が(1)により確認された「確認溶接方法」に基づいていることを確認する。 2.溶接設計 解釈例第 57 条、第 63 条、第 64 条、第 67 条に定められた溶接部の設計について、図面により確認する。 3.放射線透過試験 解釈例第 58 条、第 62 条、第 63 条、第 64 条に定めるものの放射線透過試験が実施されていることを確認する。(放射線透過試験を行うことが困難な場合は超音波探傷試験を実施する。(第 59 条)) 4.機械試験 解釈例第 65 条に定められた機械試験の必要な箇所について、確認する。 5.継手食違い 突合せ溶接部について、確認する。	3.溶接施工記録又は溶接施工記録総括表(溶接箇所が多い場合) 溶接形状図又は製作図 1.放射線透過試験総括表(超音波探傷試験総括表) 2.放射線透過試験判定記録(超音波探傷試験判定記録) 3.配管表 機械試験記録 溶接施工記録	溶接継手の仕様(材料、開先形状等)及び溶接施工方法等の確認等に係る必要な事項(溶接施工法の内容、溶接士の氏名、資格、溶接機の種類等)が記載されているもの。 溶接設計が確認できるもの 放射線透過試験(超音波探傷試験)の全体が確認できるもの 個々の放射線透過試験判定及び判定者(資格を含む)が確認できるもの 放射線フィルムの撮影位置(超音波探傷試験を行った箇所)が確認できるもの 食違いの適否が確認できるもの	(2) 溶接施工方法等の適合性確認 溶接施工記録等により、その内容が確認溶接方法又は同等溶接方法による溶接方法に適合していること。 解釈例第 57 条 (溶接部の継手の形式) 解釈例第 63 条 (溶接線上又はその近傍の穴) 解釈例第 64 条 (隣接する長手継手間の距離) 解釈例第 67 条 (厚さが異なる部材の突合せ溶接部) 解釈例第 58 条 (放射線透過試験) 解釈例第 59 条 (超音波探傷試験) 解釈例第 62 条 (非破壊試験の再試験) 解釈例第 65 条 (機械試験) 解釈例第 66 条 (突合せ溶接部の継手端面の食違い)

検査対象	自主検査の方法	自主検査記録		判断基準
		項目	内容	
2.フランジ接合	6.溶接後熱処理 解釈例第 71 条に定められた溶接後熱処理の必要な箇所について、適正な方法により溶接後熱処理がされていることを記録により確認する。	溶接後熱処理記録	溶接後熱処理条件、測定温度カーブ等が記載のもの	解釈例第 71 条（溶接後熱処理） われ、オーバーラップ、アンダーカット、クレータ等で有害なものがないこと。 解釈例第 52 条（溶接一般） 解釈例第 64 条（隣接する長手継手間の距離） 解釈例第 67 条（厚さが異なる部材の突合せ溶接部） 工事計画書と一致していること及び工事計画書の添付書類と同等であること。 解釈例第 34 条（容器に取り付けるフランジ） 解釈例第 40 条（附帯設備であって製造設備に属する容器及び管並びに配管） 解釈例第 41 条（導管の構造）
	7.外観検査 外観検査記録により確認する。	外観検査記録		
3.機械的接合	1.規格品を使用した場合は、工事計画書添付書類に記載された規格品であることを確認する。 2.規格品以外の場合は、工事計画書添付書類に記載された構造及び材料であることを、製作図等により確認する。	1.ミルシート 2.製作図		工事計画書と一致していること及び工事計画書の添付書類と同等であること。 解釈例第 41 条（導管の構造）
	工事計画書添付書類に記載された機械的接合の接合部分の状況について、解釈例第 41 条第 2 項の図に掲げる事項を製作図等により確認する。	製作図等		

検査項目 5. 導管の防食

検査対象	自主検査の方法	自主検査記録		判断基準
		項目	内容	
	次の(1)～(4)の事項について確認する。 (1) 塗覆装による場合の防食措置 (a) 塗覆装の種類 (b) 塗覆装の方法 (c) 塗覆装に係る検査の方法 (2) 流電陽極による場合の防食措置（類似箇所からの推定でもよい） (a) 導管の接地抵抗（塗覆装の抵抗） (b) 陽極の容量及び設置間隔並びに電位測定用ターミナルの位置 (c) 導管の対地電位 (3) 外部電源法等による場合の防食措置 工事計画書の添付書類における防食措置に関する説明書に記載された事項 (4) 絶縁継手の位置	1.塗覆装検査記録 2.工事実績図又は工事写真		工事計画書の添付書類と同等であること。又は、省令第 47 条（防食措置）に適合していること。 解釈例第 103 条（防食措置）

検査項目 6. 共同溝内の施設

検査対象	自主検査の方法	自主検査記録		判断基準
		項目	内容	
	次の(1)～(5)の事項について確認する。 ただし、砂埋め共同溝にあつては(2)と(4)の事項とする。 (1) 換気装置の設置状況 (2) 電気設備の防爆構造（銘板等による確認） (3) 伸縮措置の設置状況 (4) 共同溝壁の貫通部の状況 (5) 遮断装置の設置場所及び設置場所の状況	1.共同溝概要図 2.写真又は製品記録等 3.工事実績図又は工事写真 4.製作図等	防爆構造が確認できるもの 伸縮吸収措置の状況及び遮断装置の場所、状況が確認できるもの 貫通部が確認できるもの	共同溝における施設の方法が、省令第 53 条（共同溝内の施設）に適合していること。 解釈例第 119 条（共同溝内の施設）

検査項目 7. 耐圧試験

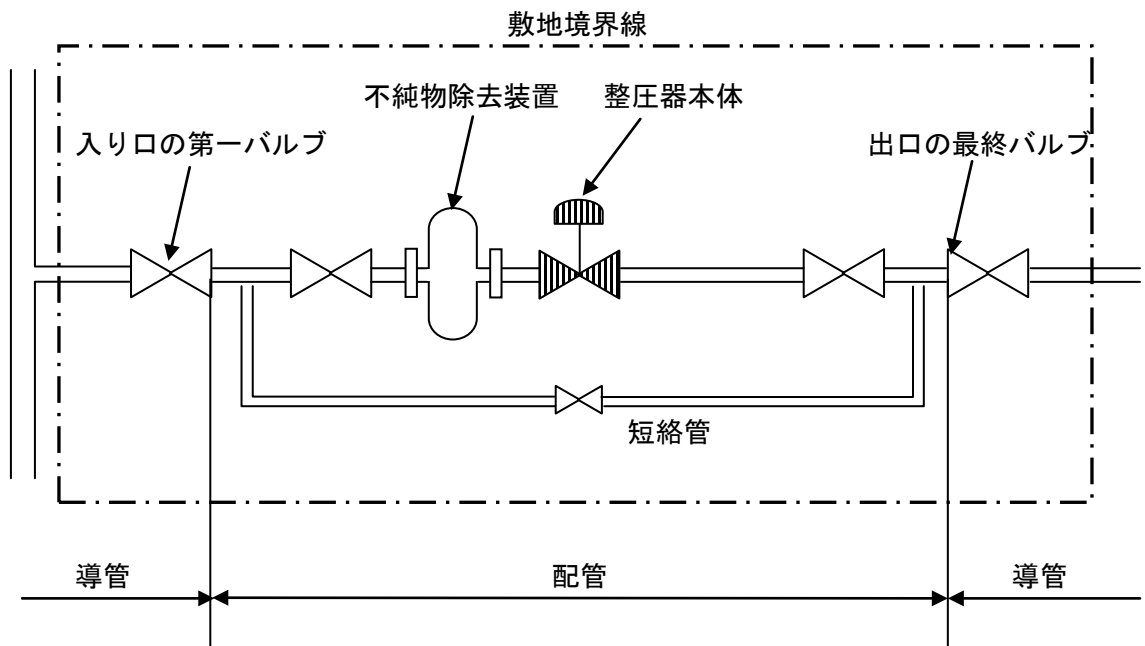
検査対象	自主検査の方法	自主検査記録		判断基準
		項目	内容	
省令第 15 条(構造等)第 2 項第 1 号(解釈例第 50 条第 2 項)、第 2 号により以下のものを除く (1) 解釈例別表第 13 に掲げる方法により抜き取られた溶接部が日本工業規格 JIS Z3104(1995)「鋼溶接継手の放射線透過試験方法」に規定される方法により放射線透過試験を行い、その等級分類が 1 類、2 類若しくは 3 類であるものの又は「ガス導管円周溶接部の超音波自動探傷方法」((社)日本ガス協会)により超音波探傷試験を行い、その等級分類が 1 類若しくは 2 類であるもの。 (2) 延長が 15 メートル未満の導管及びその附属設備であってそれらの継手部と同一材料、同一寸法及び同一施工方法で接合された試験のための管について最高使用圧力の 1.5 倍以上の圧力で試験を行ったときこれに耐えるもの	耐圧試験を実施する。	1.耐圧試験記録 2.圧力計の検査記録	検査記録(自記圧力計を用いた場合はチャート等を含む)及び写真(圧力計を日付、試験圧力等を記載したものと共に写したものと及び検査実施状況写真) ※ 耐圧試験の方法 最高使用圧力の 1.5 倍以上の水圧又は気圧をかけ、圧力の安定確認後 20 分間程度保持し試験を行うこと。 1 年以内に実施した検査等の記録記載のもの。	省令第 15 条 (構造等)に適合していること。 解釈例第 50 条 (耐圧試験)

検査項目 8. 気密試験

検査対象	自主検査の方法	自主検査記録		判断基準
		項目	内容	
	気密試験を実施する。	1.気密試験記録	検査記録(自記圧力計を用いた場合はチャート等を含む)及び写真(圧力計を日付、試験圧力等を記載したものと共に写したものと及び気密試験実施状況写真) ・最高使用圧力の 1.1 倍以上の気圧により試験された場合には、以下の(1)～(4)のいずれかにより試験された様子のわかるもの。 ・通ずるガスの圧力により試験された場合には(5)～(6)により試験された様子のわかるもの。 (1) 解釈例第 51 条第 2 項第 1 号による場合の検査記録には、検査に使用した発泡液が JIS Z 2329 に適合していることがわかるものを含む。 (2) 解釈例第 51 条第 2 項第 2 号による場合の検査記録には、試験ガスに関する記録(濃度計算書等及び封入後の経過時間がわかるもの)及びガス検知器に関する記録(作動検査等の記録記載のもの)を含む。 (3) 解釈例第 51 条第 2 項第 3 号による場合の検査記録には、管内容積計算書及び気密保持時間等(温度補正後の始めと終わりの圧力差が圧力計の許容誤差内にあること)がわかるものを含む。 (4) 解釈例第 51 条第 2 項第 4 号による場合の検査記録には、音波検知装置に関する記録(作動検査等の記録記載のもの)を含む。 (5) 解釈例第 51 条第 1 項第 3 号のイの事項を確認できるもの。 (6) 解釈例第 51 条第 1 項第 3 号のロの事項を確認できるもの。	省令第 15 条 (構造等)に適合していること。 解釈例第 51 条 (気密試験) 第 2 項第 1 号 (発泡液を継手に塗布し漏えいの有無を確認する方法) 第 2 項第 2 号 (ガス検知器で漏えいの有無を確認する方法) 第 2 項第 3 号 (被試験部分の容積に応じて規定の時間以上保持し始めと終わりとの測定圧力差により判定する方法) 第 2 項第 4 号 (音波検知方式により漏えいが検知されないことにより判定する方法) 第 1 項第 3 号 (通ずるガスの圧力で試験を行い漏えいの有無を確認する方法)
		2.圧力計の検査記録	1 年以内に実施した検査等の記録記載のもの。	

別表③ 整圧器使用前自主検査要領

- (1) 整圧器の検査は整圧器本体を対象とするが、検査項目としては不純物除去装置、ガス遮断装置等も含むものとする。



- (2) 当該工事以前に、既に使用前検査に合格しており、その後変更のない設備（立ち入りの防止等、保安措置、浸水防止措置等）にあつては、検査対象外である。

<整圧器>

検査項目 1. 設置状況

[illegible]

検査対象	自主検査の方法	自主検査記録		判断基準
		項目	内容	
3.設備の配置	整圧器本体、ガス遮断装置及び不純物除去装置の配置を確認する。	配管系統図又は工事写真		工事計画書と一致していること及び工事計画書の添付書類と同等であること。 省令第 57 条（ガス遮断装置等）に適合していること。 解釈例第 124 条（圧力上昇防止装置）
4.浸水防止措置等	浸水防止措置等について(1)～(3)のとおり確認する。 (1) 浸水のおそれのある地下に整圧器を設置する場合は、浸水を防止するための措置について確認する。 (2) ガス中の水分の凍結により整圧器の整圧機能を損なうおそれのある場合は、凍結を防止するための措置について確認する。 (3) 整圧器の制御用配管、補助整圧器その他の附属設備は、地震に耐えるよう支持されていることを確認する。	製作図等 製作図等 工事写真又は製作図等		省令第 58 条（浸水防止措置等）に適合していること。 解釈例第 125 条（浸水防止措置）

検査項目 2. 構造

検査対象	自主検査の方法	自主検査記録		判断基準
		項目	内容	
1.整圧器本体	工事計画書に記載のある形式及び主要寸法について確認する。	寸法検査記録又は製作図等		工事計画書と一致していること。
2.不純物除去装置、ガス遮断装置	工事計画書に記載された種類であることを確認する。	製作図等		工事計画書と一致していること。

検査項目 3. 気密試験

検査対象	自主検査の方法	自主検査記録		判断基準
		項目	内容	
整圧器本体	製作工場等における気密試験記録で確認する。	1.気密試験記録 2.圧力計の検査記録	検査記録(自記圧力計を用いた場合はチャート等を含む)及び写真(圧力計を日付、試験圧力等を記載したものと共に写したものと及び気密試験実施状況写真) 1 年以内に実施した検査等の記録記載のもの。	省令第 15 条（構造等）に適合していること。 解釈例第 51 条（気密試験）

検査項目 4. 出口の圧力が調整可能範囲を超えた場合の保護装置

検査対象	自主検査の方法	自主検査記録		判断基準
		項目	内容	
	1.緊急ガス遮断装置作動試験により、設定圧力で弁が開閉することを確認する。 2.緊急ガス遮断装置以外の保護装置にあっては、作動試験を行い、その機能が正常であることを確認する。	緊急ガス遮断装置作動試験記録 作動確認試験記録	作動確認、作動圧力、作動時間等の記録記載のもの。	整圧器二次側の最高使用圧力以下の圧力で、遮断装置が作動すること。 「検査方法」に同じ。

検査項目 5. 整圧器性能検査

検査対象	自主検査の方法	自主検査記録		判断基準
		項目	内容	
	1.整圧能力 整圧器の流量曲線等(カタログ又はメーカー作成によるもの)で流量を確認する。 2.調整圧力 検査時点にて送出可能な流量により、作動確認を行い、整圧器二次側圧力を工事計画書記載の調整圧力範囲内で変化させた場合の整圧器二次側圧力の状況を確認する。	整圧器流量曲線 1.調整圧力検査記録 2.圧力チャート又は写真 3.圧力計の検査記録	 整圧器二次側圧力が設定圧力で保持されていることがわかるもの 写真については、圧力計を日付、試験圧力等を記載したものと共に写したものと及び調整圧力試験実施状況写真。 1 年以内に実施した検査等の記録記載のもの。	「検査方法」に同じ。 工事計画書に記載された流量(整圧能力)が流れる能力を有していること。 正常に制御できること。